

分部神社 大溝町大字勝野字湊分部氏の舊邸址に鎮座す。庭砌地の榎松等皆舊樹なり。明治十一年九月三十日官許、十三年十月祠成り、五日靈主及神寶を遷座し六日大祭を施行す。靈主は分部光嘉より光謙に至る十三世とす。神寶當麻鎗鋒は光嘉の用ひしもの、十間瓜形冑は光信の冠したるものなり。此冑銘云、奉多賀大明神信玄と即ち武田信玄が多賀祠に奉納したるものなり。並に内殿に納む。以上二品明治十三年九月子爵分部光謙奉納。

高靈神社 大溝町大字永田(舊鯉川)に鎮座す。祭神高靈神、舊貴船大明神と稱す。文明三年の勸請なり。境内面積三百一十坪。大正五年四月二十八日長田神社に境内社として併合す。

天満宮 大溝町大字永田(舊鯉川)に鎮座す。祭神菅原道真。寶曆二年三矢武兵衛の奉祀なり。境内は元武兵衛の邸なり。元武兵衛菅公の畫像を有す。元文中の大水に浸されず。其後又大水あり、時に畫像を表具師に託したる折なるが、其家亦害を免がれたるが故に、其靈異に感じ、寶曆二年春菅公八百五十年祭に當り、社殿を營み奉祀したるところなり。拜戸御所より梅樹を奉納あり、安永七年四月同御所より制札を立て、折取ることを禁せられたり。境内百三十五坪

猿田彦神社 大溝町大字永田に鎮座す。祭神猿田彦神。勸請詳ならず。境内面積二百十坪。

大炊神社 大溝町大字音羽に鎮座す。村社。祭神事代主神。舊大炊大明神と稱す。藥師如來を祀り建久三年三尾神社の大炊殿の舊址に社殿を創建し、大炊殿の祭神を勸請して音羽村の産土神とす。中古は長寶

寺の支配なりと云ふ。信長の時兵燹に罹りて社殿神寶悉く焼失す。境内四百五十八坪。境内末社六社 内宮神社、八幡神社、日吉神社、三尾神社、春日神社、白山神社なり。

水尾村

若宮神社 村社。水尾村大字武曾横山字横山に鎮座す。横山の氏神なり。祭神仁德天皇。式内鞆結神社なりと云ふ。天正中兵燹に罹り、明和九年正月二十三日夜又回祿す。此時又末社若宮八幡宮を八幡より勸請す。大正四年十一月三日神饌幣帛供進社に指定せらる。例祭五月十一日。境内千九百十八坪

日吉神社 村社。水尾村大字武曾横山字武曾に鎮座す。武曾の氏神なり。祭神大山咋命。文祿二年五月鎮座、例祭五月五日、境内二千〇五十三坪。大正八年御靈神社を合祀す。

志呂志神社 村社。水尾村大字鴨に鎮座す。鴨の氏神なり。祭神瓊々杵尊、鴨祖神、玉依姫神。寶龜元年、藪ヶ原の地より今の地に遷座ありしと傳ふ。又、祭神は事代主命なりしを後世吉田家の許狀に邇々杵尊と誤れりと云ふ。又傳ふ、天長中鴨祖神、玉依姫命を配祀すと。文治三年源頼朝十貫文の社領を寄附せられしが、永祿年中延暦寺の僧徒に掠略せらる。其後轉退したるを天正二年再建せり。明治維新前までは天皇社と稱し、俗に牛頭天皇を祀ると稱せり。本社を式内志呂志神社と定めし證左詳ならず、猶再調すべし。例祭四月二十一日、境内五百四十二坪。

白山神社 村社。水尾村大字宮野に鎮座す。宮野の氏神なり。祭神伊弉册命。正治二年加賀より勸

請す。元龜二年兵燹に罹り、天正二年再建す。例祭五月四日、境内千四十七坪。

宇伎多神社 村社。水尾村大字野田字宇伎多に鎮座す。祭神八重事代主神。舊鹽竈六社大明神と稱す。社傳に式内なり。佐々木高信本社を崇敬し、嘉禎三年社域周圍字宇伎多の水田七十石を寄附し、境内に鹽竈社、境外に八幡宮を勧請したり。元龜天正の際神領は掠没せられ社頭衰頹す。慶長四年高島信遠の四代孫泰監神主となり子孫奉仕す。同年京極高次社殿を修營し社領を寄すとあり。安永四年八月再建。大字野田の氏神なり。

御靈神社 同村大字武曾横山字武曾に鎮座す。祭神吉備聖靈、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、藤大夫、橘大夫、文大夫、火雷神の八座なり。享祿元年九月將軍足利義晴朽木谷に隠れし時京師御靈八所神を勧請したるなりと。大正八年七月七日村社日吉神社に合祀す。舊境内東西六十間 南北五十間

日吉神社 同村大字鴨に鎮座す。祭神大山咋命。元龜の兵亂に回祿したるを、天正二年に再建したりと云ふ。

貴布禰神社 同村同大字に鎮座す。祭神事代主命、貴布禰神社の祭神は閻竈神なれど、天皇社の祭神を當社に誤り傳へしと云ふ。元龜の兵燹に罹り、天正二年に再建すと傳ふ。

稻荷神社二社 共に同村同大字に鎮座し、一は字蟹川、一は字藪ヶ原に在り。

八幡神社 同村大字野田に鎮座す。祭神譽田別命、加具土命。勸請宇伎多神社條參照。

青柳村

藤樹神社 縣社。青柳村大字上小川に鎮座す。祭神中江與右衛門。藤樹先生の徳を慕ふもの神社を創立して其神靈を祀らんと欲し、大正八年十二月内務大臣に具申し、以來本殿桁二間半 梁一間半中門透塀拜殿鳥居社務所神饌所土藏を新築したり。十一年五月四日縣社に列せらる。同年十一月十五日、皇后陛下本縣行啓の際、御使を差遣せらる。例祭九月二十五日。境内坪數三千六百九十四坪。

日吉神社 村社。青柳村大字青柳字萬木に鎮座す。青柳の氏神なり。祭神阿夜訶志古泥命、市寸島比賣命、橘比賣命、勸請年代詳ならず。大正六年十一月七日神饌幣帛料供進社に指定せらる。祭日舊四月初辰日、明治になりて五月十五日とす。境内千四百十九坪。本殿桁二間四尺 梁行三間二尺末社三社秋葉神社(祭神火結神)稻荷神社(祭神忠茂大神、武丸大神)天滿神社(祭神菅公)

日吉神社 村社。青柳村大字上小川字愛神に鎮座す。上小川の氏神なり。祭神大山咋命。舊日吉三之宮と稱す。勸請年代詳ならずが、寛元三年に神輿を作ると傳ふれば其以前なること明なり。正長年間の文書に上小川三宮霜月神事田事と見ゆ。寛文五年神輿を改造し、正徳二年九月社殿を再建し、寛政七年三月拜殿を再建し、天保十年五月社殿再建す。例祭は舊四月初寅日、明治になりて五月十六日とす。境内二反二十九步。本殿桁二間三尺 梁行二間四尺るやおうの神事は十月十日舊九小判形の餅牛の舌百二十と莢豆の煮たるものとを三寶に盛り拜殿に供へ、石燈籠の側に日輪の形を作りて高く建て、其前に藁を立

て、日の暮るゝを待ち、子供二人矢を肩にし、ゑやおうと呼びて驅け来るや、火を藁に附けて焼く。又刀を帶し由井助九郎が寄附の装束をまとひゑやおうと高唱して火のもとへ走り行くこと二回にて式終る。此神事に助九郎湯とも云ふ。此神事の來歴詳には知るべからず。徳川時代にありて祭禮其他の神事は一宮仲間の支配に屬せり。其家筋は淵田北川志村の三姓を冒せり。彼等が祭事に帶刀するは落武者なりしが故なりと云ふ。徳川時代の中葉以後氏子等一宮仲間に相反抗し漸次に讓歩し來り、明治に至りて其特權を失へり。

國狹槌神社 村社。青柳村大字下小川字宮筋に鎮座す。下小川の氏神なり。祭神國狹槌命。舊八王子權現と稱す。勸請年代詳ならず。文永十年に造營の事ありたりといへば其以前の勸請なるを知るべし。文和三年三月大法師有村其私有田を御神樂田として寄進せり。本社は比叡山領なりしが故に初祭は同山より支配したりしを、明治維新後は之を村年寄に引き受けて行へり。下小川村には宮年寄と稱するもの十三人あり。缺員あるときは補缺せり。内六人を所方宮本と云ふ、往古より相續せり。六人を流鏑馬組と云ひ、一人をいぶくろ組と云ふ。流鏑馬組、射袋組は徳川時代の中世に年寄に加入せしめしものなり。神事に際し三組は神輿の行列、神前の席次に階級あり。例祭は五月十六日、現在の式は宵宮に競馬の式あり、當日又競馬、神輿渡御式あり。境内千二百十三坪官有地。附屬地藪反別一反四畝。四歩は保安林なりしが明治三十七年十一月拂下となり民有地に歸す。社殿桁行一丈四尺。

布留神社 村社。青柳村大字横江字宮の腰に鎮座す。横江の氏神なり。天照大神の十員を祀る。勸請不詳。延寶七年正月社殿再建す。例祭五月初辰の日なりしが、今は八日とす。境内四百六十二坪。社殿桁行一丈一尺。末社若山神社(祭神應神天皇)天満神社。

太田神社 青柳村大字青柳字貫正寺に鎮座す。祭神大田神、宇須賣命。舊新宮と稱せり。社地は太田の馬場と云ふ。往古は廣くして慶長七年の檢地帳に此地に接して上古鳥居下古鳥居御手洗伏し拜み等の字あり。皆上古の社地なりと云ふ。文政五年舊萬木村の人中江千別、式内大田神社なりとて大田神社古蹟處碑を建てたり。碑今存せず唯礎石のみ存せり。碑文は藤井高尙の撰なり、其文松屋文後集に收む。古來青柳は旱害を受くること數なり。旱魃の時は當社に雨乞祭をなす。境内千三百六十九坪。與呂伎神社 青柳村大字青柳字古森(舊島村)に鎮座す。祭神子守神、勝手神。舊古守社と稱す。式内與呂伎神社なり。社地は即ち萬木の森の遺跡の存するものと云。境内二百三十六坪。松杉の老樹多し。八幡神社 青柳村大字青柳字梅の木に鎮座す。祭神譽田別命、厄神、玉垂神、香推神。本社は伊豆國白井莊に鎮座ありしを、建治三年、白井善内此に移住したる時に奉遷して子孫相續きて崇敬し來れり。明治維新の際村に引繼ぐ。正月十九日厄神詣と稱して諸人の參詣多し。境内千七百七十五坪。末社貴船神社あり。

八幡神社 青柳村大字上小川字中道に鎮座す。祭神應神天皇。古來愛染神社三願寺藥師堂と共に仲

間宮と稱し、上小川村の一宮仲間の奉祀するところなりき。境内六畝七歩。

愛染神社 同村同大字愛神に鎮座す。祭神愛染明王。境内二畝十七歩。

泥本神社 同村同大字泥本(舊稱光古寺)に鎮座す。祭神辨才天女。至徳二年勸請す。從來淵田與惣吉一統の奉仕するところなれば其祖先の勸請なるべし。寶曆年中修覆、文政五年再建。境内二畝歩古來は除地なりしと云ふ。

中道神社 同村同大字中道、萬勝寺址に鎮座す。祭神大山咋尊。元萬勝寺の鎮守として勸請したるなり。八王子大權現と稱せり。

若宮神社 同村大字下小川枝郷三ツ矢字永流に鎮座す。三ツ矢の氏神なり。祭神大鷦鷯命、元は若宮明神と稱し、又多門天と稱す。勸請年代詳ならず。後白河法皇が安置の毘沙門天の社(寺)なりと傳ふ。境内七畝十三歩。

本庄村

日枝神社 村社。村社本庄村大字南船木中濱に鎮座す。同大字の氏神なり。祭神瓊々杵尊。舊日吉山王十禪師と稱し、本地佛地藏菩薩安阿彌作立像二尺五寸を祀れり。又中ノ宮と稱す。正應三年四月佐々木西條長綱の勸請なり。文龜三年五月松下長伯、佐々木能登守再建す。正保三年八月酒井忠勝上葺を命せられたりと云ふ。書類に社領二石五斗又忠勝の寄附なり。境内二反四畝十一歩。社殿、拜殿、神輿庫、寶

庫、社務所等あり、木鳥居は貞享元年六月再建、石鳥居は寶永六年の建立なり。鳥居額は享保十九年に打つ。後西院皇女寶鏡寺宮本覺院理秀尼公の筆なり。末社五社、二宮國常立尊本地佛藥師佛は貞享年中湖邊に出現し、元祿四年山本清左衛門勸請するところなり。三宮檀根尊、本地佛普賢菩薩、社殿に役小角木像あり、貞享二年五月の造營なり、岩瀧明神社踏躰姫命、本地辨財天、勸請年月不詳。天満山神一社神體神號、寶曆二年九月材木座中の勸請なり。南宮の條參照 愛宕社本地佛地藏菩薩、御旅所は浪際にあり東西二十二間、南北十二間、又別當池ノ坊梁二間あり、本尊不動明王、真言宗なりしが某年焼失せり。

日枝神社 本庄村大字南船木南濱に鎮座す。祭神天津彦火々瓊々杵尊。舊日吉十禪師權現と稱し、又南宮と稱す。本地佛地藏尊(惠心僧都作)に建久六年卯月とあり。同年の勸請なるべし。長享三年三月十七日の兵亂に炎上し、文龜三年四月再興す。當時の社地は今の地番第三百五十番及び三百五十三番地の地先なりしを慶長六年三月今の地第二百八に番に移す。舊地は缺陷して湖水となる。往古の鳥居は永正十八年九月の造立なり。棟札存す。正保三年八月酒井忠勝本殿の上葺をなす。明治三年現社號に改む。明治十年滋賀縣より一村一社と定め一村數社あるところは氏子多數なるを村社とすべきに定められ、本社は元氏神なりしも中宮を村社と定められたり。社境内一反五畝十八歩。社殿拜殿社務所あり。本社の寶物として本地佛地藏尊、傳教大師、慈覺大師等の木像を存す、元、本殿に安置したるものなり。末社三社、山王二宮、三宮共に慶長十年の勸請なり。天満宮山神宮一社神體神號、寶曆二年材木座中の勸請

なり。享保年間材木座と朽木谷と争論に及び河野豊前守の裁許にて材木座非分となり材木座退轉に及ばんとす。依て更に再願して京都に上り、此時天満宮は災難を除くの神、山神は商賣取扱の山木を守る神なるを以て此兩神に誓願をこめ、願望相叶はゞ鎮守を建立せんことを念願せしに無程本多筑前守の裁許にて享保十四年十月二十六日元の如く材木座存立せしめらる。此後遷延したりしが、寶永五年六月に社殿を建立したり。境外末社惠美須社境内一畝十八歩、勸請詳ならず、文龜年中造營したることあり。

若宮神社 村社。本庄村大字北船木に鎮座す。同大字の氏神なり。祭神大己貴命。勸請年代詳ならず。明應六年七月佐々木能登守社殿を造營す。正保三年七月酒井忠勝上膏をなす。舊若宮權現と稱す。明治維新後若宮神社と改む。境内二反八畝十九歩、社殿拜殿あり。末社二社天満宮慶應三年北野より勸請す。御靈社勸請年代不詳。

阿志郡彌神社 村社。本庄村大字川島に鎮座す。同大字の氏神なり。祭神不詳。或云國常立尊玄孫島津彦命と。舊加茂大明神と稱すれば、安曇川御厨は加茂神社の御厨たる關係上賀茂宮を勸請したるものなるべし。勸請年月詳ならず。社に藏する古鰐口には應永十五年戊子六月吉日の銘あり。社記に明應二年船木城主佐々木能登守社殿を再建すとあり。其後造營の詳なるものを擧ぐれば寛文二年十一月本殿拜殿、寶永元年四月花表、享保八年三月假屋、元文三年二月拜殿を再建せり。阿志郡彌神社の

名は横井川の山伏和仁古容聰が安永年間に選したる本土記に出づ。所據詳ならず。祭日五月十日、境内七百九十一坪、本殿^{二間}一拜殿、社務所あり。本社に天長建仁元久承久書寫の般若經を藏す、奥書に前河日吉新宮に施入のこと見ゆ。即若狹國三方郡の前川村なる山王社(今前川神社)なり。前川村は日吉社領たりき。境内末社三社、太田神社、舊本庄宮と稱す。祭神勸請年代不詳、享保三年四月造營(本莊宮は元は川島村と東萬木村の境目に在り、某年境目争論の時川島村敗訴して夜に乗じて此に移したりと傳ふ、東萬木村は其址に新に宮を設けて新宮と稱せり)。八幡宮勸請年代不詳文政十年四月再建、稻荷神社勸請年代不詳、享保八年四月造營、天保六年二月再建。花表前の馬場^{長八十間幅二間半}の中程に鍵取地藏堂あり、寶永元年四月の造營なり。又馬場の藥師堂は元祿年中の造營、享保六年の再建なり。御旅所^{南北十間東西七間}は南一町半に在り、其境内に稻荷社を祀る。境内の石燈籠一基、傳へ云ふ、聖徳太子の製作佐々禮石の燈籠と稱す。

加茂神社 村社。本庄村大字四津川字藤江に鎮座す。藤江の氏神なり。祭神玉依姫命、加茂健角見命山城愛宕郡下加茂神社より勸請したるなりと傳ふ。勸請年月詳ならず。祭日五月十日。境内五百七十坪。本殿^{桁行二間末社三尺}一社は^{末社三尺}大正三年五月の再建、社務所^{桁行四間梁行二間}は明治十三年の造營なり。末社黒神社(祭神不詳、口碑云坂本山王權現なりと)

貴布彌神社 村社。同村同大字字今在家に鎮座す。今在家の氏神なり。祭神高麗神。文明十三年六

月山城國愛宕郡貴船神社より勸請したるなり。祭日五月十日。境内四百八十坪。本殿二間に末社一社八幡社あり。

蛭子神社 村社。本庄村大字横江濱に鎮座す。同大字の氏神なり。祭神八重事代主神。勸請年月詳ならず。文政十年社殿を再建す。祭日五月十日。境内三百三十五坪。中央に社殿三尺一面一宇あり。

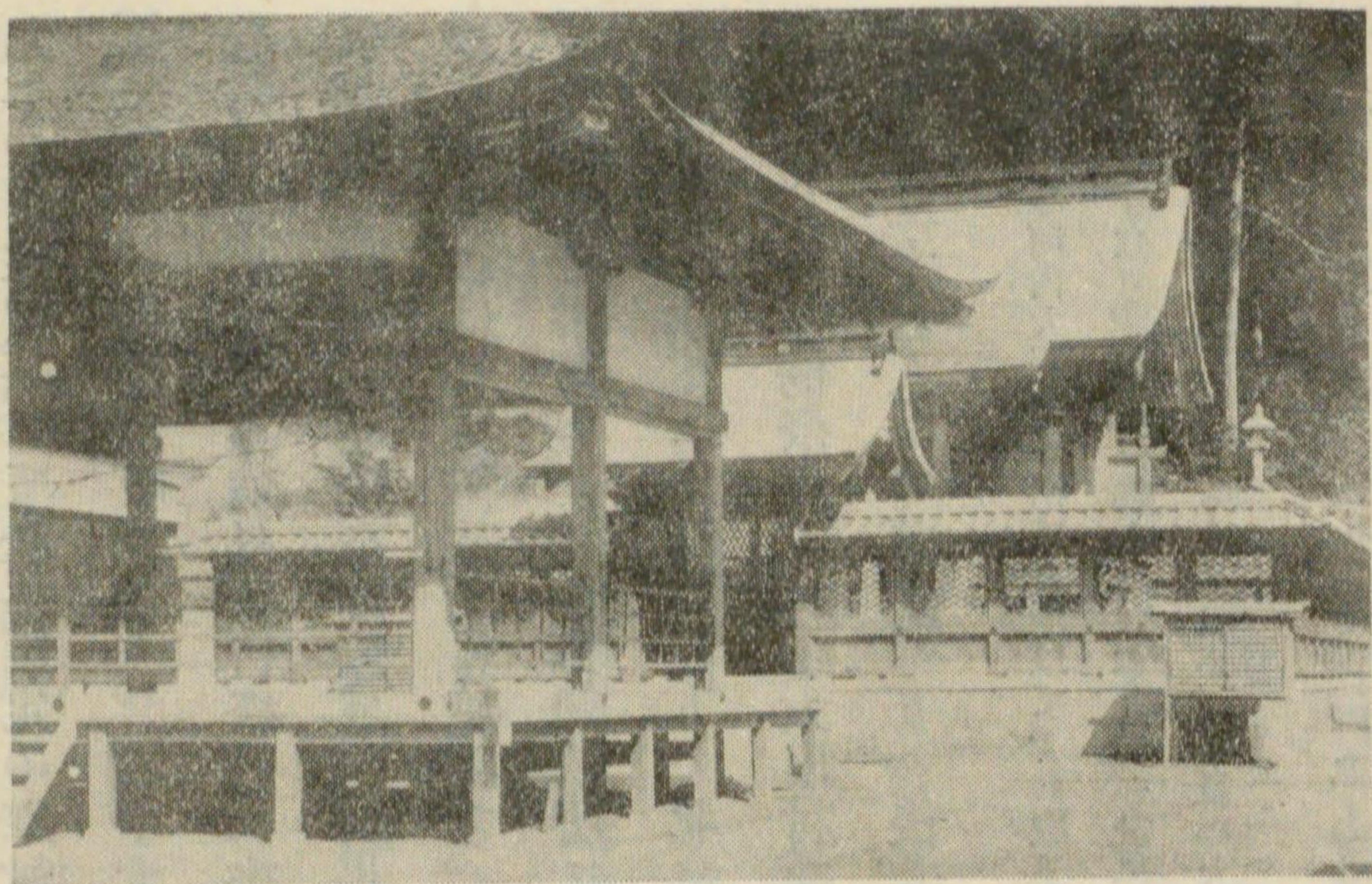
諏訪神社 同村大字北船木に鎮座す。祭神健甕名方命。勸請年代詳ならず。北船木若宮神社と同じく明應六年七月佐々木能登守造營す。舊諏訪八幡宮と稱す。境内三百三坪。社殿のみ。盆踊は本社々前に行はる。

神明宮 同村大字川島安曇川堤防に鎮座す。安曇川堤防數々決潰して川島村は其直下にありて被害甚しかりしかば、天正十四年領主京極若狹守高次は代官林傳右衛門を奉行として竹叢方一町を開きて伊勢大廟の神靈を勸請して堤防守護の神と仰げり。延寶七年時の領主分部隼人正修補し、爾來領主の經營に屬し寶曆七分部光庸再修理を加へ、文化二年分部光實又修理し以て今に至る。

惠美須社 本庄村大字横江濱に鎮座す。惠美須神を祭る。勸請年代詳ならず。境内東西十八間、南北三十間。社殿は往古は三間社なりしが、寛永二十年に大風にて破却す。依て舊材を用ゐて元の如く建立す。

新儀村

大荒比古神社 郷社。新儀村大字安井川舊井ノ口字蓮池に鎮座す。舊村名井ノ口村安養寺村河原市



大 荒 比 古 神 社

村北畑村新庄村(以上新儀村)十八川村(安曇村)堀川村平井村今市村(以上饗庭村)九ヶ村の氏神なり。(慶應三年の書き留めしものには七川庄八ヶ村の氏神とあり、今市村之に屬せず)往時は太田村藁園村も同氏神にて十一ヶ村なりしを、此二村は後に氏神を立て、分離したり。祭神は豊城入彦命、大荒田別命二座にして小名彦名命、仁徳天皇、宇多天皇、敦實親王の四座を配祀す。式内社大荒比古神社二座とあるは本社なり。豊城入彦命は崇神天皇の皇子にして、其四世孫大荒田別命なり。大荒田別命は大野氏の祖なり。配祀の四座は佐々木高信比叡谷城に在りし時、嘉禎元年二月城面の大荒比古神社に本領佐々木に於ける累代奉祀の四神を勸請して河内大明神と號し大荒比古神を地主權現として同社に祀れり。天正中兵亂の爲め社殿灰燼となりしを

氏子等漸く社殿を再建し祭祀を勤めたり。正保三年領主小濱侯酒井忠勝社殿及び神輿を修理す。享保

三年安永六年並に拜殿を再建す。明治四年六月十一日郷社に指定され、小濱縣より臨時大祭を行ふ。九年十月滋賀縣にて社格制定の際村社に列せられ、十六年十月十一日更に郷社に昇格せらる。境内三反一畝歩、馬場四町餘あり。殿宇大ならず。祭禮は四月會と稱し四月初午日なりしを、明治に至りて五月十日とす。其前日宵宮祭には晝間競馬あり、夜十一時より井ノ口青年四五十名松明四百本を點して神輿をいさめ黎明に歸座す。競馬は百頭内外神前に打揃ひ、祭典を拜し、社前の馬場にて上下五度あり、終れば神輿御旅所に渡御す。御旅所は宇麻畑鎮座比枝神社なり。途中大法寺山馬出し口と云へる人馬の競争場あり。神輿御旅所に着御あれば横馬場の競馬あり。大法寺山は七反餘歩の原地にして祭禮の用に供する小高原なり。北に馬出し口あり、西南に御旅所横馬場あり。十日祭日は神供を獻するのみなり。例祭の古式に太田村桑原與四右衛門は代々神輿の鶴鳥をさすを例とせり。與四右衛門は大田大工十七人中の頭分なり。後其家絶えしかは他の者に同名を呼ばしめたりしが今は中絶せり。

本社を河内大明神と稱するを以て、貞觀五年從五位下を授けられたる阿度河川田神社を本社とする説あり。川田は川内の誤字なり。となすなり。此説に従ふ時は本社は一社二名あるなり。川内は此邊の地名なるべく、三代實錄貞觀十三年八月の節婦高島郡人川内史能子は此地の人ならんと云ふ。本社を大荒比古神社となすは佐々木氏郷の本社縁起に在り。氏郷は江源武鑑等の作者なり。

境内に大人塚一に鬼塚と云ふあり。傳へ云ふ、長保年中若越の山中に大盜賊あり。此近傍にも出沒横行し魁首は丈七尺有餘あり。勅命ありて法求と云へるもの彼を討ち殺し、首を當社境内に埋めたり。即ち此塚なりと。

大田神社 村社。新儀村大字太田字柳原に鎮座す。太田の氏神なり。祭神大年神、菅原道眞を配祀す。大年神勸請の年代詳ならず。一説に云、延暦頃大伴大田宿禰の裔此地に移住して太田村を開き、氏神を祀りて大田神社とす、嵯峨天皇の弘仁元年四月大伴福美鷹、河行紀の建立なり。祭神は大伴氏の祖神天押日命なること明なり。本大字には太田氏林氏多し、共に大伴姓にして太田氏は村祖なり。小字に伴田、伴川、伴主家川等の名あるは皆其開きしによりて起り、又伴主家垣外は其居室の地なりと云々。菅原道眞の勸請は應永三十一年二月二十五日此地の慈雲庵沙門明了が造立供養したるところにて神體は木像なり。此神像は法體にして體內には沙門明了比丘屬順が書寫したる法華經般若波羅密多經其他數卷の經卷を藏せり。寛政十二年、曼珠院の宮が勸請せしめたるものなりとて其直轄に屬し、菊花御紋、切竹の紋を用ふることを許されたり。爾後毎年年番庄屋及び神職總代清水三之丞^{太田氏}名義にて年頭八朔には參殿封物を獻納し伺候し來りしが明治維新の際自然廢絶せり。明治三十五年祭神菅公一千年祭執行に當り舊式を再興す。本社は從來大田天滿宮と稱したりしを明治元年舊領主郡山藩より式内社と確定し、大田神社と復舊する旨公示せらる。社殿は治安年間地震の爲め破損したるを長元三年十二月修理したりと云ふ。其後詳ならず。享保三年閏十月再建す。天文年中新莊城將佐々木氏家臣多胡新兵衛長經より唐鞍一具、同人及び饗庭對馬入道覺音より鰐口一個獻納す。永祿中新莊城將淺見對馬守俊孝

より太刀一腰獻上す。文祿年中栗太郎青地城主馬介一弘當社に武運隆盛を祈り社領拾貫文を寄進す。享保年中西洞院大納言内田中左近より劔一腰獻納す。天保年中大溝侯分部光寧參拜幣物を獻す。明治三十五年四月小松宮彰仁親王より社號染筆下賜せられ、子爵東坊城徳長より唐硯一面、子爵西洞院信愛より古代文庫一個、曼珠院門跡より陽光院(正親町天皇第一皇子)色紙一軸寄附せらる。四十一年三月小松宮五年祭に際し同宮妃より金二千疋下賜せらる。現境内千三百六十八坪民有地(元祿五年明細帳に境内除地、東西三十六間馬場除地東西五間南南北北五十九間)とあり、現今民有地たれば何時代よりか除地を除かれたるなり、社殿桁行二間四尺梁行同尺殿桁行三間奉額所梁行二間神輿納屋寶庫等あり。境内社四社各社桁行三尺梁行二尺五寸伊勢内宮外宮一八幡宮一春日大明神、熊野大權現一稻荷大明神一社、大田宮とも云へなり。明治以前境内に六所舟魂大明神社あり。祭神表筒男命、中筒男命、底筒男命以上住吉神豊玉彦神豊玉姫神猿田彦神の六柱なり。文永元年七月三間寶殿を建立す。本社は安曇連の祖神にして氏子は今の新庄、東河原、西河原、太田の各村なりき。右の各村は安曇川北岸に屬し南岸青柳村に籠神社と稱し、住吉神を祀れるあり(與呂伎神社なり)其祭神は何れも海川守護の神なれば此地一帯は安曇連の領地なりしなるべし。六所明神神體は木像なりしを以て明治維新神佛分離の際誤て佛像と認め火に沒したりしが、幸ひに豊玉姫神の一體は時の神官北川某が貰ひ受け、今に民間に存せり。祭日は舊四月初寅日なりしを明治維新後五月六日と改め、十五年四月更に五月十一日と改めたり。祭式は神輿一基嘉永年中神馬一頭御旅所(社若宮神)の儀參照へ渡御す。行

列には十七八歳の乙女を選びて一週間前より齋戒せしめ、祭日には白衣垂髪に折櫃を頭上に頂き、左右に侍二人警固し、神主は法衣を着し裂衣を掛け頭に地藏綿を冠り手に中啓を携ふ。其他宮衆、脇衆八日堂衆衣冠にて供奉す。神馬は往古は一頭境内に飼養したりしが、元祿年中之を廢し例祭の時神圖にて他村の馬を用ふ。神職は太田氏林氏の者にて勤仕したりしが、正保元年四月氏子中五十餘戸の者交代して宮衆となり、高齢者三年毎に交代して宮入式を行ひ、西方寺住職、神前に於て當番神主を剃髮せしめ、社僧となして奉仕し來りしが、明治六年以後は氏子中より神職を選擧せり。寶物には後奈良天皇の神號宸筆、後柏原天皇、後水尾天皇宸翰の和歌、菅公法體木像等あり。土人太田松と稱するは周圍六尺五寸樹高十五間、樹齡二百年、毎年注連繩を張りて崇敬せり。御手洗所の傍に遊鯛石あり。長三尺幅一尺三寸餘厚三寸の自然石面に紺色を帯びし大小二尾の鯛形を現はす。太田の鯛橋と稱して有名なり。

鯛橋や太田の宮の夷講
鯛石も動くやうや梅日和

譽 跡
眷 水

右の傍の敷石は方三尺厚さ五寸ありて一種の模様を刻せり。口碑に太田村祖大伴氏の氏寺仁和寺の遺物なりと。安曇村大字三尾里の小溝に架する石橋にも、鯛橋の傍に芭蕉の句碑あり、明治二十三年森千里の建つる所なり。

藁園神社 村社。新儀村大字藁園字六石丸に鎮座す。藁園の氏神なり。祭神素盞鳴尊。應永四年四月時の代官の靈夢に依り郷内協議の上勸請したるなり。應永十九年四月寅日祭禮式始る。永正十七年兵火に焼失し、大永七年二月再建す。慶長二年再建。寛永十五年分部、酒井、伏見三領主より馬場敷地の年貢を免す。萬治二年正月以後酒井家より毎月朔燈明料として米一斗奉納す。貞享二年二月本殿再建す。本社は元、杉本神社と稱し、一に杉臺山藁榮寺と稱したりしが、其後牛頭天王と稱せり。明治五年今の稱に改む。神守は氏子中家系正しきもの十名又は七名一ヶ年交代にて奉仕し來りしが、明治維新後は志望者中より社掌を選任せり。例祭は四月初寅日なりしが、明治になりて五月十三日とし、同日神輿は字畔本鎮座鎌足神社に渡御す。鯨祭は正保三年一月以來非常に降雨少なく又溫暖なりしかば、農作物に害虫發生したりしを以て、時の神主に依頼して三ヶ月間害虫驅除の祈願を行ひしに、不思議にも諸所に鯨群をなして害虫を取り食ひ盡したり。農民歡喜の餘り祭典を行ひ、神前に舞樂を奏せり。是其起原なり。爾來毎年五月十三日今は六月十三日に舉行せり。但し舞樂は明治八年頃より中絶す。境内一反六畝二十二歩。境内に毘沙門天の小堂あり、善業寺と稱す。

大將軍社 新儀村大字安井川字犬馬場に鎮座す。祭神少那彥命。勸請年代詳ならず。一説に云、桑原大和守の祖先を祀ると。祭日は九月二十六日なり。境内三十坪、社殿約三反。

比枝神社 新儀村大字安井川字麻畑に鎮座す。祭神大己貴命。勸請年代詳ならず。元新庄城西南隅に鎮座ありしを此に移したるなり。祭日十月十日、境内三百二坪。社殿二反四方。大荒比古神社の御旅所なり。

大神宮社 新儀村大字北畑字下川に鎮座す。祭神伊勢内宮外宮なり。勸請年代詳ならず。祭日十月十六日。境内二百六十坪。社殿二間半四方。

加茂神社 新儀村大字新庄字前川原に鎮座す。祭神別雷大神、八幡大神なり。勸請年代詳ならず。此地は往昔より早害ある場所にして早魃打續く時は雨乞として氏子日夜神社に參籠し、満願の夜は松明にて雨迎とて安曇川上流まで群集獻燈し祈禱する例なり。祭日四月十五日競馬あり、九月十五日放生會を行ふ。境内千二百二十二坪、社殿一間四方。

若宮神社(廢) 新儀村大字太田字若宮(舊枝郷蒲生)に鎮座し蒲生の氏神なりき。祭神は天津久米命配祀應神天皇、神功皇后、比賣神なり。蒲生の住民は久米氏の族にして今猶同族十餘戸あり、祭神は即ち其遠祖を祀れるなりと云。本地毘沙門天像と稱するを藏す。其像普通の毘沙門天像に異なりて岩上に直立し、右手に三ツ又の槍をつき左手を脇腹に充て甲を被り、其鍬形正面には菊紋を打つ。是口碑に久米氏祖神を祀れるなりと云ふ天津久米命神像なるべし。大田神社攝社に屬し其御旅所なり。勸請年代詳ならず。寛永十七年正月再建す。神官は元祿年中まで久米氏の族輪次奉仕したりしが、其後は川

妻某代々明治六年まで奉仕せり。九年十一月境内地所東西六十八間
南北二十一間及び社殿桁行一間四尺五寸
梁行一間二尺五寸其他の建造物を賣却し、大田神社に併合せり。今御旅所は此地より東二丁に當り、山林一反歩の地とす。久米七三郎の寄附なり。

同大字字伴主家垣外太田善兵衛屋敷内に山王宮の社あり。村祖大伴太田氏伴林氏一族の祭神なり。毎年四月申ノ日神事を行ひ、小形なる神輿一基十二三歳の男子昇きて若宮神社に渡御せり。明治九年十一月廢社とし、清水新平宅に移す。

太田村には古來小祠佛堂多數ありしが、明治九年十一月村中諸般の大改革を行ひ、舊慣を破りたる際此等の祠堂を廢止せり。其祠堂名左の如し。

若宮神社

山王宮 東西十五間
南北十二間

稻荷神社 東西二十間
南北六間除地

川原菴地藏堂 東西二十八間半
南北二十七間半

八日堂 本尊藥師、東西
五間南北七間半

東向觀音堂 東西九間、南
北六間、除地

蒲生藥師堂 東西十間、南北
十二間、除地

鳴村地藏堂 東西五間
南北六間

極樂堂 東西十二間
南北十二間
本尊彌陀

小堂 東西十五間、南北十九間、天台
宗本尊彌陀、仁和寺古址に存す

鎌足神社 新儀村大字藁園字畔本に鎮座す。祭神藤原鎌足。建長五年本村民一井佐太郎、多武峯より勸請し、其所有地五郎左衛門屋敷の東北隅に奉祀して守護神とせり。貞享二年子孫、他の新築屋敷に

轉したるに、家族重病に罹りしかば、一日卜者をして占はしめしに、新築家屋鬼門に當れる故なり

とありしかば、此社を鬼門の方に移して鬼門守とせり。明和二年藁園神社の御旅所とす。明治二十六年三月社殿を再建す。社地二畝三步。近年藁園神社の有に

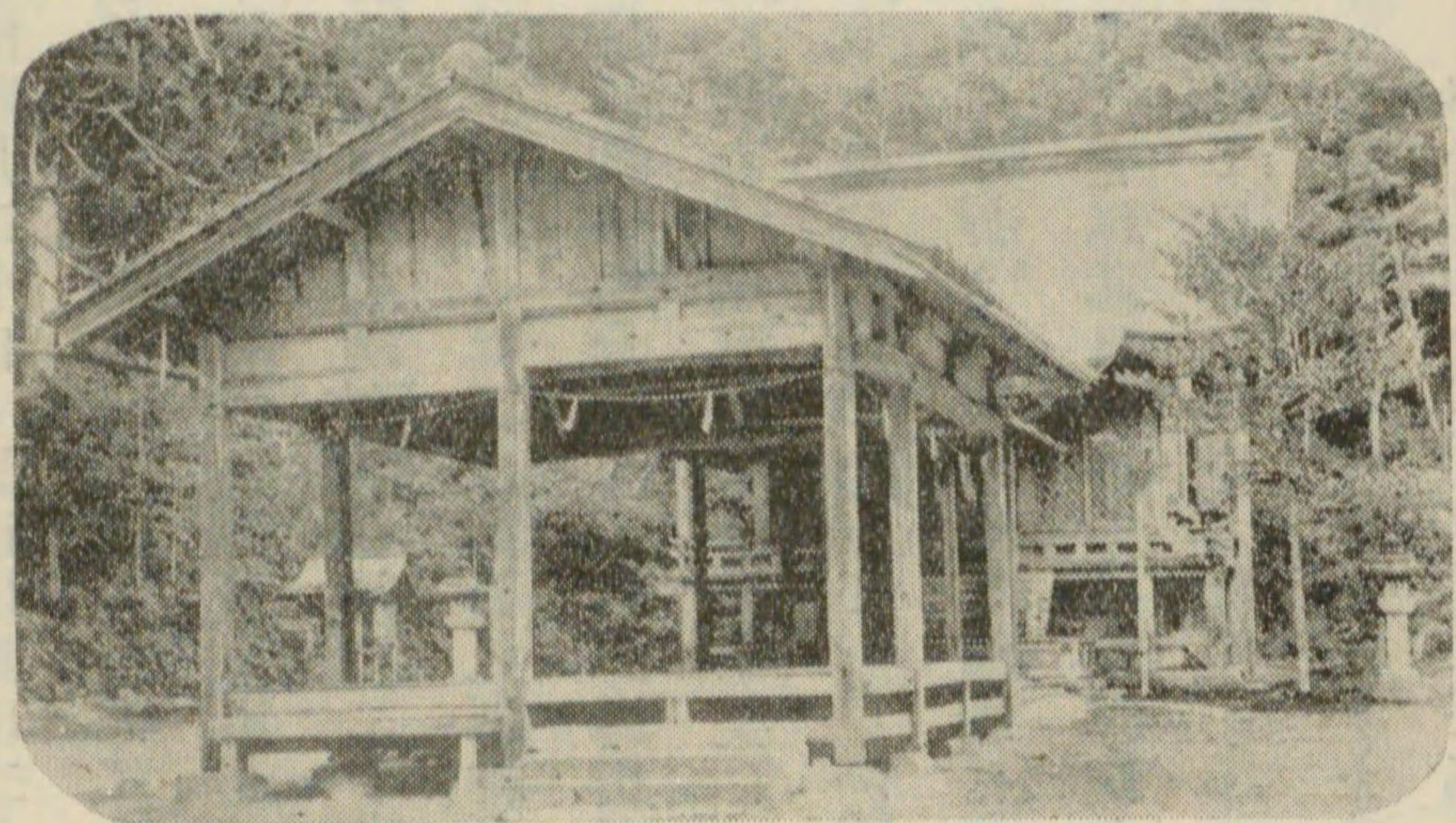
屬す。

饗庭村

波爾布神社 郷社。饗庭村大字饗庭(木津)字土生谷に鎮座す。饗庭村一村の氏神なり。(舊饗庭庄十九村の氏神と稱せり。饗庭一村に新儀村大字安井川の内平井、安養寺、新町を加へて針江小池を二村とし、合計十九村とせるなり。)祭神埴山姫、罔象女二神。舊土生大明神と稱す。式内なり。口碑に本社は罔象女を祀れるを天平十三年に至り阿波國より埴山姫神を勸請したるなりと。もと神供田二町歩ありしを天下擾亂の際に掠略せられたりと。元和十年社殿を再建し、

正保三年六月領主酒井忠勝修理を加ふ。延享四年八月、明和三年十一月、寛政元年五月並に社殿屋根葺替をなす。明

和三年五月十五日雷火の爲め神庫及神輿庫燒失す。明治九年十月二十一日郷社に列せらる。同二十六



年内務省より保存資金壹百圓下附せらる。同四十一年九月九日神饌幣帛料供進指定神社に指定せらる。例祭は四月二十日、改正以前は二月初丑日なり。故に古津の丑祭と稱せり。祭禮當日神輿の渡御は庄内新婚の者を村々より選み出して之を昇かしめ、木津村を除きて残十七ヶ村を本街道より上を上郷、下を下郷と云ふ。隔年に輿丁を出し、木津村はしぎ持をなす定めなりしが、明治に至りて其定め廢す。神輿は先づ御旅所木津庄屋久四に在り、次は大黒堂村社健速神社に合祀す。猶其址存す。に至り、此にて筑摩御饌を供進す。往古は坂田郡都久麻神社より獻供し來りしが、湖上風波の爲め遅延することありたるにより此所に御供田を定めて都久麻田と稱せり。以て獻供の資とす。獻饌終りて本街道筋を今津八幡宮御旅所に到る。還御は木津濱字榮にて大神に奉遷し、内海を渡りて山口の御旅所に到る。往時は此内海にミコシ道(石鋪道)ありて、いか程水込にても此道を渡る例にて、輿丁は諫鼓山麓にて裸體となり、深き沼中を昇き、東の街道濱端にて藁火にて身體を温め、衣類を着し、休憩の後山路を本社に還御なるなり。昔は此日は多くは風雪甚しかりきと云ふ。明治に至りて輿丁の水中に入ること止めり。丑祭に關して口碑に存する歌

高島の丑の祭にこそ問へばきさらぎ半雪は降つ、

妙なりや衣を水にぬきかへて浪に神輿をうけて渡せる

雪風の寒さもしらで神心みそきと共に渡しこそすれ

境内二千六坪、境外山林一町七畝十六歩、社殿三間拜殿二間半に神饌所神輿舍社務所等あり。攝社は本殿の右に熊野神社左に邇岐志神社あり。熊野神社は祭神熊野久須比命。熊野山の地主神として同山字能瀬に鎮座あり。同地を供料として所領に宛て式内の社なりしが、廢社に及びしかば、村民波爾布神社境内に遷し祀れるなり。其址今に社跡又は神輿平と云ふ名を存せり。明治初年まで祭禮は波爾布神社の拜殿にて熊野祭と稱して六月六日能樂を舉行したりしが維新後廢絶せり。邇岐志神社は祭神大山祇命、邇々藝命、往古よりの鎮座なり。舊山神社と稱せり。一社とも社殿は禿倉造桁行二尺梁一尺八寸なり。健速神社 村社。饗庭村大字饗庭(木津)字美園に鎮座す。祭神素盞雄尊大國主命なり。舊栗毛牛頭天王と稱す。神體は藥師如來と云ひ傳へたるも祕佛にて拜したるものなし。社傳に云、往昔此に木津忌寸祖阿知使主墳墓あり、天平寶字七年大和守坂上忌寸此に移りて遠祖阿知使主の靈を祀れりと。一に云舊栗毛神社と云へる社あり。安永二年三月村中疫病流行したりしかは村民協議して疫病平癒の爲め神祇管領吉田家に官幣を請ひ、牛頭天王と社號を改むと。栗毛宮は果して阿知使主なるか否や詳ならず。されど木津忌寸の本郷は此地なるべし。明治元年三月健速神社と改む。明治九年十月村社に列せられ舊木津村の氏神とす。例祭五月七日。境内千二百九十二坪、社殿一間拜殿三間半に社務所等あり。末社二社琴平神社、稻荷神社あり。

大國主神社 饗庭村大字饗庭(木津)字濱に鎮座す。祭神大國主神なり。舊大黒堂と稱す。建久四年

の勧請と傳ふ。波爾布神社神輿の御旅所なり。境内東西十二間、南北四間、堂は上屋附九なり。今廢して健速神社に併祀せり。

若宮八幡社 村社。饗庭村大字饗庭舊日爪字正據山に鎮座す。舊岡、日爪の氏神なり。祭神仁徳天皇。元中八年日爪右京佐爲治の勧請なり。境内千七十三坪、社殿間口六尺、明治二十四年十一月の再建なり。境内末社惠美子神社祭神事代主神一社あり。(明治四十二年三月八日本社に併合す)境外所有地二反三畝二十六歩。例祭五月八日、神輿渡御式あり。流鏑馬走馬式あり、走馬の式は元中八年に始まり、馬場は元、今の里道を充てたりしが、明和九年に馬場を開設せり。幅六間長七十五間、享和元年流鏑馬式を始めた。明治十年舊例祭四月初寅日なりしを五月八日と改む。十四年流鏑馬の矢を放つことを罷めたり。

大國主神社 村社。饗庭村大字饗庭舊五十川字宮元に鎮座す。祭神大己貴命。勸請年代詳ならず。相傳ふ、饗庭莊の鎮守として日吉山王を田井村字竹花に勧請し、今宮山王と稱したりしを、天授年間今の地に遷し祀れり。祭日は舊四月初申日なり。祭祀は庄内上郷下郷打寄りて行ひ來りしが、應永十五年兩郷争端を醸し、上郷のみにて行ひしを、二十年より和解し、四月初申日は上の御前とて今宮山王に兩郷祭祀に出仕し、翌日酉日には下の御前とて下郷二宮權現に出仕すること、なれり。其後古例を失ひ、午前中祭典式、午後神輿渡御、次で流鏑馬、競馬の祭式を産子五十川、米井、上野、辻澤、田井、森

の六ヶ村にて隔年に奉仕し、祭日も明治になりて五月十二日と改めたり。神輿は大宮、二宮、今宮の三基あり、應永元年饗庭三坊より調進したるが、安永年間に大修繕をなし、明治二十二年三基の内一基のみに修繕を加へ渡御式に充てつゝあり。境内千二百九十九坪官有地舊社殿間口一間、拜殿、假屋等あり。除地なり。境内末社五社、大神宮祭神天照皇大神、豊受大神、日枝神社祭神國常立尊、大山咋神、天神社祭神天御中主神、須佐乃男命、保食神、加具土神、山神社大山祇神、稻荷神社宇賀御魂神、(貞享二年書上には境内七社十禪師、二宮、八王子、愛宕、祇園、比沙門、神明とせり)。境内は杉檜榊椎等繁茂し、西は所有の風致保安林に接続す。保安林面積一町四畝十八歩あり。

森神社 村社。饗庭村大字旭舊森字宮腰に鎮座す。祭神八衢彦、八衢姫神、久那斗神なり。至徳二年大和國より道祖神を勧請す、寛政九年吉田家の告文に道祖神社とあり。神體は丈五寸の木像にして冠を着し右手に玉を持って。明治元年森神社と改稱す。其故は式内大寸神社は本社なり、大寸は森の誤寫なりと云ふにあり。(其説萩野光陶に出づ。伴信友の考證に大寸舊訓オホネとあり、祕釋には大元を作りてオホネとよみ、寸に作るは非なりとなり、出雲本延喜式考異には寸は恐くは村の省文とあり。大寸を森と定むるは猶考ふべし)。舊森村は五十川村今宮權現の氏子なりしが、今は本社を氏神とせり。境内五百三十二坪、社殿間口二間、奥行二間、六尺、拜殿間口二間、奥行三間、社務所神輿庫一棟、奥行二間、間口三間あり。末社五十鈴神社あり。本殿末社の間に老櫓あり。例祭五月十一日、舊森村の一老人を兄と喚び、二老を弟と喚び、二月四日神

前に出て千秋萬歳を唱へて舞ふ式あり。此日神前に鋤鍬をなせし餅を備へ、かの兄弟が舞ひ終れば、「今日は最上吉日にて道祖神田の水口を開きませう如何にも宜しかるへし」といひて若き者の手かさ兩人其餅にて水口を開くまねして後、其餅を破りて村中へ配る事、往古よりの佳例なりといふ。

日吉神社 村社。饗庭村大字針江字西出に鎮座す。針江の氏神なり祭神玉依姫命。舊山王十禪師と稱すれども、本社藏する所の寶刀の銘に「石津十禪師宮天正元年癸酉二月大吉日御寶前十劍内重康」とあれば石津十禪師宮と稱したるなり。石津は此地名なり。應永二十九年木津莊檢注帳に石津寺、石津成願寺の名見ゆ。其頃存在したりしを知る。石津系圖によれば石津重元、永仁二年に重元山石津寺を建立し、次で鎮守石津權現を建立す。後に石津十禪師と改めて波爾布神社の攝社とすとあり。明治四年村社に列せられ今の社號に改む。社域五百七十坪。社殿間口一間半。境内神社三社あり。神武天皇社は明治七年三月の勸請なり。白山社は安永三年加賀國白山社より勸請す。愛宕社は文化五年愛宕山より勸請す。例祭五月十一日。

日吉二宮神社 村社。饗庭村大字深溝字丸澤に鎮座す。祭神大山咋命。舊二宮大權現と云。勸請の年代不詳延暦二年と稱するは不審なり。此地は比叡本庄に屬して山門領なれば其鎮守として勸請したるなり。舊社地は湖邊にして極て低地なりしかば保延年間今の地の高地なるを以て之に移したるなりと云ふ。一説に云饗庭莊の鎮守として五十川村に今宮あり、應永十五年の祭禮に上郷下郷の間に争を生じ、二十年下郷

の鎮守として二宮權現を勸請したりと。寶徳三年の神田帳によれば十四條十五條條の事條里其他に亘りて神田多し、天文年中の宮敷地は九反歩なり。現境内七百八十坪、社殿桁行二間二尺社務所桁行三間二尺は明治四十年の建設なり。例祭日五月十一日。舊深溝、霜降、山形、小池針江の枝郷四村の氏神なり。

神主饗庭氏は其祖先は饗庭莊を山門へ寄附せられし時奉行として此地に下りし饗庭三坊の一定林坊なり。享祿二年の沽却狀に霜降定林房播磨と見ゆ。霜降村に住して知行五百石を領したりしが、元龜年間山門領は沒收されしも、天正十三年閏八月豊臣秀吉より三百石を拜領し、其後子孫幼少の爲め逼塞したりしか、慶長檢地の時片桐市正より用捨されたり。其高今詳ならず。徳川時代には宗門帳は村民とは一帳にせず別帳に認めて差出したり。特種の待遇なりしを知るべし。

障神社 饗庭村大字饗庭舊日爪字前田に鎮座す。祭神久那斗神、八衢姫神。寛元元年の創立なり。境内二十八歩。社殿間口二尺四寸は明治二十七年二月の改造なり。祭日十月九日。明治四十二年三月八日若宮八幡宮に併合す。

佐太神社 同大字舊日爪字南谷に鎮座す。祭神猿田彦神。勸請年月不詳。境内九十五坪。社殿間口二尺二寸祭日十月九日。障神社の信徒を北座敷、本宮の信徒を南座敷と云ひ、各此内の年長者を祭祀の首座として其事を掌らしむ。明治四十二年三月八日若宮八幡宮に併合す。

鹽竈神社 饗庭村大字饗庭舊岡字中山に鎮座す。祭神志波彦神。後醍醐天皇の御宇陸奥の鹽竈神社

より勸請す。境内八十坪。社殿間口二尺一寸
奥行一尺五寸。例祭十月九日。信徒を北南座敷と云ひ北座敷の年長を一番尉と云ひ祭祀の首座として其事に當らしむ。此地の鎮守なり。境内に一の老藤樹あり、故に世人藤森と稱す。明治四十二年三月八日若宮八幡宮に併合して境内社とす。

天神社 饗庭村大字饗庭舊五十川字宮の前に鎮座す。祭神少名彥神、菅原道真、勸請の年月詳ならず。白雲天神と稱したりしを明治の初年天神社と改む。口碑に古歌として「教えずばこゝを近江の古跡ぞとたれ白雲の天の御神」と傳ふ。白雲の名は應永二十九年木津莊檢注帳に白雲室堂、白雲郷湯田など見ゆ。地名なり。境内三十二坪、社殿間口一間
奥行一間一尺。境内は東は近江路に接し南は大國主神社の御旅所に接しタモ、杉、榎等繁茂せり。信徒百六人。

愛宕神社 饗庭村大字饗庭舊五十川字上山に鎮座す。祭神火の神。延寶四年長清山範圭山城國愛宕神社より勸請したるなり。境内十四歩、社殿間口奥行
とも五尺。附屬地山林二反二十一歩あり。信徒百六人。

大神宮 饗庭村大字饗庭舊米井字天道に鎮座す。祭神天照大神、四所大明神。康保二年大泉寺建立の時慈惠大師が藤原氏繁榮の爲め春日大明神の尊像を刻し、大泉寺地主神として勸請したるなり。元祿九年社殿を再建す。社地は舊岸上氏の有たりしが安永二年大泉寺に寄附す。此時社殿内にありし大神宮の神影を移して大泉寺内に一社を作りて祀れり。境内地三十二坪、社殿間口一間三尺
奥行一間五寸。境内末社二社、大黒社、結神社、祭神共に大國主神なり。信徒二十人。

佐々木神社 饗庭村大字熊野本舊今市字山口に鎮座す。祭神少那彦命。勸請年代不詳。慶長二年上田太郎右衛門尉社殿を造營し、寶永年間及び文政十二年三月に造營す。境内百三十六坪。社殿四尺に五
尺五寸。社務所あり。例祭五月十一日、當宮の神事を竹馬の神事と稱し、村中の兒童、馬形を竿頭に結びたるものに跨り社前にて競馬に擬し勝敗を争ふが如く奔走す。往古佐々木越中守參觀したりと傳ふ。

八幡社 右同字山口に鎮座す。祭神應神天皇。勸請年代不詳。境内八十九坪。社殿間口一尺六寸
奥行一尺四寸

饗庭神社 饗庭村大字旭舊森字宮腰に鎮座す。祭神貞隆卿なり。往古は佛堂として信仰したりしを明治十一年十一月十六日新に無格社に勸請す。境内八十七坪あり、正傳寺有たり。社殿一間
四尺。東面す。南に地藏堂八尺
一間あり。淡海温故録に陽成天皇の皇子貞澄親王饗庭莊に移り住み給ひ、薨御の後此に葬り、其塚今に存して饗庭大明神と稱すと見えたり。輿地志略には貞高親王塚とす其塚境内に存して五輪石塔を置く。又傳ふ藁園村河合藤
左衛門書留。後醍醐天皇の近臣日野資朝の子熊新丸、足利尊氏の近習となり、後饗庭藏人佐重高と改め、延文元年倭野に入部す。康安元年長男花若生る。二年花若、名を定高と改む。應安五年五月權中納言正三位に叙任す。康暦元年重高死す。八月十四日大阪口の松山に葬る。其地を御所森と云ふ。法號饗庭院殿前海月宗無大居士。(明德二年重高追善の爲め日瓜村に慈恩寺を建立し、同四年定高長男徳松丸菩提の爲め五十川村に金剛寺を建つ、共に饗庭三坊願立) 應永三十四年七月十四日定高死す。法號貞隆禪寺國光大長老淨空。定高を貞隆と改めたりと。以上の二説共に信じがたし

貞隆寺の在りしことは應永二十九年の木津莊檢注帳に見ゆ。其所在は同莊引田帳によれば十四條四里十三坪に在り。同坪には屋敷七反歩あり、是貞隆寺地内なるべし。其地條里によりて推定するに今の貞隆塚の所在に當れり。貞隆寺の事詳しくは知り難し。

西宮大神社 饗庭村大字旭字宮ノ内に鎮座す。祭神伊弉册命、事代主命。勸請年代詳ならず。境内八十八坪。社殿間口四間半
奥行二間

日吉神社 饗庭村大字旭舊霜降字竹之町に鎮座す。祭神大山咋命。勸請年月不詳。境内七十七坪。社殿間口二尺
奥行二尺六寸

八幡神社 同大字霜降字竹之町に鎮座す。祭神應神天皇。勸請年月不詳。境内五歩。社殿間口二尺
奥行二尺五寸
行座神社 同村大字深溝字村内に鎮座す。祭神及び勸請年月不詳。境内七十三坪。社殿一間半
四面

第四章 寺院

高島七ヶ寺 本郡の寺院は木津莊の應永の檢注帳に見えしところにも少からず。従て郡内には其數多かりしことなるべし。大崎寺、最勝寺、酒波寺等は興福寺下なりしが、其他は比叡山に屬したるものなるべし。郡内に比叡山三千坊の一なりと稱するもの多し。高島七ヶ寺と稱するも天台宗なり。同宗の寺院の數多きうちの大寺を云ふなり。其名目は何時代の事なるか詳ならざれども、世喜寺は建

武中興時代に存在せり。七ヶ寺以外に田地畠地の字名に寺名の存するものあり。大溝町大字勝野に眞福寺谷と稱するあり。古き石地藏存し、谷下の田の字に堂の裏、大門、馬乗場あり。又永田湖水際に善法寺と稱する田の字あり。其他各地に少なからず、皆相當の寺院なりしものの廢址なるべし。七ヶ寺と稱するは左の如し。

酒波寺 今の川上村大字酒波の酒波寺なり。

大谷寺 饗庭村大字饗庭舊日瓜にありき。木津莊應永の檢注帳に十六條二里二十九坪三十五坪に大谷寺免田ありしこと見ゆ。(輿地志略に大慈寺とあるは誤なり)其寺址は全く湮滅して詳ならず。

清水寺 同村大字熊野本舊平井日枝谷山に在りき。寺の名は木津莊應永檢注帳に見ゆ猶善林寺及び古跡清水山城址參照すべし。(一説に新庄に在りと)

太山寺 其址廣瀬村大字中野字泰産寺阿彌陀山の東麓に在り。口碑云聖德太子の創建にて延暦寺末に屬し七堂伽藍相備はりしが織田氏の兵火に焼亡せりと。今は安曇村大字田中字馬場の地に屬して太子堂存す。朽木家古文書元弘三年二月の太山寺與院念佛田寄進狀に元弘元年八月二十五日太山寺回祿の事見ゆ。建武二年五月の同田寄進狀あり。應仁二年十二月與院坊舎大破修理の爲め田地を賣却せり。文明十六年十一月の賣券に太山寺覺城坊の名あり。

松蓋寺 安曇村大字田中に在り。今に其名存す。文明十一年十二月の賣券に松蓋寺北谷坊の名あり

世喜寺 其址横山村なりと云ひ、又長寶寺の邊なりと云。鴻溝録に云花香山邊なるべし建武年間此に足利氏の兵は二條師基の兵と戦へり。文明十一年三月二十四日賣券に世喜寺法城坊の名あり。

長法寺 其址大溝町打下の南、二十町許の山上(長寶寺山)にあり。山門三千坊の一院なりきと云。

文明三年十一月の賣券に長法寺大品坊の名あり。往古は大伽藍にて所領も多くありしが、織田氏の爲めに燼かれて廢すと云、輿地志略に云何れの日か寺廢して城址となり、今は城も亦舊墟となると。此説に據れば織田氏以前に廢したるか。今も伽藍の址鐘樓の址經塚など盡く残り。古石碑も存すれども文字見へず。元、本寺に有しなりと云ふ涅槃像を打下村民持傳へて毎年二月十五日村民の家にかざり、諸人に拜せしむ。此像を持傳へし仲間を釋迦講連中と唱へて打下村中の舊家とすと云ふ。

近江輿地志略に米井寺を七ヶ寺の一とせり。米井寺の名は木津莊應永檢注帳に見ゆ。同寺の事饗庭村大泉寺條參照すべし。七ヶ寺は延曆寺下の寺院を數へしものゝ如くなれば、酒波寺は興福寺下なりしなれば或は酒波寺に代へて米井寺を數へし説もありしものならん。

海津村

寶幢院 海津村大字海津字西芝原に在り。摩尼山寶幢院藥師寺と稱す。元佛地院と稱す、慶長七年今の名に改む。新義真言宗智山派京都智積院末なり。本尊藥師如來。嘉吉二年の創建にして開山は紀州根來寺眞遍和尚なり。天正十年七月丹羽長秀、舊若狹國主武田元次を海津に招き、本寺に弑す。元

次初め越前朝倉氏に誘はれ、天正元年朝倉氏亡びて國に歸り、哀を織田氏に乞ひ、僅に三千石を領して神宮寺に居る。明智光秀の事あるや之に應せんとして長秀の爲めに弑せらる。其室は京極高吉の女なり。豊臣秀吉收めて妾とす、松丸殿なり。寺領は天正二年三十七石餘を領す、織田信澄三十石の領知を承認し、天正十年十月丹羽長秀も亦之を許せり。其後寺領十五石となりしを慶長五年徳川氏より十石加増あり、總て二十五石を領す。慶安元年七月徳川家光寺領二十五石の朱印を給し、寺中門前境内山林竹木諸役を免除せらる。其地は境内一町三反歩(鎮守八幡宮境内とも)門前二軒、山林二ヶ所反別七町一反四畝十八歩なりしを明治四年二月境外の山林及び寺領を奉還す。五年四月山林四町八反五畝二十歩は拂下げとなり、中小路町籾田善四郎より元の如く本院に寄附せり。明治八年五月本堂庫裡燒失す。十三年再建に着手し、二十九年に落成せり。寺域境内四反四畝十六歩、本堂、庫裡、鐘樓、土藏等あり。又境内に三社託宣八幡神社、天神社、春日神社を奉祀す。共に勸請年月詳ならず。元は境外(境内五畝歩)にありしを明治維新後此に移せるなり。境内奇石珍樹に満ちて庭園の如し。風景賞すべし。寶物には五大明王像(傳唐惠果和尚筆)絹本着色竪五尺横二尺七寸五幅を藏す。檀家十一戸大正十三年現在末寺元十五ヶ寺ありしを、現今九ヶ寺を存せり。十五ヶ寺は海津大崎寺、宗正寺、最勝寺、燈明寺今明王院中小路町に在り、養善院享保以前元祿頃既に廢す西濱權水寺、小荒路龍泉寺、知内安養寺、領家村願成寺、伊香郡東光院、成就院、金藏院今遍照院廢なり。

最勝寺 海津村大字海津字宮後に在り。峯高山と稱す。眞言宗智山派、寶幢院末に屬す。本尊十一面觀世音は泰澄作と傳ふ。養老六年泰澄海津に來り峯山に登り栢の太木にて觀世音及び大黒天を自刻して安置せり。此を本寺の草創とす。峯高山白雲院と號す。俗に峯の觀音と云ふ。僧房六宇ありき。興福寺の末派なりき。堂は民家を去る二十五町の山頂に在り。因て字宮後に一坊を置いて里坊と稱す。弘長三年五月二十二日雷火にて堂宇燒失す。其時觀世音は遙なる道の傍の石上にのがれて無事なりしと云ふ。後年其石浦邊の海中に落つ今に牛王浦と云へる所の磯の沖にありて觀音石と稱す文明四年に再建したることあり。往時諸堂備はりて莊嚴なりしなるべし。大門の跡は當山水谷の座禪石の下にあり。寶曆二年某右の門礎を尋ねて二王像のくだけし手足の残りを拾ひ歸りしと云ふ。徳川時代は境内山林除地五町三反三畝十歩、及び鎮守牛王權現境内五畝歩里坊境内三畝一步共に除地なりしが、明治四年山林三町一反五畝九歩上地となる。明治三十六年國有林野法に依りて下戻しを受く。石井田與三松等の力に由れり。山上の建造物は本堂享保九年明細帳に梁行五間あり大師堂、仁王門、庫裏等なりしが、明治六年一月十九日本堂大師堂燒失す。同二十七年二月十一日山下里坊の二尊堂燒失す。三十一年本堂及庫裡を舊里坊に再建す。三十六年最勝寺を此に移す、三十七年四月許可指令此時山上の建物を處分して仁王門を寶幢院に寄附せり。現境内三畝十六歩、檀家なし。

大崎寺 海津村大字海津字大崎谷に在り。石立山と號す。眞言宗智山派寶幢院末なり。本尊千手觀世音、泰澄作と傳ふ。即ち大崎觀音堂と稱して近江西國十五番、准西國十番の靈所なり。文武天皇大

寶二年泰澄大師開基中興小野篁なり。當時僧房三十九院あり。興福寺の末派なりき。今は更に天文五年空翁法印中興とす。應永以後坊舎大破したりしを豊臣秀吉天下を平定するに及んで再興の氣運に際會し、近江安土城戦後の血跟ある用材を移して戦死者追善の爲め本堂を修繕し、法要を修して大に供養せり。後世まで天井の血跟判然と存し、今に安土城の血天井として人口に噴々たり。享保九年の明細帳に據れば本堂觀音堂五間に彌陀堂二間に四方彌陀堂あり、仁王門は既に廢絶し、門前も又絶えたり。元文三年庫裡の上の山崩れ、庫裡を海に流し、徒弟二人死せり。寛政の初め本堂其他に大に修繕を加ふ。慶安元年以來徳川家歴代、寺領五石及び境内山林竹木免除の朱印を賜ふ。中村町にも除地二畝あり明治四年境内以外の寺領を奉還す。阿彌陀堂の本尊阿彌陀如來は元同學坊の本尊なりき、聖徳太子作にして、小野篁殊に持念深く、數度參籠して篁自筆の法華經八卷奉納したりと云ふ。同學坊は天台宗の一古刹にして海津村柿木谷の山頂に在り。元龜二年織田信長の爲めに燒かれしが本尊は僅に火を逃れたるを、海津の人其址に小堂を建て、安置せり。其後海津の人某之を其家に移したりしを更に今の所に安置したるなり。此堂は法印賴忠元祿二年正月寂の中興開山とす。賴忠が此に移したるものなるか。境内の三社託宣社は三小祠並立せり。中央天照大神左八幡大菩薩右春日大明神なり。元祿五年寺社改帳には鎮守白山權現社あり、其古棟札に據れば外宮は應永三十年再建、内宮は天正二十年再建鏡宮は慶長十三年再建なる由に記せり。今の三社は其年代詳ならざるも皆天和頃の再建なるべし。境内一反六畝五歩、海津の人家を距ること東南十八町餘、大崎谷の山腹に南面し、湖汀より急峻なる石段を上ること約半町にあ

り。樹木鬱蒼として天を覆ふ。地は背に山岳を負ひ、東南は巨岩絶壁にして湖に望み、湖東湖西の諸

山を一眸に收む。風景は本郡の冠首たり。境内には又長岬

宮岬、波切不動、千貫松、辨天松等の勝地あり。

宗正寺 海津村大字海津字寺西に在り。弓光山と稱す。

大

真言宗智山派寶幢院末なり。本尊十一面觀世音木像丈二尺八寸泰澄

作と傳ふ。明治三十四年三月二十七日國寶に編入せらる。

本寺の草創詳ならず。往古此地に比丘尼御所あり、彼の尼

宮の御願にて一字を建立し、觀世音を安置したりと傳ふ。

元祿五年寺社改帳佛地院の天文十九年の寄附のうちに施主女宮とあり

と云へば、此女宮は比丘尼宮なるべく其比の人なるべし。今

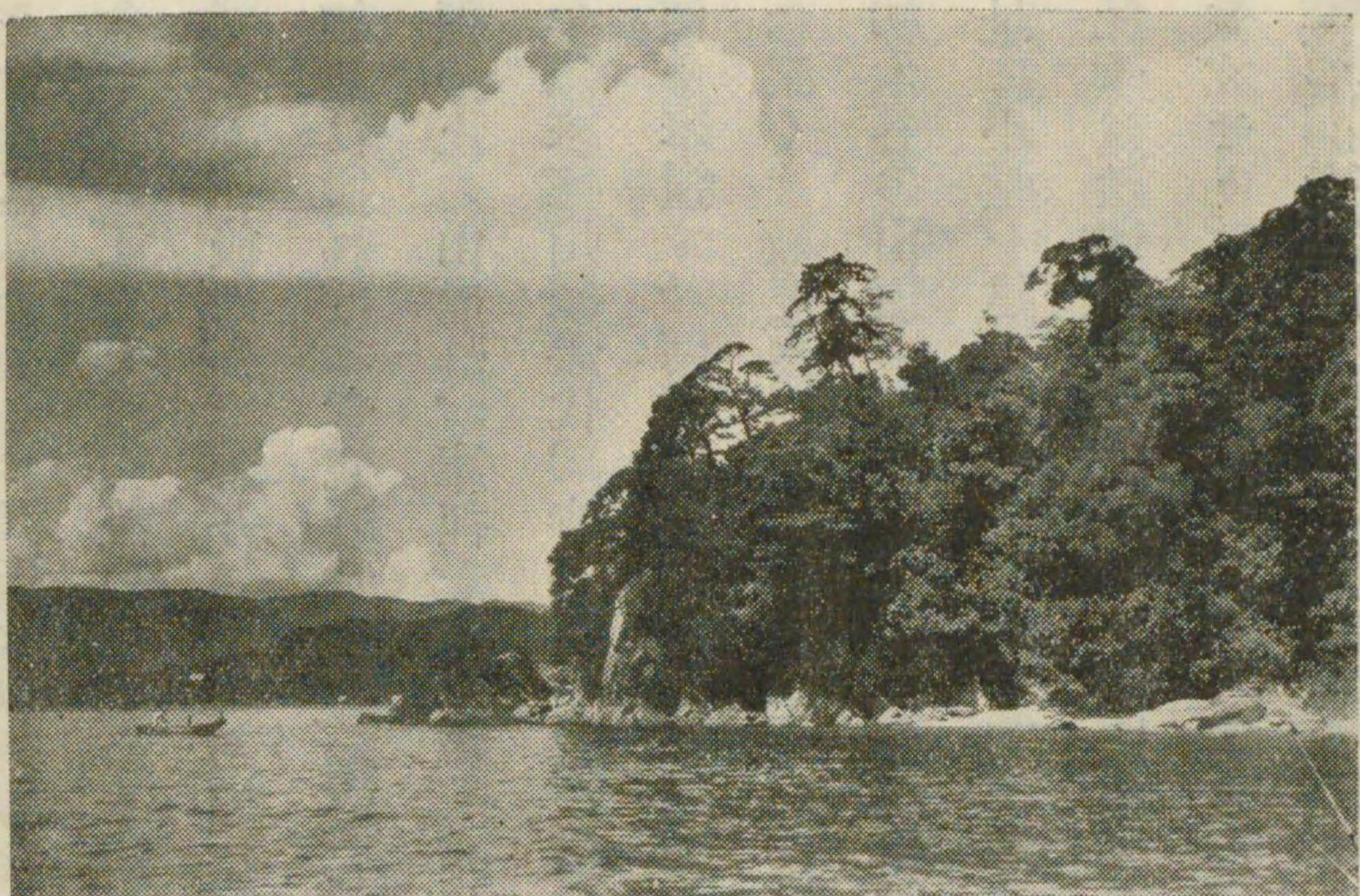
饗庭局を開基とすれども不審。海津長門守政元の室は淺井

亮政の女なり、後本寺に入りて尼となる。天正五年九月二十一日寂 豊臣

秀吉が信任を得たる尼孝藏主は亦本寺の僧なり。孝藏主も

淺井氏なるか。慶長五年九月京極高次が大津城に籠りし時

豊臣秀頼の母儀が使として海津尼孝藏主來りて和儀を論じたることあり。高次の室は淺井氏なれば、



崎

孝藏主はその縁故にて使したるものなるべし。本寺に饗庭局の位牌を安置す。局は又淺井明政の女なり。元和元年五月大阪落城の時秀頼に殉じて自盡せり。位牌に天和とあるは元和の誤なり 徳川氏の時代となりては歴代、寺領一石九斗及び境内山林竹木免除の朱印を賜はれり。除地の境内は東西二十六間、南北二十五間、山林東西六十一間、南北百十間なり。現今境内八畝歩、大正十二年十月諸堂を再建す。本堂は南面し右に庫裡あり。左に海津長門守政元夫妻の墳墓なりと稱するものあり。元祿五年の寺社改帳には比丘尼御所の墓とせり。

權水寺 海津村大字西濱字梅谷に在り。南向山と稱す。新義真言宗智山派寶幢院末に屬す。本尊十一面觀世音菩薩、泰澄の作と傳ふ。天平二年行基の開基なり。天文二十三年焼亡したるにより永祿元年住職祐雄當村庄屋石田九良左衛門と力を合せて再建せり。近代に至り本堂背後の山腹崩壊して土石の堂宇を壓すること再三、動もすれば本堂埋没の怖あり。因て明治三十二年十一月其筋の許可を得東隣の敷地を開きて本堂庫裡其他の諸堂を此に移せり。境内八畝歩。本堂右側前に天満宮、藥師堂、地藏堂、白山大權現あり。其奥に觀音堂あり。石段下の左側に阿彌陀堂、庫裡あり。天満宮、白山大權現藥師堂は元印内村にありて同村民の崇敬したるものなりしが同村滅びて唯社堂のみ存したるを安政三年七月當寺内に移したるなり。地藏堂は元村民田中與惣治郎屋敷内にありしを明治五年に當寺内に移し、三十二年の時に諸堂と同じく今の地に再び移したるなり。檀家十一戸あり。

青光院 海津村大字西濱字江端に在り。源智山青光院眞照寺と稱す。淨土宗鎮西派京都知恩院末に屬す。本尊阿彌陀如來。建永元年勢觀房源智の開基なり。源智北國化導の爲め大津浦より渡航して此地に着し、此に有縁の寺地を求めて草庵を創し、眞照寺と號せり。爾來淨土他力易行の法を以て道俗を勸化し、六時の勤行怠らず、遠近の道俗日夜參詣絶えず。後ち本寺を弟子敬智房崇源に譲與して北國に赴く。崇源も亦毎月六齋日を定め、六時の稱名勤行せり。俗に本寺を六齋堂と稱す。往時本寺は盛大にして境内には東に常住院西に地藏院北に道見院、釋迦院等の塔頭あり、本堂の前には鐘樓ありしが、石田治部少輔兵亂の時放火に遇ひて焼失し塔頭も廢絶し、釋迦院地藏院の本尊のみ今に本寺に保存せり。現今の本堂は元祿五年井關法眼の再興にかゝる。境内九畝歩あり。檀家十五戸。

正行院 海津村大字海津字宮後に在り、宮子山東谷寺正行院と稱す。淨土宗鎮西派知恩院末。本尊は阿彌陀如來。開山念譽昌和尚、草創の年代詳ならず。念譽の遷化は文明十八年なり。舊境内七畝十三歩は除地たりき。現境内一反六畝二十歩、本堂庫裡地藏堂あり。檀家二十八戸。末寺七ヶ寺享保九年明細帳ありしが、今一ヶ寺を存す。境内に金澤藩の臣松平大貳の碑あり。大貳は元治元年八月十一日本寺に於て自盡せり。其灰墓は南の山林中に在り。

稱名寺 海津村大字海津字宮後に在り。宮講山海岸院稱名寺と稱す。淨土宗鎮西派黒谷金戒光明寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。本寺は元字且過に在り、天平年間僧行基、此に一字を創建して且過堂と稱せり。且過とは旅僧を一宿せしむる所なり。此堂即ち是なり。寛和元年天台僧惠心再興す。時に花山法皇竹生島參詣あらせられしかば、當堂より案内申し上げ、以後當堂は渡島の案内寺となれり。應永十一年今の地に移し、淨土宗に改め、稱名寺と稱し、道眞を開山とす。本堂は文政十一年の再建なり。境内四畝十六歩は除地なりき。現境内六畝二十六歩。本堂庫裡(明治十三年再建)あり。又稻荷社の小祠あり。檀家九戸。末寺平崎村大寂寺は今は黒谷金戒光明寺となる。

萬明寺 海津村大字西濱字中テに在り。東光山と稱す、眞宗本派、西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、元上尾山天神社の南に在りし一天台宗の道場なりしが、越前の僧淳宗戰亂を避けて此地に來り、此道場に止りて里人を教化し、享祿四年同志と謀りて改宗し眞宗の道場とす。今の天神社の西方にありしを、後今の地に移して本願寺より萬明寺の寺號を許さる。舊地は字東權水に其敷地猶存す元西榮寺の末寺なり。本派に轉宗の年月詳ならず。境内一反五畝十二歩、本堂、庫裡鐘樓等あり。檀家三十四戸。

願慶寺 海津村大字海津字森下に在り。梅靈山と號す。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀佛、惠心僧都作と云ふ。本寺の祖は木曾義仲の落胤にして山中村に生れ承元々々親鸞左遷されて海津を過ぎし時弟子となれりと云ふ。本願寺覺如正應三年北國巡化の時九字の名號を與ふ。此時を本寺の草創となす。綽如北國井波御坊建立の爲め下向の時、又蓮如北國下向の時並に此に宿して染筆を與ふ。顯如大坂籠城の時、時の住持教乘坊は之に身方して元龜元年十一月二十六日堅田の合戰に敵坂井

右近重康を討取り、又四屋にて分捕高名あり。其時顯如より感狀に添へて後光嚴天皇宸翰の淨土法文二幅一對を送り素絹を許せり。宸翰今に傳へて寺寶とす。慶長六年木佛許可。七年本願寺兩派分立の時住持教尊、教如に志を致し其壽像を賜はる。十二年越前結城秀康卒し、教如焼香の爲め下向の時亦本寺に宿す。元和元年教尊法印權大僧都に叙せらる。是此後同派の禁官及び參内勅許の濫觴なりと云ふ。境内は往古よりの除地一反二畝十六歩、現境内二反二畝十四歩、本堂桁行九間半は貞享四年の再建、鐘樓門は寛政十二年の再建なり。其他に庫裡書院等あり。正門と鐘樓との間には有名なる古紅梅あり。梅靈山の號は此梅樹に因めるなり。現今檀家七十一戸。末寺は寺中一ヶ寺、末寺二十寺、享保九年ありしが後には十八ヶ寺安政二年となり、今は本山直末となり、或は廢寺となりて一寺を有せず。十八ヶ寺は劔熊村大字小荒路慈專寺、名願寺廢今同村大字野口傳正寺、本慶寺、願力寺、伊香郡願心寺、願成寺、開明寺、蓮成寺、景好寺、越前國敦賀郡願因寺、西願寺、淨賢寺、意力寺、願立寺、願通寺、敦賀町唯願寺、南條郡惣願寺なり。

西榮寺 海津村大字西濱字江端に在り。松山と稱す。眞宗大谷派東本願寺末なり。本尊阿彌陀如來元天台の寺院なりしが、祖善正の時證如の弟子となりて改宗す。道專の時元龜元年本願寺教如大阪を出て、堅田城に據る。織田信長大軍を率ゐて之を攻む。道專弓を放つに虛發なし。信長彼を招くに好餌を以てするも應せず。信長更に軍を督して迫る。衆寡敵せず教如堅田を退く。敵兵尾撃す。道專其

徒と小船に乗して射、柴田勝家の股に中つ。教如其虛に乗じて遁るゝを得たり。教如即ち感狀を與へ蓮如の眞蹟二幅を添へて之を賞せり。此際門徒及び兵糧等湖上往來の船旗として教如より日の丸旗を賜ひ和歌を添へらる。(すゑの世のかかみとも見よ松山のかゝやく法の日の丸の旗) 其後道專加州に遁れ、數年にして海津に歸る。時未だ靜謐ならず、盜賊行はれ。北國より本山に參詣するもの湖上にて劫掠せらるゝこと多し。道專憤慨して小船を湖上に浮べ、資財を載積するが如く装ふ。盜船近くを待ちて射て數人を倒す。盜舟遁逃す。此の如きこと再三。賊大に懼れて道專に哀願して曰く願くは君の船幟を立てよ復相侵さずと。道專諾す。是より北國より本山に詣するもの西榮寺の船幟を立て、解纜したり。子欽乗も亦、父と共に危難を共にせり。以後法嗣相續して今に到る。安政六年領主郡山侯の位牌所となる。境内一反三畝十歩、本堂庫裡經藏鐘樓等あり。本堂九間四面は文化八年再建、鐘樓は元祿八年再建。經藏額は寶鏡寺宮本覺院の染筆にて元文二年の寄附、山號横額は中山忠能筆安政六年の寄附なり。檀家八十三戸。末寺としては西濱萬明寺、寺久保村長光寺、蛭口村善養寺、知内村光傳寺下開田村榮照寺及び中庄村に道場ありしが今は皆廢せり。

誓行寺 海津村大字西濱字江端に在り。寶珠山と稱す。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、傳教大師作と傳ふ。元天台宗の寺院なりしが寛正五年十一月中興祖了、蓮如に歸依して改宗す。天保八年四月朔全燒す。再建より三十三年目なり。境内五畝十歩、本堂庫裡鐘樓等あり。檀家五十戸

福善寺 海津村大字海津字西内(中小路町)に在り。照見山と稱す。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す別格由緒地なり。本尊阿彌陀如來聖德太子作と傳ふ。元は天台宗にして延久二年の創立なり。元應年間釋宗善改宗す。文明三年蓮如化益の地なり。本願寺東西分立の時住持は西に屬し、かば、門徒は東に歸依して住職を本山に乞ふ。慶長年間教如法主越前下向の時舟木慈敬寺より教尊を伴ひ、本寺の住持として慈敬寺同前に勤仕せしむ。教尊入寺は慶長十二年秋なり。本寺藏する所の堅田慈敬寺什物方便法身尊形、教如眞影は教尊の携へし所なり。琢如の子演慈院嫡子一淳元祿年間本寺住職たり、此時寺格慈敬寺同様とす。(或は眞慧代と云ふ)一淳の弟眞慧住職の時海津御坊と稱す。又列座を許され寶永二年明光寺と稱す。明光等は寺内にありしが明治維新後廢絶せり。明治四十三年七月十七日久邇宮邦彦王御見學の爲め當郡に成らせられし時本寺に台臨あり、稚松を御手植あり。梟鐘は寛永十七年秋の鑄造なり。本堂は寶永二年再建す。堂の莊嚴すべて御坊地に同じくしたるは眞慧の時なり。境内一反十歩は元除地なりき。又門前濱への道路も寺地と同じく除地たりき。境内の建造物は本堂、書院、庫裡、鐘樓等なり。檀家八十戸。境内老松は周圍二間高七間半、樹齡四百五十年、蓮如化益の時手づから植へたるころなりと云ふ。又應徳元年の石塔あり寺にては石經塚と稱す。其形式は二個の寶篋印塔を組合せたるものなるべし。年代については後の考定を待つ

蓮光寺

海津村大字西濱字江端に在り。梅谷山と稱す。眞宗大谷派京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。

彌陀如來。本寺は往古天台宗の寺院たり。中興逢道は延曆寺某阿闍梨の法弟なるが堅田にて蓮如に謁して改宗せり。時に寛正七年正月二十五日なり。今猶舊宗時代の本尊毘盧舍那佛像を藏す。文明三年六月蓮如北國化導の日本寺に留錫すること三日親ら名號三幅を書して與ふ。逢道の孫堀江彌三郎信之證如に仕へ天文元年八月十四日山科本願寺に戰死す。證如爲めに十字の名號を書し裏面に兩親の法名を記して父空信に贈りて其功績を表彰せり。信之の次男行惠顯如に仕へて書記を司れり。致仕して歸郷の日顯如の唐織の袈裟を與ふ。後當寺の住職となれり。正徳四年一云寛永二年七月雷火に罹り堂宇悉く灰燼となり、寶物多く烏有に歸し、僅に蓮如六字一幅を存す。寛保二年舊地字西出蓮光寺池邊より今の地に移る。境内六畝二十三歩あり。建造物は本堂庫裡等なり。檀家二十三戸。境内本堂の左側に舊代官西與一左衛門の碑あり。其代官たりし日、村民は恩惠を蒙りしこと多大なりしを以て、今に毎年三月十五日、本寺にて法要を修して其靈を弔へり。

燈明寺廢

海津村大字海津字宮後にあり、寶幢院末なり、本尊藥師如來、開基及沿革詳ならず。元

祿十二年中興淨本法印。境内一畝二十五歩は除地なりき。本堂梁行三間鎮守祇園社境内十二坪。維新後寺廢せり。

光照寺廢

右同所に在り。遊行派、敦賀西方寺末なり。開基及年代等詳ならず。貞和二年遊行七世

の書物を傳へたり。境内除地六畝七歩。本堂梁行二間明治維新の後廢せり。

妙音院 廢 海津村大字海津(北中小路福善寺西)に在りき、法華宗。

法花堂 廢 同大字に在りき、今畑地となる。

康雲寺 廢 同村大字西濱にありき。寺街道に立石あり。

劔熊村

龍泉寺 劔熊村大字小荒路に在り。新義真言宗智山派、寶幢院末に屬す。本尊十一面千手觀世音、泰澄作と傳ふ。俗に奥の堂と稱し、近村七觀音の一なり。天平年間泰澄大師の開基なり。舊境内山林一町五反一畝は除地なりき。現境内八畝十九歩。

常光寺 劔熊村大字下字下に在り、醫王山と號す。真言宗新義派、京都蓮臺寺末に屬す。本尊藥師如來。開基は興教なり。年代は約六百年前と傳ふ。明治三年一月八日火災に罹る。境内二反八畝。

正法院 劔熊村大字在原に在り。淨土宗鎮西派海津正行院末に屬す。本尊阿彌陀佛、惠心僧都の作と傳ふ。文明年間、念譽大瀧和尚の開基なり。中興覺譽。境内一反一畝十八歩。本堂桁行十間 梁行六間檀家五十戸。末寺一ヶ寺。

圓光院 同村同大字に在り。淨土宗鎮西派正法院末に屬す。本尊阿彌陀佛、創建年代開基等詳ならず。境内六十四坪。正法院に隣接す。本堂桁行五間 梁行三間

寶樹庵 廢 劔熊村大字在原に在り。淨土宗海津東町正行院末なり。享和三年火災に罹る。境内六畝十

歩、本堂桁行四間半 梁行三間半

長善寺 劔熊村大字小荒路に在り華藏山と號す。曹洞宗、永平寺に屬す。本尊釋迦如來。慶長十七年廣洲登旭開基にして、山中村常榮寺二世鞭叱天策を開山とす。本大字には元、善等院、藥善寺、小林庵、慈雲庵の四ヶ寺あり、共に山中常榮寺の末寺なりき。明治九年善等院等を慈雲庵に併合し、十二年慈雲庵を長善寺と改稱す。境内二百九十五坪、檀家三十一戸。

常榮寺 劔熊村大字山中に在り。龍谷山と稱す。曹洞宗、越前小林寺末に屬す。本尊釋迦牟尼佛。元は天台宗の寺院たりしが、慶長六年春廣洲登旭和尚越前より來り說法教化することあり、小荒路、浦、下、山中四村の民歸依して本寺を再興し、登旭を開基とす。同十年登旭越前小林寺を繼ぎ、鞭叱天策を二世とす。境内六百七十二坪。本堂、開山堂、庫裡、鐘樓、山門、禪堂等あり。山門は本大字の舊家粟津氏の建立なり。本寺の末寺は元四大字に互りて大字山中別正寺、妙樂寺、普門寺、大字下忠榮寺西福寺、龍榮寺、大字浦地福庵、閑照寺、大字小荒路慈雲庵、小林庵、善等庵、藥善寺等なりき。現今五ヶ寺を存す。檀家百五十戸。

別正寺 劔熊村大字山中にあり。曹洞宗常榮寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。慶長十三年の創立にして開基は登旭なり。本大字には元、妙樂普門別正の三ヶ寺あり、皆平僧地なりしが、明治十年四月一日妙樂普門の二寺を廢して本寺に併合せり。境内三百六十四坪あり。

龍榮寺 劔熊村大字下字川南に在り、大悲山と號す。曹洞宗常榮寺末に屬す。本尊如意輪觀世音。元和五年常榮寺二世天策和尚の開基なり。境内六十二坪。

西福寺 劔熊村大字下字小中に在り。天王山と號す。曹洞宗常榮寺末なり。本尊毘沙門天王、山城人鳳光淨智の作と傳ふ。慶長十九年の創立にして、開基登旭和尚なり。境内百二十七坪。

忠榮寺 劔熊村大字下字下に在り。曹洞宗常榮寺末に屬す。本尊釋迦牟尼佛。慶長十六年の創立にして開山登旭和尚なり。境内二百二十七坪。

地福庵 劔熊村大字浦に在り、曹洞宗常榮寺末なり。本尊地藏菩薩。慶長十七年の創立にして登旭和尚の開基なり。境内百六十六坪。

觀音堂 同大字字仲仙寺山の山頂に在り。仲仙寺と稱す。本尊十一面千手觀音は泰澄大師作と傳ふ。明治四十二年四月五日國寶(甲種四等)に編入せらる。舊境内二十間に十五間は除地なりき。現境内五畝十六歩。今地福庵より支配す。

小林庵 劔熊村大字小荒路に在り、曹洞宗山中常榮寺末なり。境内三畝十一歩。

善等院 同大字に在り。同末なり。境内一畝十五歩。

藥善寺 同大字に在り。同末なり、境内八畝二十歩は除地なり。

開照寺 劔熊村大字浦に在り。同末なり。境内一反歩。

妙樂寺 劔熊村大字山中に在り、同末なり、境内六畝二十三歩。

普門寺 同大字に在り。同末なり。境内二畝歩。

慈專寺 劔熊村大字小荒路に在り。有乳山と稱す。眞宗大谷派東本願寺末なり。本尊阿彌陀如來、惠心の作と稱す。明應四年三月淨珍の開基なり。一に永正九年云ふ淨珍俗名は高木久三郎と云ふ村内の郷士の

家なり。蓮如若州鳥羽谷に留錫の時弟子となりて淨珍と稱す。一日重ねて鳥羽谷に蓮如を訪ねし時、今津にて小谷の武士に遇ひ共に若州に入り又共に蓮如に謁す。蓮如二人に名號を書して與ふ。士はそれより小濱に到り淨珍も二三日にして歸途に就く。途に一武士の害に遭ひて斃れしを見るに先き同伴したる一武士なり。因て厚く彼を葬り、蓮如が彼に與へし名號を受けて歸り、彼の二幅の名號を安して高木道場を開く。五世海圓織田信長が石山本願寺を攻めし時高木奥之助と稱して同志數十人と共に石山に至り、防戦大につとめ、顯如より差添及び水晶念珠の褒賞を受く。文祿二年三月二十五日寺號許可慈專寺と稱す。安政四年四月二十六日村内大火の際類焼し、樓門を除いて悉く烏有に歸す。文久元年十月本堂及び附屬建物再建す。名願寺は本寺の末寺なりき。境内四百二十九坪、檀家四十三戸。

名願寺 劔熊村大字小荒路字上ノ山にあり。眞宗大谷派京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、傳定朝作。寛永十一年同地慈專寺六代賢海の二男龍賢の創立なり。寛文五年七月十七日木佛及び寺號許可。元祿十四年十一月現在の地を求め、寶永三年本堂を建立す。舊地今詳ならず。安永八年梵鐘を

鑄る。文化二年三月本堂再建す、寺域三百七坪。

願力寺 劔熊村大字野口字國境に在り、眞宗大谷派東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。寛永二年淨玄の開基なり。寺域三畝七步、檀家十戸。

傳正寺 劔熊村大字野口字野口に在り、八葉山と稱す。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。本寺は元天台宗にして蓮華院と稱せり。文明三年蓮如北國下向の時、住僧正道弟子となり、名を道誓と改む。其後眞宗の一院となる。貞享年中炎上し、寛政年中又炎上す。今の本堂は文化六年の再建なり。維新前加賀侯越前侯等上洛の途次本寺に休憩し茶器酒器等を拜領せり。寺域一反二畝八歩本堂、庫裡、鐘樓等あり。寺後に日吉社あり、本寺の鎮守なりしが今は村社となれり。元祿五年の差出帳には本慶寺願力寺を本寺の末寺とせり。檀家三十戸。

本慶寺 劔熊村大字野口字路原に在り。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。安阿彌作と稱す。寛永四年教順の開基なり、延寶八年二月十八日、木佛寺號許可。寺域八畝十八歩。檀家二十戸。

西庄村

稱名寺 西庄村大字蛭口に在り。淨土宗鎮西派。海津正行院末に屬す。本尊阿彌陀如來行基作と傳ふ。寺域六畝歩、檀家十五戸。

稱念寺 西庄村大字上開田に在り。淨土宗鎮西派、京都知恩院末に屬す。本尊阿彌陀如來、草創年代不詳。開基は無量院と稱す。寺域六畝二十五歩、檀家二十五戸。

藥師堂 西庄村大字上開田に在り。稱念寺に附屬す。本尊藥師如來、延久六年八月の銘あり。明治四十二年四月五日國寶甲種四等に編入せらる。寺域一反二畝十四歩、同大字に別に阿彌陀堂あり、寺域二反歩。

西向寺 西庄村大字下開田に在り。淨土宗鎮西派京都知恩院末に屬す、本尊阿彌陀如來、享保三年二月の創立にして開基は忍譽なり。寺域七畝一步、檀家十一戸。

白蓮寺 西庄村大字白谷に在り、曹洞宗、肥前國高傳寺末に屬す。本尊不動尊、泰澄大師作と傳ふ。享保年間天陰默丕和尚の再興なり。寺は元天台宗にして今の寺地より三十町許山奥に在り。泰澄大師の開闢にして大村郷より劔熊西庄百瀬三千五百石を香膳の地とせり。比叡山三千坊の一なり。天正中織田氏の兵火に罹る。本尊不動尊のみ其災厄を免がれたるを享保年間默丕今の地に移して堂宇を建立し、里の院と稱し、舊址を奥院とせり。祖翁絶學了意を開山に、師翁靈庵觀を二世に請じ、自ら三世となる。奥院は其後自然に廢址となり、里坊は明治十六年二月二日焼失し、僅に本尊不動尊を存し、今に之を安置す。

善永寺 西庄村大字上開田に在り。曹洞宗。劔熊村山中常榮寺末なり。本尊文殊菩薩、萬治二年正

月草創。開基不詳、寺域八畝二十步、檀家五戸。

正眼院 西庄村大字石庭字高尾に在り。曹洞宗今津曹澤寺末。本尊釋迦牟尼佛。開山快山宗古和尚、開創年月詳ならず、或云寛永十年。文久元年七月法地に列す。境内二百五十三步官有地第四種堂宇は本

堂六間半四面觀音堂庫裡藥醫門等なり。檀家三十九戸。

瑞光院 同村大字牧野に在り。曹洞宗今津曹澤寺末なり。郷雲山と號す。法地寺なり。本尊十一

面觀世音、開山融峯存良和尚開基道雪居士青谷新右衛門本寺は元天台宗たりしを正保元年に再興したるなり

境内三百十三坪民有地六間堂宇は本堂五間六間開山堂庫裡等なり。檀家十三戸。

大法寺廢 西庄村大字石庭にありき。禪宗無本寺、寺域八十坪。

榮敬寺 西庄村大字蛭口に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、元祿年間の創立なり。寺域一反四畝歩、檀家五十戸。

善養寺 西庄村大字蛭口(舊醍醐村)に在り、眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、元は天台宗なりしが、慶長六年玄與と云へるもの眞宗に歸依して改宗したりと云。天保六年類焼す。今の本堂は其後の再建なり。寺域一反歩、檀家二十戸。

長順寺 西庄村大字寺久保に在り。眞宗大谷派。東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、天文十八年の創建にして開基は願正なり。天保六年類焼す。今の本堂は其後の再建なり。寺域一反三畝二十歩、

檀家三十戸。

長光寺 西庄村大字寺久保に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、慶長頃村民釋善正に依りて西濱西榮寺欽乘に歸依し、後善正一寺庵を建立す、即ち本寺の草創なり。正徳二年十一月自坊となる。西榮寺末なりき。當時邑の中央に在りしも、天明七年火災に罹り、現今の地に移轉す。天保六年三月二十五日又本堂庫裡悉く類焼す。今の堂宇は安政元年の再建なり。寺域九畝二十二歩、檀家三十五戸。

明意寺 西庄村大字牧野に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。文明七年開基淨西、永正十一年釋常圓中興。寺域六畝二歩、檀家十七戸。

東漸寺 西庄村大字牧野に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。元天台宗なりしが、慶長年間釋善正改宗す。寺域八畝十二歩、檀家二十九戸。

正通寺 西庄村大字白谷に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。永正三年竹内平誓開基。寺域一反二畝歩、檀家三十二戸。

榮照寺 西庄村大字下開田に在り。眞宗大谷派、東本願寺末なり。本尊阿彌陀如來。寛永十八年道場を開き、天和三年三月木佛寺號許可。寶曆二年再興。明治三十四年更に寺域を擴張し、三十五年今の堂宇を再建す。越前敦賀郡山中村に有乳山醫王院あり、最澄の草創なり。承元々年親鸞越後に謫せ

られし時、此に宿して村民を教化す。慶長年間浄土宗に轉じて光傳寺と稱す。明治十年榮照寺渡邊智山中村に到り同寺の信徒等眞宗に轉ず。十二年寺號を改めて顯眞寺と稱す。山中村は古來驛路にして人馬の往來絶えざりしが、汽車開通後は村民四散して一村荒涼に歸したるを以て、同寺の法寶見眞大師木像、同師自作三正面阿彌陀佛畫像、あち山の和歌、蓮如上人名號等を榮照寺に移し、本寺山號楓溪山と稱したりしを有乳山と改稱せり、時に明治二十年なり。爾來本寺を以て見眞大師有乳山の舊跡とす。寺域一反一畝十二歩、檀家二十二戸。

百瀬村

安養寺 百瀬村大字知内に在り。吉祥山寶珠院と號す。新義眞言宗智山派、海津寶幢院末なり。本尊正觀世音菩薩。天平元年泰澄當地に至り、寶幢院及び湖西七觀音靈場開創の因に本寺を創立す。當時は觀音堂一字のみなりしが、保元年間舊字知内畑と云へる地に本堂を建立すと云ふ。寛永年間實惠湖邊の地水害あるを恐れ、今の地に堂宇を移轉す。元祿年間中興頼雄法印寺領を寄附し、什物を備へ、鐘を鑄、破頹の堂宇を修繕す。享保年間鐘樓を海藏院との間に移し、兩寺の用に供す。寛政六年四月藥醫門を建立す。文政七年鐘樓跡に觀音堂を建立す。安政五年四月八日海藏院より出火、本堂鐘樓類焼す。同年六月假堂建立。十六年後に本堂再建せり。境内十四間檀家五十八戸。

無量寺

百瀬村大字新保に在り。浄土宗鎮西派、海津正行院末に屬す。本尊阿彌陀如來。明應九年

八月の創建にして開基は平山善久居士なり。檀家三十八戸。

極樂寺

百瀬村大字森西に在り。西方山と稱す。浄土宗鎮西派黒谷金戒光明寺末に屬す。本尊阿彌

陀如來。寶徳元年三月の創建にて開基は信蓮社單譽なり。初め寶徳山と稱したるを延徳三年四月西方山と改む。天正六年本堂を再建し、安永四年五月又再建す、是今の本堂なり。

藥師堂

同大字に在り。浄土宗、創建詳ならず。舊國主大明神の奥院にて田屋山城守の守本尊なりし

を田屋城没落の時山城守は其保護を藤澤源太夫に託したるなりと傳ふ。高島郡西國八番の札所なり。

光明寺

百瀬村大字澤に在り。寛元山久澤院光明寺と號す。浄土宗鎮西派、黒谷金戒光明寺末に屬

す。本尊阿彌陀如來、安阿彌作と稱す。寛元四年の創立にして開基は信阿なり。中興光譽（天文元年正月遷化）本堂は享保六年の再建、鐘樓は明和八年十月の建立なり。舊境内二畝廿歩は除地たりき。

本堂桁行五間半
梁行四間

檀家十三戸。本寺に竹の觀音と云ふを安置す。寺後の藪より出現したるなりと。又古來

澤の觀音誦と稱するあり、村の青年等毎年益十七日夜此觀音前にて盆踊をなすを云ふ。天明天保の大凶年の時も之を踊り、又雨風の時も踊りの式だけは踊り來りて翌日にすることなし。明治維新まで繼續せり。この踊り終れば青年は鐘樓に上りて鐘を撞き、住職は此を合圖として朝時の勤行を修する例なり。若し夜半に踊りの終りし時も其際に鐘をつくなり。故に夕方より鐘の手木は鐘樓にしばり置き、何人も手をふれざるやうに監視するなり。

正覺寺廢 百瀬村大字中庄にあり。浄土宗鎮西派、海津正行院末なり。開基、草創年代等詳ならず。文政元年八月六日雷火に焼失す。境内二畝歩、廢絶年代詳ならず。明治初年なるべし。

安樂寺 百瀬村大字新保に在り。曹洞宗、無本寺なり。本尊十一面觀世音。享保元年六月の創建にして開基は吉原久太夫なり。檀家なし。

幡岳寺 百瀬村大字中庄に在り。曹洞宗、近江洞壽院末に屬す。本尊釋迦牟尼佛、開基は佐久間備前守安政(寛永四年四月二十五日卒)開山無外桂言和尚なり。佐久間家の菩提所にして佐久間勝之の子勝年を此に葬れり。舊境内一反一畝十二歩は除地なりき。現境内四百八十六坪。建造物は本堂、庫裡、鐘樓等あり。檀家三十二戸。

慶徳寺 百瀬村大字大沼に在り。曹洞宗中庄幡岳寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。正保年中再建す。舊境内二畝二十一步は除地なりき。檀家四十一戸。

仁和寺 百瀬村大字中庄に在り。曹洞宗、幡岳寺末に屬す。子安地藏堂と稱す。昌泰年間宇多院齋宮の建立なり。正徳三年の文書に仁和寺地藏堂とあり。往時は中庄氏神として神主藤田氏代々會式を勤め、村民も一統此に關與せり。其頃の境内は一反五畝歩なり。檀家なし。

自舟庵 百瀬村大字大沼に在り。漕洞宗、無本寺なり。本尊馬頭觀世音。延享年中再建せり。境内三百二十九坪。檀家四十一戸。

海藏院 百瀬村大字知内字ツクラに在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。往古は宇畑に在りて海藏庵と稱せしを慶長二年現地に移し又今の名に改む。開山天叟宗普和尚、開基南江宗意俗稱高田長左衛門なり。今に平僧地なり。本堂正徳六年正月再建、安政五年四月八日延焼、今の本堂は其後の再建なり。境内二百六十五坪民有地。建造物は本堂五間半、庫裡四間半、藥醫門等なり。檀家三十八戸。

久昌庵 同村大字辻字村西に在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。寶永元年村民曹澤寺七世融峯存良和尚を請し一字を建立して之か開山とす。爾來村民深く歸依して其後一村檀家たり平僧地なり。境内百八十七坪民有地。堂宇は本堂八間、一字とす。石地藏堂九尺あり。檀家二十戸。

長法寺 百瀬村大字澤に在り。天文山と號す。眞宗大谷派。京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。内佛は仲仙寺より傳來すと云。天文四年六月の創建にして開基道念なり。是より先き永正年間此地の領主に田屋淡路守と云へるあり。其家臣宮島四郎兵衛、子菊松と共に佛教を信し、山科本願寺に詣す。偶々々木定頼及び日蓮宗徒等大軍にて本願寺を攻め、證如危かりしかば、宮島父子單騎敵陣に馳せ入りて力戦せり。既にして證如難を大阪に避け、宮島父子を國に歸らしめ、再會を期し、依て大小刀を出して遺物として與ふ父子は朽木谷より酒波村に出で、郷里に歸る。郷里にては山科落城と聞き討死したりと思ひ衆僧一門集り居りし折にて、各愁眉を開けり。其後天文四年夏夫妻菊松を携へて大阪に至り證如に謁す。證如宮島を召し、得度せしめ釋道念と授け、彌陀の御影を與へたり。父子喜び歸りて一

道場を開く。是本寺の草創なり。其後田屋氏は海津領主と争端を開き、西濱村福本畑に戦ひ、宮島道念は死し、子菊松は父の死を知らず、蛭口川を過ぎて歸りしが、父の死を聞き返り戦ひ、山崎石橋二町許東にて戦死せり。當時の道場建設地は大字の丑寅の隅に當れり。三世了空の時一度移轉し、承應元年秋(寛文本堂再建の時なるか)今の地に移して本堂を建立す。此地は田屋氏の邸址にして東西に堀あり南北に高き土手石垣等を設けたり。慶長九年二月二十四日本佛寺號許可。本堂は寛文三年の建立なり元祿二年正門建立。同十年鐘樓建立。享保十一年本堂再建。今の本堂なり。安政年間三間西へ移す。舊境内八畝五歩は除地たりき。現境内四百四坪。現今建造物本堂桁行七間庫裏、桁行九間鐘堂等あり。檀家百八戸。

光傳寺 百瀬村大字知内に在り。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀佛。寛永年中の草創なり。天和三年三月二十二日本佛寺號許可。境内二百八十五坪。檀家三十戸。

川上村

酒波寺 川上村大字酒波に在り。青蓮山と號す。新義眞言宗智山派。京都智積院末に屬す。本尊千手觀世音。天平十三年聖武天皇の御願にて行基開基。康和三年再建なり。往古は興福寺末に屬して坊舍五十六宇ありき。一に叡山三千坊の一にて照光坊と云ひ坊舍四十九宇ありしと云ふは誤なり。弘治二年淺井長政堂塔の荒廢を歎き磯野丹波守をして修補せしめ寺領千八百石を寄附す。元龜三年三月十

六日織田信澄の爲めに焼かれ、寺領を押收せらる。當時の境内圖と云へるものを傳ふ。是に據れば其頃の堂舎は、中堂金色院昭光觀音堂、其左に金剛大日、祖師堂傳教大師、義眞、僧正、現山僧都、護摩堂あり。右に天神水、明應勸請の山王社、鐘樓、塔あり。道を隔て、岩尾坊本尊釋迦、上ノ坊云、西井坊本尊文珠、虚空藏坊、婁明坊本尊唐崎神、千松坊云、危秋坊あり。其他大門口内にあるもの凡て十九宇、小川を隔て、南に谷間に三坊あり、大門筋の村より下つて道の北に四坊、道の南に三坊あり、猶其下に二坊あり。其他猶隔りて建久寺別所六坊、無常坊等あり。天正年間實尊法印再興を圖りしも成るに至らず。慶長の比觀音堂を建つ。(輿地志略には慶長の頃存するものは本堂、塔頭三軒とあり)元和年間佐久間大膳允より燈明料三十俵を寄附す。寛文二年伊香郡菅山寺より覺仁來住して本寺を再興す。延寶七年五月京都智積院末に屬す。貞享二年觀音堂を再建す。元祿元年佐久間氏滅びて燈明料絶ゆ。脇坊三ヶ寺の地は大破以來百姓持として年貢地なりしが元祿十年公領代官平岡四良左衛門の時除地となる。其頃より川上莊十八村にて維持し來り、以て今日に至る。正徳二年眞言法流寺となり、享保七年灌頂を始修す。今津曹澤寺後住不服の檀徒等酒波寺極樂寺に改宗し、享保二十年十月より訴訟となり元文四年四月落着檀徒等復歸せり。今脇坊三ヶ寺世尊院昔は一乘坊と稱す、千手院昔は專壽院と稱す、福壽院昔は參坊と稱すあり。本寺は天台宗の時は金色院と稱す。平等院と稱するは誤なり。現境内四反九畝九歩官有地、第四種、寺領山林一町三反二十一步田畑七反八畝餘歩敷地三畝歩あり。檀家三十五戸。

建久寺 川上村大字酒波字東山九百十二番地に在り。酒波寺古圖に建久寺別所六坊あり。後白河法皇の勅願にて本郡に毘沙門天を安置せられしもの本寺なるべし。其毘沙門堂の舊址に寛文五年六月豊島某、同堂を再建せり。安永三年六月二十三日大風にてこの堂も倒壊す。文化十六年酒波寺に引移せり。當時堀田侯の崇敬する所なりき。後また舊地に安置す。明治三十五年頃堂宇を改修す今區の支配なり。願成寺 川上村大字濱分舊領家村に在り。真言宗、海津寶幢院末なり。元和元年八月僧淨圓法印の建立なり。境内百二十坪。

大寂寺 同村大字日置前に在り。淨土宗鎮西派、京都金戒光明寺末。本尊阿彌陀如來。舊平崎村の氏佛と稱せり。境内二百三十七坪、檀家十六戸。

極樂寺 同村大字福岡舊井ノ口村に在り。淨土宗鎮西派、京黒谷金戒光明寺末に屬す。本尊阿彌陀佛。承平年間延曆寺の末寺として一堂を創立して山崎堂と稱す。其後荒廢したりしかば天文六年光譽圓成和尚再建して淨土宗とす。因て念佛山極樂寺と稱す。享和二年正月二十四日回祿す。境内二百九十坪、本堂、庫裡、鎮守あり。檀家二十五戸。

芳春院 川上村大字桂に在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦如來。開山快山宗古和尚、寛永元年八月の創建なり。寺領田地二反歩は徳川時代の領主佐久間四郎次郎よりの寄附にて今に存す。境内百五十四歩、本堂八間地蔵堂あり。檀家六十戸。明治十九年

月桂庵 同村大字桂にあり。曹洞宗、今津曹澤寺末に屬す。尼寺なり。

寶林庵 川上村大字深清水に在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦如來。快山宗古和尚の寛永四年三月の開創なり。平僧地なり。境内百三十六坪民有地。堂宇八間半。檀家四十六戸。一月現在

香秀庵 同大字に在り。同宗同末なり、本尊十一面觀世音。盛畠存榮和尚萬治元年八月の創建なり。或云延寶七年通岳清達首座の創建なりと。清達は北深清水藤原長右衛門の子にして出家し盛畠存榮の弟子なり、貞享四年二月二十日示寂す。境内百七十二坪民有地。本堂六間。檀家十四戸。一月現在

福昌院 同大字に在り。同宗同末なり。本尊藥師如來。快山宗古和尚、寛永七年四月の創建なり。平僧地なり。境内二百八十九坪民有地。本堂八間半。檀家五十一戸。一月現在

眞堂寺 川上村大字濱分に在り。同宗同末なり。本尊藥師如來。融峯存良和尚元祿十年十一月の創建なり。平僧地なり。境内七十二歩。本堂三間。檀家十四戸。一月現在

萬福寺 同大字字領家に在り。同宗同末なり。本尊阿彌陀如來。同地の弘部淨心曹澤寺幽溪雪門和尚に歸依し、寶永三年之を請して草創したるなり。或云、元は天台宗にて比叡山三千坊の一なりしが、織田氏の兵燹に遇ひ、其本尊阿彌陀如來は難を遁れて弘部氏の守護する所となりしを、同氏が同地に曹洞宗の寺堂を建立してその本尊とすと。明治三十九年一月法地に列す。境内百五十八坪、本堂五間四間。檀家一戸。明治三十九年一月現在

願海寺 川上村大字濱分字出口に在り。曹洞宗。今津曹澤寺末なり。寶船山と號す。本尊釋迦牟尼佛。寺地は往古より由緒の地にて同地の住人太良右衛門源康齋と云へる者小庵を結びて居りしが、寛永十二年曹澤六世月舟賞盛和尚改めて本寺を開く。或云天正七年なりと。從來平僧地たりしを明治十三年三月法地に列す。境内三百七十五坪官有地第四種。徳川時代には往古より無年貢たりしを、元祿元年幕府代官今井九右衛門の時改めて年貢地とせられしを、同十年更に除地とせらる。境内建物は、本堂五間一字庫裡あり。同棟。檀家二十二戸。明治十九年一月現在

正覺寺 川上村大字日置前(伊井)にあり。曹洞宗今津曹澤寺末なり。橘光山と號す。本尊千手十一面觀世音、安阿彌作と稱す。開山盛崑存榮和尚、開創年月不詳、或云、往古は清水山と稱して巨利なりしが天正の兵燹に罹りて中絶したりしを元和元年に再建したりと。平僧地なり。境内二百六十七坪民有地。堂宇七間半三間半。檀家四十五戸。明治十九年一月現在

長谷院 川上村大字日置前(三谷)に在り。曹洞宗。今津曹澤寺末なり。清水山と號す。本尊釋迦牟尼佛。開山盛崑存榮和尚、開創年月不詳。或云、往古は清水山阿彌陀寺と稱して天台の巨利にして邑の東にありしが、天正年間織田信長の爲めに焼かれたりしを天正四年曹澤寺瑞崑文修和尚堂宇一院を建立したりしなりと。明治十八年三月十日部落の失火に類焼し、同二十年再建す。平僧地なり。境内二百四十五坪。檀家六十三戸。明治十九年一月現在

偏正寺 川上村大字福岡甲字諸海道に在り。曹洞宗、丹後竹野郡竹野村養國寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。寛文五年同村桂田卯右衛門の草創にして偏正庵と稱し、庵室の地たりき。享保十六年祥山巨鱗和尚(桂田氏の族木下藤三郎の男)の發金にて養國寺巨融大鼈和尚を請して開山とし、偏正寺と改稱す。元文元年十月法地に列す。境内百八十四坪、本堂五間庫裡三間半あり。檀家なし。

井福寺 川上村大字福岡(井ノ口)字北海に在り。曹洞宗今津曹澤寺末なり。萬年山と號す。本尊釋迦如來。開山快山宗古和尚、傳へ云ふ往古は小庵なりしと。開基及創建の年代詳ならず。平僧地なり。境内百二十七坪民有地。堂宇五間一字あり。又地藏堂あり明治の初年字西海道より之に移せるなり。檀家三十戸。明治十九年一月現在

幸福寺 川上村大字北仰字宮元に在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。往古よりの寺庵なりしを寛永二年快山宗古和尚の開山と改めたりと云。平僧地なり。境内百四十四坪民有地。堂宇六間一字鐘樓堂あり。檀家四十六戸。明治十九年一月現在

勝林寺 川上村大字濱分に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基釋正了。明應二年道場を建て、洲崎道場と稱す。慶長五年寺號許可。徳川家綱母桂昌院菩提の爲め境内年貢高九斗五合四勺を免せらる。境内三百九坪官有地。檀家四十三戸。

淨立寺 同村大字濱分に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。建長七年本村住

保木左衛門尉光清、天台宗觀自在院を建立す。光清の裔保木眞性、蓮如北國巡化の際に歸依し、文明十五年淨立寺と改稱す。其頃蓮如暫く留錫し、阿彌陀佛繪像九字十字の名號詠歌等を留めしに依り、本宗舊跡の一なり。境内四百二十二坪、檀家三十四戸。

今津町

西江寺 今津町大字蘭生に在り。日照山と號す。臨濟宗、京東福寺末に屬す。本尊釋迦如來。延久年中關白藤原頼通荒谷山の地に釋迦堂を建立して西江寺と號す。正和年間僧圓爾羅漢堂を建立す。元亨三年寺院火災に罹りしを以て境を經ヶ尾に移し、圓爾法師を中興として寺號を圓明寺と改む。此時虎關國師所持の彌陀如來を安置して如來堂と云ひ、又谷崎坊とも稱す。荒谷山及び經ヶ尾の址今猶存す。貞治年中大龜禪師住職の時桂田下司藤原高成、小河桂之助清原吉允等谷崎坊を川上川の南立石山の麓に移し、寺號を日照山西江寺と改め、川上莊鎮護の寺院とせり。此時別に智證大師作觀音大士の靈像を安置せり。高成は應永九年邸を川の南に移し、名を大床之助と稱す、即ち川上莊司なり。時に大龜の道聲大に振ひ、蘭生の長福寺を始め、弘部、井口、桂、深清水、北仰、大沼、岸脇、梅ヶ原、生見、角川の各村各寺逐次末寺となる。應永十五年十月五日大龜此に寂す。其後三世の時火災に罹りて伽藍悉く灰燼となる。爾來僅に一堂を存して法燈を傳ふ。延寶年中雪巖和尚住職となりて諸堂を再興し、寺田を開き、面目を一新するを得たり。雪巖南生見村の山林井上藤十に入り坐定して寂す。今其塚

を老僧ヶ塚と稱し、同邑の西に當れり。同和尚寺地を開拓したる時林藪中に寶篋印塔を發見したるを以て、之を庭中に移し供養せり、時に元祿十五年六月なり。境内九畝二十七步。一區域をなして村家と離隔し、本堂後方には延長三十間幅約八間の養水池あり。後山よりは湖山を一望に收めて風光佳絶なり。檀家六十八戸。末寺蘭生長福寺、北生見長源寺、南生見見性寺、梅原梅源寺、大沼慶徳寺、岸脇休源庵、西源庵、上弘部永壽院、玉雲菴、興禪庵、下弘部壽仙庵、領家萬福寺、等なり。

梅源寺 同町大字梅原に在り。臨濟宗、蘭生西江寺末なり。本尊釋迦牟尼如來。開山西江寺二世承天和尙。草創は應永正長年間なるべし。元文年間言外令說中興すと傳ふ。平僧地なり。境内五畝二十六步。

曹澤寺 今津町大字今津字北濱に在り。曹洞宗惣持寺派、坂田郡六莊村字平方徳勝寺末に屬す。洞雲山と稱す。本尊釋迦牟尼佛、元新豊寺佛殿に安置したる所なり。本寺は元、如意輪山新豊寺と稱す。新豊寺は弘川村に在りて、田原山の北麓に狼野と稱する平野あり、之に接して東に延び北陸道を横斷して東を洞雲野と稱す。景勝の地なるを以て某年機堂長應和尚此に留錫して一字を建立し新豊寺とす。當時天台宗と稱す。或云、永徳三年本國佐々木氏和尚の道徳を慕ひ此に請して本寺を建立すと。文龜の頃炎上したりしを五世麟易再興す。永正十年再び兵火の爲め炎上したるを以て九世或云八世沒量慧齋和尚海津村に退院したるを川上善積の者等喚請して地を今津に相し新豊寺の本尊を移し、曹澤寺として

再興し没量を開山とす。是大永年間の事なりと云。新豊寺の舊地は猶弘川村の内に方一町の大竹林の梵舎にて曹澤寺の隠居寺として存し、曹澤新豊兩寺居屋敷門前は芳春院時代より地子を免せられ、又米二石七斗を寄附せらる。後年今津町より曹澤寺門前に對し町役を課したるを以て加賀藩より之を禁じたることあり。されど寛延三年七月加賀藩より門前百姓は寺に屬するものに非ず藩屬たるべき旨を宣言せり。開基小原作左衛門久重は佐久間備前守の臣にして中庄村役所を管し五百石を給せらる。佐久間家没落の後今津に移り曹澤寺に住し、寺堂修造の功多かりしを以て開基とせり。久重は正保三年（明和元年）二月廿日歿す和元年寺より加賀藩に寺堂修理を願ひ出でたる文書によれば寺地の移轉造營は慶長十年頃なるが如きもは大體を指せるものなるべし。元和三年前田侯の菩提祈願所として芳春院（利家室）の位牌を安置す。天明二年其位牌堂の建立を同家に要求す。今の位牌堂これなり。二條家は前田家と姻家たる故を以て安永九年八月泰眞院安祥院の兩位牌を安置せしめ其祈願所として網代興及紋附幕提燈を寄附せらる。爾來幕末に至るまで二條殿御祈願所曹澤寺と稱して旅行の際なご一の權威とせり。明治三年九月二十二日隨意會地を許さる。徳川時代に於ける末寺三十六寺内大聖寺全昌寺今津莊嚴寺を知識寺とす。門前は文久元年七月の現在にて二十六軒あり。是寺の支配を受けしものなり。現今境内千四百六十四坪。官有地堂宇は本堂桁行十七間半開山堂二間半庫裡、書院、衆寮等あり。本堂は天保十四年に再建したる第四種堂宇は本堂梁行四間半もの明治元年五月の大水に大破し、明治三十五年に再建す。檀家五十二戸。明治卅五年現今三百八十三

戸。末寺は舊二十一ヶ寺あり。即ち大聖寺町全昌寺、郡内石庭正眼院、下弘部無量寺、上弘部永壽院岸脇芳岳院、牧野瑞光院、濱分願海寺、萬福寺以上法地寺弘川保壽院、福岡井福寺、日置前正覺寺、長谷院、桂芳春院、深清水寶林庵秀庵福昌庵、辻久昌院、知内海藏院、北仰幸福寺、濱分信堂寺、桂尼庵月桂庵とす。今は十八ヶ寺なり。

永壽院 今津町字上弘部に在り。曹洞宗曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。明曆二年、曹澤寺五世盛富存榮和尚の開闢なり、文久元年曹澤十九世仙學巨海和尚は同村の末寺玉雲庵興禪庵の二寺を廢して本寺に併合す。明治十年大供村廢寺莊嚴寺の堂宇を購入して寺堂を改築す。同年法地に列せらる。寺域反別九畝七步、檀家四十戸。東部に小池あり傍に子安地藏堂あり、元同村社境内にありしを明治四年此に移したるなり。

莊嚴寺廢 今津町大字大供に在りき。由緒不詳。寛政五年三月二條家より先祖菩提の爲め、祠堂銀三拾枚を寄附す。曹澤寺の隠居寺なり。水田三反許ありしも無檀にして維持困難の爲め明治維新の後曹澤寺に併合せり。

芳岳院 今津町大字岸脇に在り。曹洞宗、曹澤寺末なり。清公山と稱す。本尊十一面觀世音。往古本大字の東端に眞明寺と稱する一字あり、開基を藤原清公と云ふ。清公崇徳天皇の時入宋し、巍の僧阿南彌が作なる十一面觀世音の靈驗顯著なりしを以て懇請して歸朝し、天承元年此に地を相して一字

を創立し、其觀世音を安置す、是真明寺なり。元龜二年織田氏の兵燹に罹り堂宇悉烏有となる。其址今猶存す。當時曹澤寺二世文秀和尚は世塵を避けて此處に閑居したりしが、此厄に遇ひ、一草庵を結びて本尊を安置し居たりしが、天正七年今の地に再建し、從來天台宗たりし爲め武將の抑壓甚しかりしかば、之を避けんが爲め曹洞宗に改宗し、清公山芳岳院と稱す。文政元年堂宇を再建す。明治十年同村久源庵、正源庵の二寺を廢して本寺に併合し、同年寺格を進めて法地に列せらる。寺域反別七畝二十步、檀家四十五戸。

保壽院 今津村大字弘川字常盤に在り。曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛、開山瑞巖文修和尚は越前南條郡の人、岩永某の二男なり、八歳にして出家し、永祿七年叡山に上りて具足戒を受け、更に曹澤寺慧齋七世の法孫となり、弘川村に來て法を布き、草庵を結んで止り、天正元年六月示寂す。後保壽院と改む。其時の開基は石見助の祖なり。明細帳創建を慶安元年十一月とす。蓋し開基の歿年なるべし。平僧地なり。境内二百十四坪民有堂宇は本堂南北八間半 東西四間半一字なり。檀家四十九戸

無量寺 今津町大字下弘部に在り、曹洞宗、今津曹澤寺末なり。本尊釋迦牟尼佛、創立年代詳ならず。萬治二年曹澤寺に屬す。明治十年二月法地に列す。境内百九十坪、民有堂宇は本堂五間二尺 庫裡五間檀家五十四戸、境外に觀音堂あり、舊光明寺なり。

光明寺廢 同町大字下弘部に在り。曹洞宗、曹澤寺末なり。僧圓壽の開基にして仁和四年の創建なり

本尊石像觀世音は丈一尺四寸、弘法大師の作と稱す。曹澤寺末となりし年代不詳。明治十年四月無量寺に併合して觀音堂として存す。境内百八十四坪。堂宇一棟四間四尺 庫裡三間二尺あり。

壽仙庵 廢 同町大字下弘部に在り。曹洞宗、曹澤寺末なり。創立年代詳ならず。(無量寺光明寺及び壽仙庵皆慶長七年檢地帳に其名見えたれば其以前より存在したるをしるべし。)其曹澤寺に屬したる年代亦詳ならず。文化年間尼祖嶽智禪住職の時堂宇を再建す。明治十年四月廢寺として無量寺に併合したるも、舊觀今に現存す。

泉慶寺 今津町大字今津に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。往昔延曆寺五十萬石寺領の時の代官三十五人中の頭杉生法印の末葉杉生主水と云へるもの、文明二年四月蓮如の大津に在るに謁して弟子となり、本村に出張して代官職を勤めし時、歸依の男女に沼地を埋めしめ、同三年三月に一道場を建立せり。同年蓮如北國下向のとき暫時此に滞在す。主水、蓮如の北國下向に供して吉崎に至り、歸國の際、寺號及び觀喜山の山號を附與せらる。寶物として故大勳位熾仁親王御筆山號額を藏す。寺域二反一畝二十七步。檀家六十五戸。

受行寺 今津町大字南新保に在り。眞宗本派、京西本願寺末なり。本尊阿彌陀如來。開山及び年代詳ならず。往古は宮島道場又は勝室院と稱し、今の地に在り、其後道路の東側に移りしが、享和年中再建の際民家に接すると水害の虞あるを以て舊地に復歸せんことを請ひ、許可を得て今の堂宇を再建

す。寺域一反歩、檀家三十戸。

法慶寺 今津町大字今津に在り。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開山玄覺は泉慶寺住職玄耀の兄なり。玄覺泉慶寺住職たりしが老年に及びしかば寺務を弟玄耀に譲れり。本山本願寺が東西二派に分れし時、玄耀は西派准如に歸依し、兄玄覺は東派教如に歸依せり。因て玄覺は別に一字を建立して泉慶寺と稱し弘化の道場を開く。時に慶長五年三月なり。其後教如北國巡化の時本寺に宿し、玄覺の忠志を賞し、顯如眞影を附與し、寺號を法慶寺と與ふ。其他九字十字の名號をも附與せられたり。寛永二十年十一月四日火災に罹り、其後再建し、寶曆年中修理を加ふ、今の堂宇是なり。寺域九畝八歩、檀家八十五戸。

西福寺 今津町大字今津に在り。安養山と號す。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。越前一乗谷城主朝倉孝景の一族某當國に來り出家して法名圓西と云ひ天台圓宗を學ぶ。蓮如巡化の際之に歸依し、大永二年三月十日寺號西福寺と賜ふ。慶長十四年三月堂宇火災に罹り、佛像寶物悉く焼失す。寛永十二年十月再建し以て今に至る。寺域一反七畝十二歩、檀家百十二戸。

明嚴寺 今津町大字弘川に在り。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。天長七年慈覺大師、北國巡化の際字上ノ原に留錫して教化を布く事年あり、終に一字を建立して明嚴寺と號す。文明年間蓮如巡化の際當時の住職眞宗に歸依し、弘治年間仁科了念下野國より來りて本寺に住す。境

内七畝十六歩、檀家四十四戸。

正樂寺 同町大字大供に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。寛永年間祐念の草創なり。境内三畝二十八歩、檀家十五戸。

三谷村

見性寺 三谷村大字南生見に在り。觀河山と號す。臨濟宗東福寺派、今津町蘭生西江寺末に屬す。本尊觀音大士。

長源寺 同村大字北生見に在り。豐國山と號す。臨濟宗東福寺派、蘭生西江寺末に屬す。本尊釋迦如來。境内石佛子安地藏尊は享保七年八月の建立なり。

光明寺 同村大字角川に在り。五葉山と號す。曹洞宗、饗庭村正傳寺末に屬す。本尊觀世音、開基朽木氏妾不爲聞聖大禪尼、開山正傳寺五世心巷最傳和尚。寺に大阪鴻池善右衛門の所藏なりし柳里恭の名畫を藏す。

寶昌寺 同村大字保坂に在り。保光山と號す。曹洞宗、饗庭村覺傳寺末に屬す。本尊釋迦如來。

大陽寺 同村大字杉山舊山中に在り。豐谷山と號す。曹洞宗、饗庭村正傳寺末に屬す。本尊釋迦如來。

寶泉寺 同村大字杉山舊大杉に在り。兩谷山と號す。曹洞宗、饗庭村覺傳寺末に屬す。本尊地藏尊

高雲寺 同村大字椋川に在り。曹洞宗、朽木村興聖寺末なり。月光山と號す。草創の年代詳ならず。開山は興聖寺八世輝璨惠暎和尚なり。當時寺境は明良谷に在りき。或は天台又は眞言の寺庵を改宗せしめたるものか亦詳ならず。寶永五年秋興聖寺十一世享巖禪貞和尚當寺に退隱し、尋て寺地を現域に移し、寺門を再興す。依て更に享巖を開山第一世とす。享保十七年五月七日、法地の許可を得たり。

淨慶寺 同村大字天増川に在り。眞宗本派。西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、往昔叡山の安然和尚此地に來りて台宗の道場を開き安然坊と稱す。寛永六年今津町泉慶寺の慶尊入寺して改宗す。十九年十二月二十六日木佛寺號許可。明治二十六年五月八日本堂庫裡回祿し假堂を建つ。境内百三十五坪。檀家四十二戸。三十二年七月

專稱寺 同村大字追分に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、寶曆七年創建。明治二十六年火災にかゝる。

善正寺 同村大字角川に在り。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。

朽木村

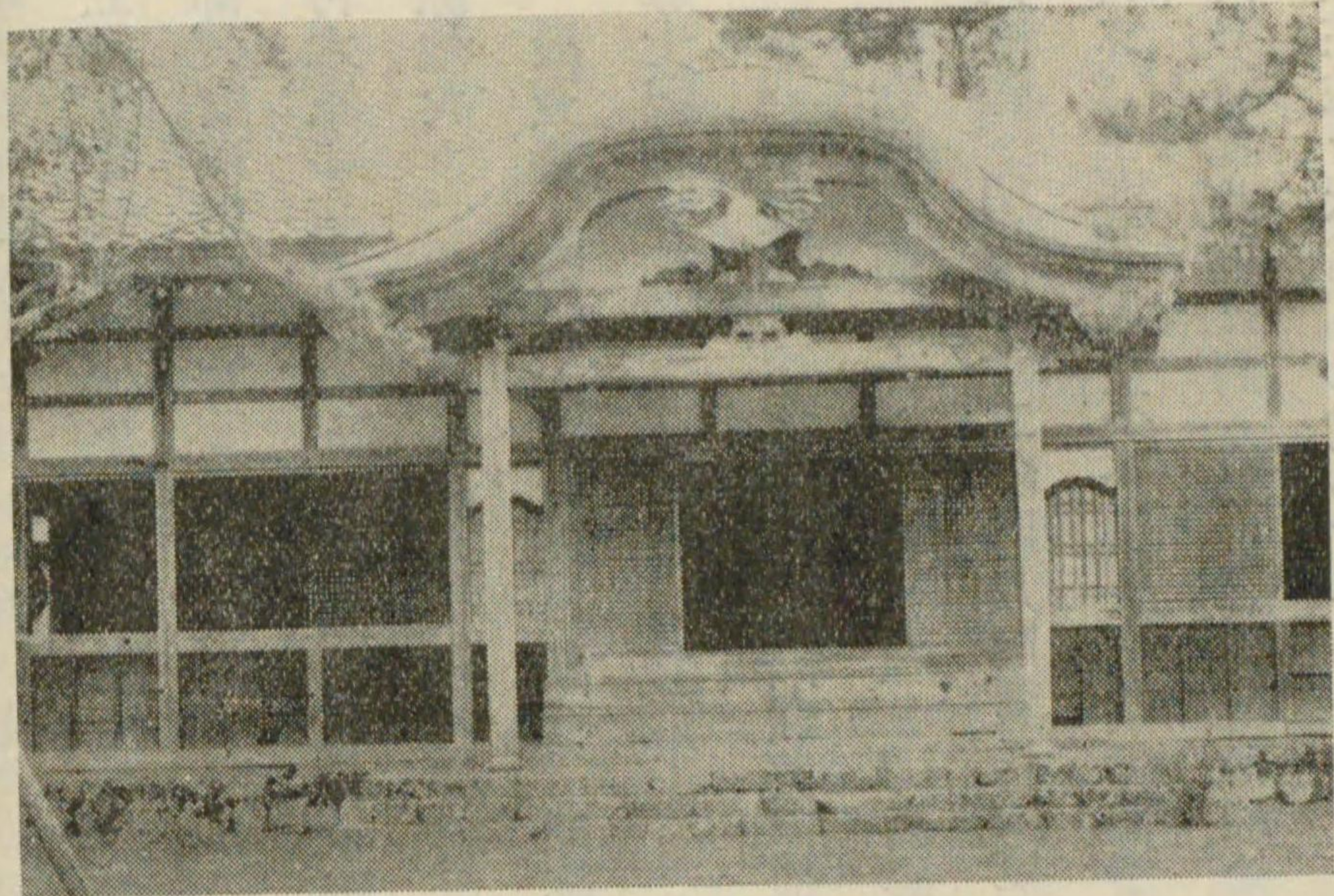
神宮寺 朽木村大字宮前坊宮前に在り。放光山と號す。天台宗延曆寺末なり。本尊不動明王。相應和尚自刻と稱す。開山相應和尚貞觀元年安曇川の流を尋ねて此地にて化人に遇ひ、本寺の地を卜し、明王瀧に入りて靈木を得、明王三體を刻み、其餘木にて又一體を刻み、此地に一字を創建して神宮寺

とし先きの化人を勸請して鎮守とすと、其緣起に見ゆ。但し朽木大宮は先きに鎮座あり、宮寺として本寺を創建したるなるべし。緣起の説恐らくは事實を前後す。境内多寶塔は又相應和尚創建當時の建立なりと云ふ、文化十四年腐朽したるを以て修築する爲め諸國に勸進す。此時内裏、仙洞、中宮、女御、有栖川宮、青蓮院、日光、梶井、大佛諸門跡、山科殿關白五攝家清華諸家以下之に應せられたり朽木家の祈願所たり。梵鐘は慶長十四年十二月朽木竹松丸の鑄る所なり。舊境内十五間四方山林七十間には除地たり。現境内九畝歩。邇々杵神社の東隣に屬す。末寺久多村極樂寺。檀家

慶寶寺 同村大字市場に在り。明護山と號す、天台眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來脇士觀音勢至。(三尊共)運慶作と傳ふ。明應四年五月西教寺二世盛全の創立なり。境内一反一畝二十一步。本殿六間半庫裡桁行五間半鐘樓、地藏堂あり。檀家四十八戸。末寺一ヶ寺。

興聖寺 同村大字岩瀬に在り。高巖山と稱す。曹洞宗。越前永平寺末に屬す。本尊釋迦如來、傳傳教大師作。明治四十二年四月國寶に指定せらる。兩脇士懷裝禪師は永平三世徹通作、準提觀音は運慶作と傳ふ。寛元元年朽木家の祖佐々木信綱の開基なり。元は上柏村指月谷に在り、寛元元年八月道元北國下向の途次此地に到りしに、山岳の地恰も城州宇治興聖寺に酷似せるを賞して、自ら指月谷の地を選び、領主佐々木信綱に勸めて一寺を創立せしめて興聖の號を與へたり。本寺にては道元を開闢とし懷葬を開山と稱す。中古永平寺開山堂回祿して道元の像を失へるを以て、本寺に安置したる義价禪師直作の道

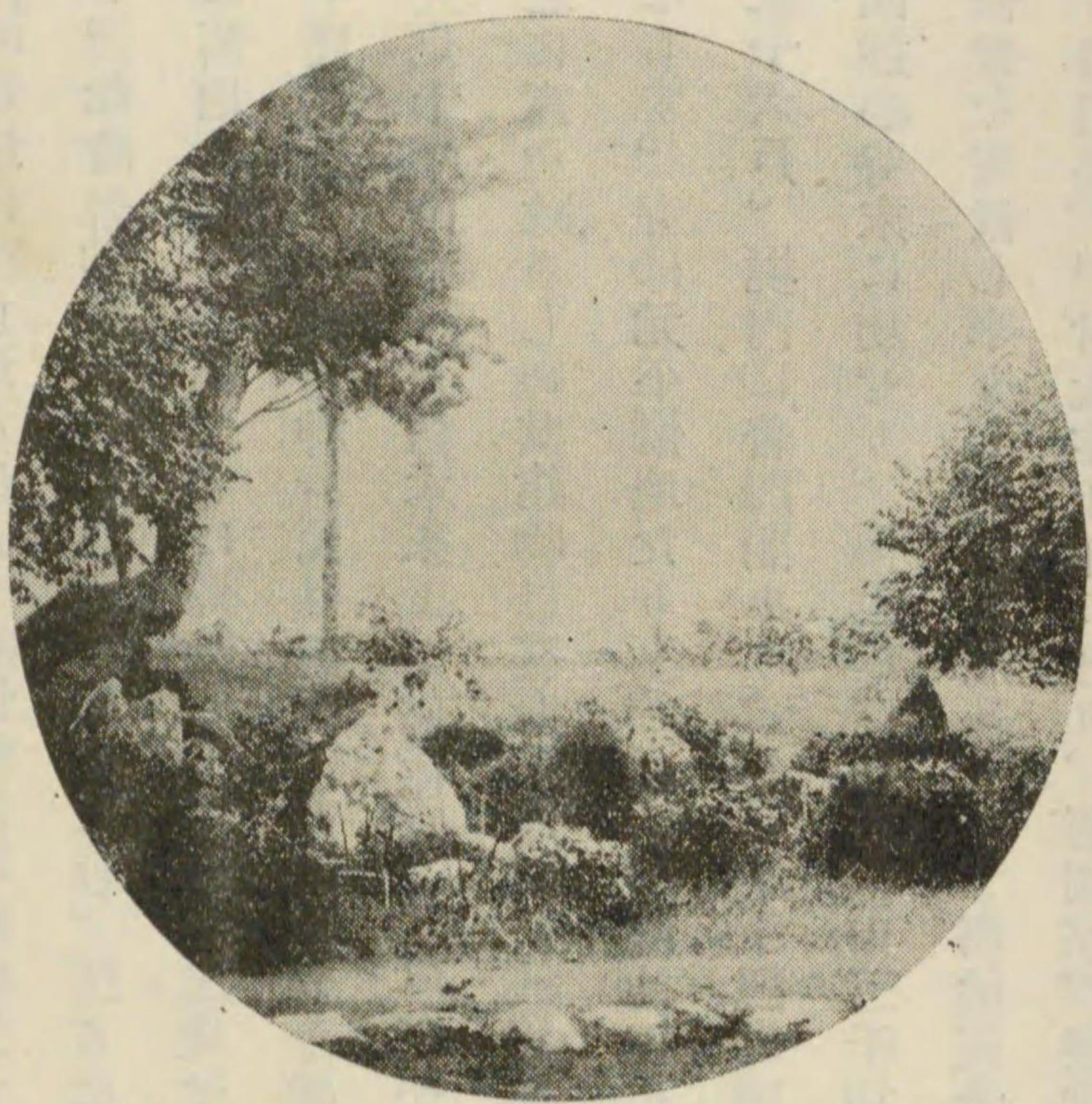
元禪師像を懇請し、代ゆるに永平二世懷狷禪師像を以てせり、即ち其像を安置して當寺の開山と勸請し



興 聖 寺

たるなり。朽木家代々の菩提所にして、歴代の墳墓は此に在り。享保十四年岩神村秀隣寺の地に移す。文政十一年本堂焼失し、嘉永中咲巖和尚再建す。是今の本堂なり。鐘は正保五年朽木信綱鑄造したりしが破損したるを以て元祿八年同定朝改鑄す。寺域二千四百坪あり。本寺は近江國最初の禪林にして朽木領内五十三ヶ寺の僧祿司にして末寺三十六箇寺あり。檀家六十戸。周林院庭園は本寺域内にあり、文化十一年朽木家より本寺をして管せしめたるころなり。其庭園は足利義晴の築くところなり。(秀隣寺條参照)長九間幅員四間境内の東南隅一段低き所に在り。前面芝生の小丘の間に池あり。其形鶴の側面の如し。其尾に當れる岩の小島は矮樹蜿蜒として延び恰も龜の游くに似たり。正面の小石橋は樟の化石なりと云ふ。其鶴首に當れる所には清泉ありり波瀧と云ふ。(某年當寺の住職他に假山を築く爲め此瀧に用ひたりし岩石を移したるが故に波の名あり)

るも今は其音なしと云ふ)此地南は遙かに蛇谷(巨椋栖山)の高峯を望み安曇川其前を横ざり閑靜幽邃の地にして庭園は能く東山時代の特色を見るべき者なり。明治以前は朽木氏より之が營繕をなし、住職交代毎に嚴重に引継ぎたりと云ふ。三十六ヶ



秀 隣 寺 庭 園

寺の末寺は村内の二十五ヶ寺、掠川高雲寺、愛宕郡久多村玉泉庵、自性寺、洞雲菴、龍寶寺、徳恩寺、滋賀郡葛川村常明院、法圓寺、觀音寺、普濟寺、長久寺なり。秀隣寺 同村大字野尻字上野に在り。萬松山と號す。曹洞宗、興聖寺末に屬す。本尊釋迦如來。朽木宣綱の室京極氏の開基とす。京極氏は豊臣秀吉の側室松丸の妹なり。卒後周林院と諡す。慶長十一年卒して此に葬り、即ち寺を創立して周林院と號す。後秀隣寺と書す當時の寺域は今の岩

神の興聖寺域是なり。周林院尼の墳墓も同地に在り。享祿元年足利義晴三好が亂を避けて朽木植綱が許に走る。植綱此地に居館を構へて其居とす。義晴自ら庭園を修す。庭園今猶存す。後に其居館を以

て本寺を開きしなり。興聖寺は朽木氏歴代の菩提所なり。享保十四年此に移し(此時其庭園等の一部は興聖寺に附與せざりしなるべし)秀隣寺を其舊地上柏村の指月谷に移す。興聖十三世和尚の時又岩神村の舊地に移したるが同十七世龍笹の時焼失したるを以て同十八世祖寰の時指月谷に移して庫裡を建つ。此時岩神村をして檀家に屬せしむ。然るに寛政元年又焼失したるを以て同十九世密乘は翌二年更に舊地に移し、興聖寺に隣接して客殿を建立せり。此時惠活和尚の力に依るところ多きを以て惠活を中興とす。此後岩神村民は興聖、秀隣兩寺を維持するは其負擔に任へざるを以て秀隣寺を無住とす。文化十年閏十一月朽木家より無住なる故を以て位牌を興聖寺に預け、庭園は殊に由緒ある故を以て之に意を致さしめ其建物は移して庫裡に使用せしめたり。其後現地に再興したるなるべし。其年代詳ならず。寺は元平僧地たりしを惠活の時法地に開闢す。境内五畝十九歩、本堂庫裡を兼ね。六間一尺檀家十六戸。境内に普門閣あり。本尊千手觀世音、傳傳教大師作。元は普門寺と稱し岩神村にあり、花園妙心寺末に屬せり。傳説には往古叡山三千坊の一なりしと云ふ。某年堂宇焼失し、假堂を建立して佛像を安置し來りしが、荒廢甚しく、明治三十九年今の普門閣を建立せり。

指月庵 同村大字上柏に在り、曹洞宗、興聖寺末。

福壽寺 同村大字上岩瀬に在り、同宗同末なり。

三玄寺 同村大字荒川に仕り。六外山と號す。曹洞宗、本村興聖寺末に屬す。本尊釋迦如來。開山

玄外清正、享徳元年十一月の創建なり。境内一反二歩、檀家五十三戸。

圓満寺 同村大字市場字下市に在り。福壽山と號す。同宗同末なり。本尊延命地藏尊、開山徳照。寛永十八年二月の創建なり。舊領主朽木亮綱(後定朝監物と稱す)の菩提所にして其位牌及び墳墓あり。

明治二十六年六月二十四日火災に罹り諸堂烏有に歸す。今の堂宇は三十一年二月の再建なり。境内一反三畝歩。本堂^{六間半}庫裡^{四間半}毘沙門堂あり。檀家二十七戸。

長壽寺 同村大字地子原字谷庄に在り。圓福山と號す、同宗同末なり。本尊延命地藏尊。舊此地に天台宗の長壽庵と稱する寺庵あり。叡山三千坊の一なり。興聖寺の創立と共に其別院たりしを後に獨立せりと云ふ。開山素雪、寛文十一年六月の開創なり。境内八十坪、檀家二十七戸。寺に藏する所の大般若經六百卷は弘安七年の書寫なり。

全昌寺 同村大字雲洞谷字家^{えつ}一に在り。雲洞山と號す。同宗同末なり。本尊阿彌陀如來。開山光春。明暦二年七月の草創なり。境内三畝十歩、檀家十戸。

寶光寺 同村大字雲洞谷字犬丸に在り。日光山と稱す。同宗同末なり、本尊釋迦如來。寛文元年三月月峯の開創なり。境内三畝十三歩、檀家二十一戸。

洞照寺 同村大字雲洞谷字上村に在り。白雪山と號す、同宗同末なり。本尊延命地藏尊。元天台宗なりしなるべし。永享三年十二月寛正二年十一月等の賣券に其名見ゆ。野尻に洞照谷、洞照山あり、當

時は同地に在りしなるべし。寛文三年十一月、素雪の開創といふは此時の改宗なり。本寺の木造阿彌陀如來坐像は明治四十二年四月五日國寶に指定せらる。境内二畝十八歩、檀家二十一戸。

極樂寺 同村大字能家に在り、正受山と號す、同宗同末なり。本尊阿彌陀如來。元は延曆寺に屬して、康應元年超忍僧正の開くところなり。寛永年間興聖寺四代德照を請じて開山とす。天明六年八月法地に昇格す。嘉永三年九月出水の爲め堂宇破壊し、安政三年再建す。境内六畝二十二歩。

瑞雪寺 同村大字小入谷に在り。同宗同末。本尊釋迦如來、境内三畝二十八歩。

清源寺 同村大字生杉に在り。泉谷山と號す、同宗同末。本尊地藏尊。貞享年間惠頓の開創なり。

境内二畝二十五歩。

法林寺 同村大字中牧に在り。同宗同末。境内三畝歩。

玉泉寺 同村大字古屋に在り、青龍山と號す。同宗同末。寛文中靈松開創。境内五畝十歩。

松源寺 同村大字桑原に在り、大通山と號す、同宗同末。本尊地藏菩薩。境内三畝十歩。

清景寺 同村大字平良に在り、同宗同末、本尊阿彌陀如來。境内七畝九歩。

寂靜寺 同村大字小川に在り。同宗同末。本尊藥師如來。境内三畝一歩。

龍潭寺 同村大字栃生字右淵に在り、祥雲山と號す、同宗同末。本尊觀世音菩薩。寶曆八年十月興

聖十四世普門を請じて開山とす。境内五畝十歩、檀家二十一戸。

松泉寺 同村大字栃生字腰越に在り、玉峯山と號す、同宗同末。本尊釋迦如來。開祖月峰靈松。(寛文十一年六月十日寂)爾來平僧地なりしを寶曆五年三月二十四日時の看住月海、法地を開き普門を請じて開山とす。朽木村曹洞宗三大寺の一にして、朽木氏參勤交代の爲め通行の際の休憩所と定められ毎年米七斗五升を給與されたり。境内六畝十六歩、檀家三十九戸。本寺安置の黒地藏尊は長谷川の黒地藏と稱す。舊字長谷川の地に叡山三千坊の一と稱する松林房あり。元祿の頃安曇川洪水に寺は荒廢したるを以て此地藏を本寺に移したり。坐像丈一尺二寸六分、像の全面黒色なり。故に呼んで長谷川の黒地藏と稱す。

慶昌寺 同村大字村井(東)に在り、滿徳山と號す。同宗同末。本尊正觀音。境内二畝八歩、檀家二十四戸。

寶泉寺 同村大字村井(西)に在り。大安山と號す、同宗同末。本尊延命地藏尊。開山光春、明暦年間の開創なり。境内二畝十歩、檀家十九戸。

高乘寺 同村大字大野に在り、同宗同末。本尊釋迦如來。境内四畝八歩、檀家二十六戸。

大通院 同村大字古川に在り。圓成山と號す。同宗同末。本尊聖觀音。寛文元年素雪の開創なり。境内九畝七歩、檀家三十三戸。境内別に觀音堂あり叡山三千坊の一なりと傳ふ。又寺の東北一町許に窪出平と稱する地あり。三千坊の遺跡なりと傳ふ。

龍雲寺 同村大字宮前坊 宮前に在り。天祥山と稱す、同宗同末。本尊千手觀音。享保年間禪真和尚の開創なり。境内五畝十歩、檀家三十八戸。末寺一あり。

桃源院 同村大字宮前坊坊に在り。天満山と號す。同宗同末。本尊阿彌陀如來。寛永年間朽木貞綱室桃源院の創立にして、光春を開山とす。桃源院は飛鳥井雅綱の女にして貞綱に嫁す。元綱の母なり貞綱早世後此地に隱居し、佛道に入る秀隣寺と共に朽木家の菩提所なり。徳川時代には同家より寺領を與へられしと云ふ。境内五畝二十四歩、北隣に天満社あり。飛鳥井氏女の産土神なりき。山號此に基く。

廣福寺 同村大字麻生字窪庄に在り、麻谷山と號す。曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。天文十二年八月覺傳寺三世高庵大悅の開創なり。境内四畝三歩、檀家三十戸。

林慶寺 同村大字麻生字向庄に在り。大麻山と稱す。同宗同末。本尊十一面觀音。延寶四年覺傳寺八世淵室音龍の開創なり。境内五畝十七歩、檀家二十四戸。

長泉寺 同村大字麻生字輓轡に在り。清瀧山と號す、同宗同末、本尊釋迦如來。永享三年正月の開創にして覺傳寺初世義梵を請じて開山とす。境内一畝二十一步、檀家十四戸。

心光寺 同村大字麻生に在り。
宮念寺 同村大字麻生に在り。

藥師堂 同村大字麻生字腰越に在り。本尊藥師如來は丈一尺六寸餘傳へ云ふ傳教大師作なり。此地

は叡山三千坊の所在地にして村民も曹洞宗に歸するまでは同宗なりき。數回の山崩水害の爲め其寺も荒廢し、此堂も數々位置を改めたりと云ふ。附屬諸尊は十二神像、日月光菩薩、不動明王、地藏菩薩毘沙門天等あり。

廣瀨村

光盛寺 廣瀨村大字南古賀に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末なり。本尊阿彌陀如來。開基眞祐法師。創建年代不詳。境内一反歩、檀家十六戸。

昌福寺 廣瀨村大字長尾に在り。長陽山と號す。曹洞宗、饗庭村正傳寺末なり。本尊地藏菩薩。往時は宮寺と稱し長尾村の氏神を守護し來りしも寶曆年間正傳寺五世最傳和尚を請じて開山一世とす。文化年間回祿す。其後二十年許にて再建せり。境内約一反歩、境内に觀音堂あり。檀家六十九戸。

清水寺 同村大字上古賀に在り。金剛山と號す、曹洞宗、饗庭村正傳寺末なり。本尊阿彌陀如來。元和二年八月金山靈剛の創建に係る。天明八年獨照慈雲和尚の時法地となり、正傳寺十一世大椿卍秀を傳法開山とす。嘉永六年本堂其他回祿す。明治二十五年本堂を再建し、三十二年藥師堂を再建す。境内七畝一歩。檀家四十五戸。

妙樂寺 同村大字中野に在り。桂昌山と號す、曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。本尊釋迦如來、延寶年間の開創にして覺傳寺六世井富養和尚を開祖とす。明治十六年法地に昇格す。境内九畝七歩。境内

の観音堂は明治二十七八年役戦死者追福の爲めに建立したるなり。檀家五十戸。

梅長院 同村大字南古賀に在り。護聖山と號す。曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。本尊聖觀世音、開山覺傳寺十世桂巖和尚。寛文十二年四月の創建なり。檀家三戸。

清淨院 同村大字上古賀に在り。寶雲山と號す、曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。本尊釋迦如來、慶長六年三位房法印の創建にして、寛文四年二月淨庵雲晴和尚再建し、五年十一月覺傳寺末となる。寶永元年法地に進み、覺傳寺十世桂巖和尚を傳法開山とす。明治二十七年五月二十六日雷火の爲め本堂庫裡焼失す、目下假の建物なり。境内一反二十五歩、檀家三戸。

圓通寺 同村大字上古賀に在り。南溟山と號す、曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。本尊聖觀世音、開山委白廣察和尚。開創年代不詳。天保十一年十月十一日法地免許。明治三十二年十月十五日日本堂其他回祿し、三十六年庫裡を再建せしが、三十七年一月十五日再び火災に罹る。境内一反二十四歩、秋葉權現の小祠あり。檀家五十四戸。

桂玉庵 廣瀬村大字下古賀に在りき。曹洞宗、饗庭村覺傳寺末なり。享保元年八月覺傳寺十世桂巖和尚(享保三年閏十月寂)の開創なり。尼庵なり。明治十年頃に廢寺となる。舊境内二畝歩、檀家なかりき。

靈雲庵 同村同大字に在り。曹洞宗、同寺末なり。桃花山と號す。元祿二年報恩寺十二世宗白和尚

(元祿九年十一月寂)の開創なり。明治十二年以前に廢寺となる。舊境内一畝歩、檀家なかりき。

東圓寺 廣瀬村大字下古賀に在り。曹洞宗、饗庭村報恩寺末なり。瑠璃光山と號す。天保二年の寄附勸誘 狀には堂龍山とあり本尊釋迦如來、別に藥師如來を安置す。傳云ふ、承和十四年慈覺大師の作、元堂立山大慈恩寺に安置したりしものなりとぞ。天和元年五月報恩寺二世範圭自空和尚(元祿元年二月寂)の開創なり。明治十年八月法地に昇格す。同年四月同大法界寺を併合し又淨福寺をも併合す。其年月 不詳同十二年四月更に同大字清雲寺を併合す。舊境内四畝二十五歩、現境内一反一畝十四歩、本堂桁行五間 梁行三間 庫裡、觀音堂一間半 あり。觀音堂は元同大法華庵にありしを明治十二年十一月十七日此に移したるなり。安置の千手觀

世音は縁起に據れば惠心僧都の作にして高島郡第十番の靈像なり。元文三年夏大水に際し熊野山の山崩に際會したりしが、村民等靈夢によりて横死を免かれしかば、當時其山頂に示現ありしを移して安置したるなりと云ふ。舊檀家三十二戸。明治五年 八月現在現今百戸。

法界寺 廣瀬村大字下古賀に在りき。曹洞宗、饗庭村報恩寺末。洞雲山と號す。延寶元年三月範圭自空の開創なり。明治十年四月東圓寺に併合す。舊境内六畝歩、檀家十七戸。明治五年 八月現在

淨福寺 同村同大字にありき。同宗同寺末なり、吟龍山と號す。延寶六年五月範圭自空の開創なり。明治になりて東圓寺に併合す。(年月不詳)舊境内三畝十八歩、檀家十六戸。明治五年 八月現在清雲寺 同村同大字にありき。曹洞宗曹澤寺末。天壽山と號す。開山融峯和尚(寛永元年二月寂)

開創年代不詳。明治十二年四月廢して東圓寺に併合せり。舊境内九畝歩、檀家三十一戸明治五年八月現在

法花庵廢 廣瀬村大字下古賀に在りき。曹洞宗報恩寺末なりき。開山報恩寺七世巖林和尚（安永元年十二月寂）尼庵なり。明治十年六月廢寺となる。舊境内六畝歩、檀家なし。

辨覺寺 同村大字南古賀に在り。西方山と稱す。眞宗本派。京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來由緒不詳。檀家七戸。

通安寺 同村大字南古賀に在り。虎竹山と稱す。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來開基釋宗尊、延徳年間の創建なり。往時は梅の子古竹街道に在り、寛文年間現地に移れりと傳ふ。境内一段七畝拾歩、檀家四十二戸。

良因寺 同村大字中野に在り。眞宗大谷派。京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀佛。開基理安。慶長十五年十月の創建なり。寺域八畝二十五歩、檀家五戸。

源照寺 同村大字上古賀に在り。威徳山と號す。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基釋西然。明應三年二月の創建なり。往時は天台宗三千坊の一字にして字西片屋阿彌陀寺峰に在りて阿彌陀山玄淨寺と號したりしが、明應三年蓮如の化導に因りて眞宗に歸依し、今の地に移して現稱に改めたりと傳ふ。本堂は天保四年の再建なり。境内一段歩、檀家五十戸。

大山寺太子堂 大山寺は高島七大寺の二なり。廣瀬村大字中野字泰産寺の東麓に在りしが、織田氏

の兵火に燒亡せり。今安曇寺大字田中字馬場に大山寺太子堂存す。地は田中郷に屬すれども太子堂は大山寺村より支配し修覆等をなす。堂は三間四面、本尊聖徳太子丈二尺九寸 脇立毘沙門天丈一尺六寸 境内東西十四間、南北二十間は往古よりの除地なり。

安曇村

玉泉寺 安曇村大字田中字三田に在り、遍照山と號す。天台宗眞盛派。坂本西教寺末。本尊阿彌陀佛傳運慶作。天平年間行基の開くところ。享祿中火災に罹り、天文二年田中下野守理春、時の住僧眞叡と謀りて造營す。下野守の墓は寺内に在り。寺域四段八畝十歩。往古より除地なりき。檀家百三十戸

光照寺廢 同村大字常磐木に在り、高雲山と稱す。玉泉寺末なり。明治に至りて廢す。境内東西二十間八分

松蓋寺 同村大字田中小字上寺に在り。天台宗眞盛派。坂本西教寺末。本尊正觀音、傳惠心作。天平三年僧良辨開基。南都興福寺末なりしが後延曆寺に屬す。古昔は大伽藍たり、甚繁昌の地にして、高島七ヶ寺の一院たり。高顯山普門院と稱す。今は僅かに觀音堂一字を存す。寺域四段二畝歩。民家の上の山四五町許にあり。元龜の兵火に火焰の中に獨り光を放ちたりと云ふ七體の燒佛を藏す。

寶藏院 同村大字田中泰産寺野の山腹に在り。觀音堂なり。傳教大師作十一面觀音を安置す。寛永年中僧靈瑞が叡山より請し來りたるなり。坂本西教寺末。郡第六番の札所なり。

菩提寺 同村大字田中字佐賀に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末。本尊千手観音、元大畑山字観音山に在りしを天明二年六月今の地に移したるなり。寺域二畝歩。

來迎寺 同村大字西萬木に在り。同派同末。本尊阿彌陀如來。永正十七年七月西教寺眞惠の開く所なり。寶曆七年三月本堂再建。寺域一段一畝歩、檀家八十戸。

江月菴 安曇村大字常磐木三重生に在り。靈松山と號す。曹洞宗、大津青龍寺末。本尊釋迦尊。元龜二年僧守玄が創立なり。當時長福庵と稱す。享保十六年定淵和尚再興して江月庵と改む。寛政元年回祿す。寺域二百四十坪、檀家三戸。

正法寺 同字三重生に在り。金仙山と號す。曹洞宗、周防都濃郡長穗村龍文寺末に屬す。本尊釋迦尊。天文五年十月河副筑前守開基と云ふ。一に云寛文三年十一月丹山和尚開山。境内一段歩、檀家八戸。

明光寺 安曇村大字三尾里に在り。眞宗本派西本願寺末。本尊阿彌陀如來。寛永二年草創、開基僧淨智。寺域五畝十歩、檀家三十五戸。

信光寺 同大字に在り。同派同末。本尊阿彌陀如來。開基超順寛文十一年寂寺域八畝廿歩、檀家三十五戸。

勝満寺 安曇村大字田中字南市に在り。同派同末。本尊阿彌陀如來。比叡山より請け來りたるものにして横川の名僧源信の刻する所と云ふ。開山詳ならず、法然とも云ひ親鸞とも云ふ。寺域一段歩、

檀家五十戸。

眞光寺 同大字字南市に在り、同派同末。本尊阿彌陀如來。天文二十二年三月草創。開基明誓。寺域一段七歩、檀家五十戸。

長覺寺 同大字字三田に在り。同派同末。開基、年代ともに不詳。檀家五十戸。

妙願寺 安曇村大字西萬木に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、惠心僧都作開基僧祐道。開創年代不詳。元天台宗三千坊の内なりしが、慶長八年眞宗に轉ず。寺域三百坪、檀家五十戸。

正福寺 同村大字常磐木字十八川に在り。阿彌陀山と號す、同派同末。永正四年三月一云文明創立、三年三月開基西念、寺域一段二十五歩、檀家五十戸。

西廣寺 安曇村大字西萬木に在り。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。明曆三年九月武田勝頼の遺子信龍が開くところ。明治三十年一月火災に罹り、三十五年五月に再建す。檀家二十五戸。

信廣寺 同村大字五番領に在り。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。文明十五年十月蓮如の門弟明教の開創なり。寺域二百二十坪、檀家五十戸。

西寶寺 同村常磐木字三重生に在り。松樹山と號す、同派同末。本尊阿彌陀如來。寛永八年創立。開基僧祐誓。寺域二畝二十歩、檀家十五戸。

常覺寺 同大字字十八川に在り。龍淵山と號す、同宗同末。本尊阿彌陀如來。永正十七年八月創立、開基淨心。元は天台宗たりしが眞宗大谷派に轉ず。寺域一段十六步、檀家五十戸。

福因寺 同大字字庄堺に在り。華藏山と號す、同派同末。本尊阿彌陀如來。開基僧教圓。一云、文明二年三月創立、開基宗由。寺域三百卅坪、檀家四十五戸。

藥師堂 同村大字西萬木に在り。傳へ云、傳教大師西萬木に生ひし木にて此藥師を刻し、後に又同木にて比叡の本尊藥師を刻す。故に此藥師を本木の藥師佛と號す。後世近衛家の臣近藤孝尙の孫此坊を守り、本坊に千六百十二石、下森の子守大明神與呂伎神社に百八十石の知行ありて並せ領したりしが、織田信長の爲に沒せられたりと。

高島村

禪智院 高島村大字拜戸(上)に在り、初杣山と號す。尼寺なり。俗に高島の尼御所と云ふ。臨濟宗南禪寺派、同寺末に屬す。本尊地藏尊。開基鎌倉將軍宗尊親王の姫宮禪智院鐘山道榮尼大禪師、弘安三年四月の創立なり。中興開基伏見宮邦輔親王の姫宮龍溪聖玉尼大禪師、永祿十年四月の再興なり。以來四世寛文十年まで伏見宮の姫宮住職たり。第五世は久我氏、第六世は三條氏、第七世は伏見宮邦永親王の姫宮轉輪院宮祥山宗眞尼大禪師、京都靈鑑寺三世と兼帶なり。明治六年八月伏見宮へ復籍の爲め、十月靈鑑寺の弟子御園太嶺第八世を繼ぐ。正徳四年八月殿堂炎上す。本寺は舊宇宮ノ西に在り

しを第七世轉輪院宮の時現境域に移して改築す。承應元年七月十四日の孟蘭盆に大溝藩士少年交りて踊りしに、村民、宮の威を借りつて凌辱したりしかば、少年怒り刀を抜いて闘ひ、逃ぐるを逐ひて殿中に入り、尼宮を驚かし、大不敬に坐して少年等自殺せり。爾來藩と宮と敢て音通せず。分部光貞、轉輪宮と漸く音聞を通じ、藩士も和融せり。寺領は山城國下鴨にて卅石、拜戸村にて九拾二石三斗餘計百二十二石三斗餘、并に山林とも朱印地たり。明治四年正月寺領奉還し、五月太政官より寺祿五十七石八斗を下賜せらる。九年六月一般寺祿を廢せられしが、本寺は格別の由緒に依り現米五十七石八斗を金額にて年々二百六十三圓九十二錢八厘を宮内省より下賜せらる。四年五月御所號門跡號を廢止せらる。本寺は從來無本寺たりしを六年より南禪寺末となれり。境内一萬七千二百三坪。

延命寺 同村大字拜戸、宇宮ノ西に在り。松林山と號す、曹洞宗、越前永平寺末に屬す。本尊地藏尊。開基禪智院中興二世伏見邦房親王の姫宮圓珠聖榮尼大禪師なり。寛永二年禪智院の境内千三百餘坪の地を割きて本寺を創立し、禪智院の本尊延命地藏尊の模像を安置し、同院歷代の菩提所と定め、爾後歷代の宮は本殿、靈牌堂、羅漢堂、觀音堂、鎮守社、鐘樓、表御門、庫裡、離亭、土藏、裏門長屋、練筋塀等年次を逐ひて建立す。又一切の營繕費及び食祿を賜ふて明治初年に至る。禪智院宮附帶の名刹として隆盛を極めしが、明治維新後衰退せり。境内六百二十三坪、檀家八戸。

昌泉寺 同村大字拜戸に在り。長谷山と號す。曹洞宗、若狹三方郡芳春寺末に屬す。本尊釋迦如來

元は天台宗にして開山千山和尚、慶長十四年の創建なり。當時本尊阿彌陀如來。寛文六年禪僧天山の來り住するに及びて曹洞宗に改む。天山を中興一世とす。享保五年現寺を再建す、檀家三十三戸。

洞源寺 同村大字拜戸に在り、曹洞宗、饗庭正傳寺末に屬す。本尊釋迦牟尼佛。開山長翁和尚。元和二年の創立なり。明治八年法地に進む。檀家十八戸。

願證寺 同村大字高島字富坂に在り。蓮照山と號す、眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基正傳。鳴村に蓮照寺とて中古まで相續したる寺院ありしが、村中不歸依なるにより、舟木より慈敬寺を迎へて之に屬せり。其時十戸許りは彼等に與せずして残りしを本寺の檀家とすと云傳へたり。明治十二年一月鳴村より現地に移す。檀家十七戸。

正念寺 同村大字高島に在り、紫雲山と號す、眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基釋正榮。元は天台宗の寺院にて大蓮寺と稱したりしが、住僧行源、本願寺蓮如に遇ひ、眞宗に歸依したるも轉宗に至らざりしを、元龜二年四月正榮代に改宗せり。故に同人を開基とす。明暦三年二月正念寺號許可。天保五年七月回祿す。檀家四十三戸。

西光寺 同村大字拜戸に在り、山本山と號す。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。寛永九年三月比叡山三千坊下司山本右京進吉次の草創なり。檀家十戸。

慈敬寺 高島村大字黒谷字中島に在り、眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基

由緒等は水尾村慈敬寺に同じ。第六世の時文祿元年永田村青冷寺に草庵を開き（初め滋賀郡大物村に開き、後此に移したるにや）慈敬寺と稱し嫡男を居らしむ。本願寺分派の時西派に屬したり。西本願寺十院家の一にして、現代十五世は准連枝に列せらる。明治七年現地に移轉す。境内三百六十四坪、檀家五十六戸。

淨願寺 同村大字鹿ヶ瀬に在り、眞宗本派、西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。元は天台宗、開山宗念は冷泉天皇の皇弟爲平親王の從者なり、叡山に登りて剃髮して僧となる。正暦三年此寺を創立す、寛正二年改宗す。檀家四十九戸。

願龍寺 同村大字高島字中坊に在り、寶池山と號す。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。元天台宗、元龜三年三月燒失し、後再興す。寛文年間釋善哲改宗す。檀家十七戸。

琳明寺 同村大字畑に在り。巨福山と號す。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基教念。元天台宗の藥師院と稱す、丹州野瀬の人野瀬太郎は狩人なり、文明の末蓮如に遇ひて剃髮し、教念と稱す。藥師院を改めて小庵とし、蓮如が興へし六字の名號を安置す。是本寺の草創なり。寛永十八年十一月五日木佛寺號許可、寛文三年坊舎を建立し、享保十六年四月本堂五間再建。其後回祿し、明和七年十二月に再建す。現今の堂宇七間是なり。境内三百四十五坪、檀家六十一。

本願寺（東）説教所 同村大字黒谷に在り。元文四年正月黒谷村三十八戸の門徒本願寺に歸參したり

しかば、直末として琳明寺預けとなり、琳明寺住職は信徒と協議して翌五年五月一の道場を創立せり
明治十三年四月今の地を相して本堂^{六間}を再建す。

大溝町

願應寺 大溝町大字勝野日吉神社の北にあり。天台宗眞盛派。本尊不動明王。本寺は元伊勢上野に在りて一古寺たりしが、廢絶したりしを分部氏其地に封せられて之を再興す。分部光嘉大阪陣の時護持の本尊として陣中に持念して大勝利を得て後分部家の祈願所として二百石を寄附す。其後此に移したるが、其年代詳ならず。一時中絶に及び、安永四年十月無本寺の寺院改正の日清林庵と改稱す。猶祈願の事を預り、知行百石を賜はる。中古修験家住持たりしが、幕末時代には天台宗僧住し、明治維新後坂本西教寺末に屬す。無檀無祿なるを以て信徒によりて維持す。寺域百三十二坪、寶物としては十二天畫像十二幅を藏す。

大善寺 大溝町大字勝野に在り、天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。紫芝林と號す。本尊阿彌陀如來。中興開山眞順和尚。本寺は新莊村に在る大善寺の別院として天正六年織田信澄が創建したるものなり。此時萩濱に移轉し、糜米三百石を與へしと云。延寶四年四月當寺の位置湖水に臨み水害多きを以て此に移轉す。享保十年四月八日回祿す。境内面積四百五十一坪。

長盛寺 大溝町大字永田に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。中興開山瑞

鏡。慶長元年正月の草創なり。明治十三年九月二十七日火災に罹り、十六年九月庫裡十五坪を再建し、十八年四月本堂を再建す。境内面積百三十一坪。

藥師堂 大溝町大字永田に在り。長谷寺の附屬たり。本尊藥師如來は口碑云、元長寶寺の本尊なり、傳教大師作、天正中寺堂兵火に罹りし時一信徒此本尊を持して遁れ、此に草堂を結びて安置せりと云々。明治三十四年三月國寶に指定せらる。

毘沙門天堂 大溝町大字永田字鯉川に在り。鯉川の氏神として奉祀せり。延寶年中社殿炎上せり。

境内東西二十五間南北十一間、九畝五歩の地は除地なりき。

蓮谷寺 大溝町大字音羽に在り、天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。白鳳六年六月の草創と傳ふ。開基詳ならず。境内面積百六十坪。

長谷寺 大溝町大字音羽字嶽山に在り。白蓮山と號す。本尊十一面觀世音。村より上ること十八町の山上に在りて、境内東西四百間餘南北百八十間許、近江順禮七番、高島郡順禮三十三番の札所なり。本寺の緣起は傳ふる所區々たり。一に云聖武天皇の御宇音羽庄三尾山に十餘丈の楠あり、常に光を放つ白蓮華を生ず、或時野火枝を燒、激浪根を洗ひ自湖上に流れ出て、志賀郡大津の浦に漂泊する事年久し、然後養老四年此木を以て大和國高市郡八木の里に移す、徳道上人艸菴を泊瀬山の東の峯に結ぶ事十五年、此木を以て十一面の尊容を造らんと欲す、神龜四年四月八日觀音地藏示現して其功成就す、

末木の二尊は大和國泊瀬寺讚岐國志度寺の二尊是也、本木の二尊は是則當寺に安置す云云。一の縁起に



嶽の觀音堂

云、人皇二十七代繼體天皇の十年秋三尾杣山第一の峯より出る所の楠の靈木あり、天智天皇の時白仙聖此に寶塔を起す、天武天皇の白鳳六年淡海公母君の爲めに白仙を語らひて堂宇を建立し長谷寺と號す、其後聖武天皇天平十一年に播州徳道に勅して彼靈木を以て十一面大士の像を彫刻の時春日大明神童子と顯れ尊形成就し、天平七年五月殿堂を建立し、十一年五月尊像を安置す、供養の導師は行基呪願は徳道なり云々。此に靈木の出てしを繼體天皇の時とするは長谷寺縁起文に據りしものなるべけれども、古事談に引く爲憲記によれば推古天皇の九年なり。淡海温故録鴻書録所引に云三尾山の白蓮山長谷寺と云、此山に沙羅雙樹有り、三尾嶺とも云、昔三尾明神杣人に化し給ひて此沙羅雙樹を伐て長二丈六尺にして流し出し給ふ、彼方此方と漂泊し、年を経

て後に大和國長谷之邊に留て種々靈異とも有り、仍之藤原房前大臣發願有て、佛工稽註君稽文會を頼み

彫刻有て、大悲觀世音を莊嚴し、養老四年に今の長谷寺を建立にて、本尊に安置也、長谷寺奇瑞品品多しと雖も、他國故に茲に略す、殘木を以て稽註君稽文會父子の佛工に命じ大悲の像を彫刻有て三尾の白蓮山長谷寺を建立にて本尊とし給ふ、彼沙羅雙樹昔の古株より若立出て今現存せり、本朝には希有の異木也伐給ふ仙人は三尾大明神と祝し奉る、御由來利益勝れ給ふて智證大師三井寺にも勸請にて今に社有て三井の護法神也云々。徳道が此地に出でしところの靈木にて大和長谷寺の觀音を造りしことは今昔物語、古事談、長谷寺縁起等に出でたり。堂は元は楠ヶ嶽にありしを延享二年九月領主分部光命歸依厚く、賽者の便なるが爲めに堂宇を八町許下に移して修繕を加へたり。是今の堂宇なり、其後廢藩の際に至るまで分部家にては其所願所として修繕を加へ來りしが、明治三年に至りて堂宇を分部家より大字音羽に引繼き、同年音羽區有財産にて瓦葺したり。毎月十七日の縁日及七月九日十日の千日會には信者の參拜夥し。嶽觀音夜燈堂は音羽大炊神社の隣地に在り、境内東西十七間南北十三間。別當明王院も此に在り、三寶院派梅本院の末寺なり。維新後廢寺となる。音羽にまた結縁の神木あり。觀音へ參詣の人紙をさき、片手にて此木へ結び付、よく結へば好縁を得ると云ふ。元嶽岩屋觀音、嶽山の絶頂高島村大字拜戸の境界に在り、長谷寺より八町上にあり。元十一面觀音の舊地なり、石窟に石佛を安す。境内東西六十間、南北二十間許。

寺の在る所は即ち三尾の杣山なり。中なるを楠が嶽北なるを蓮花嶽、南なるを沙羅雙樹峯と云ふ。往

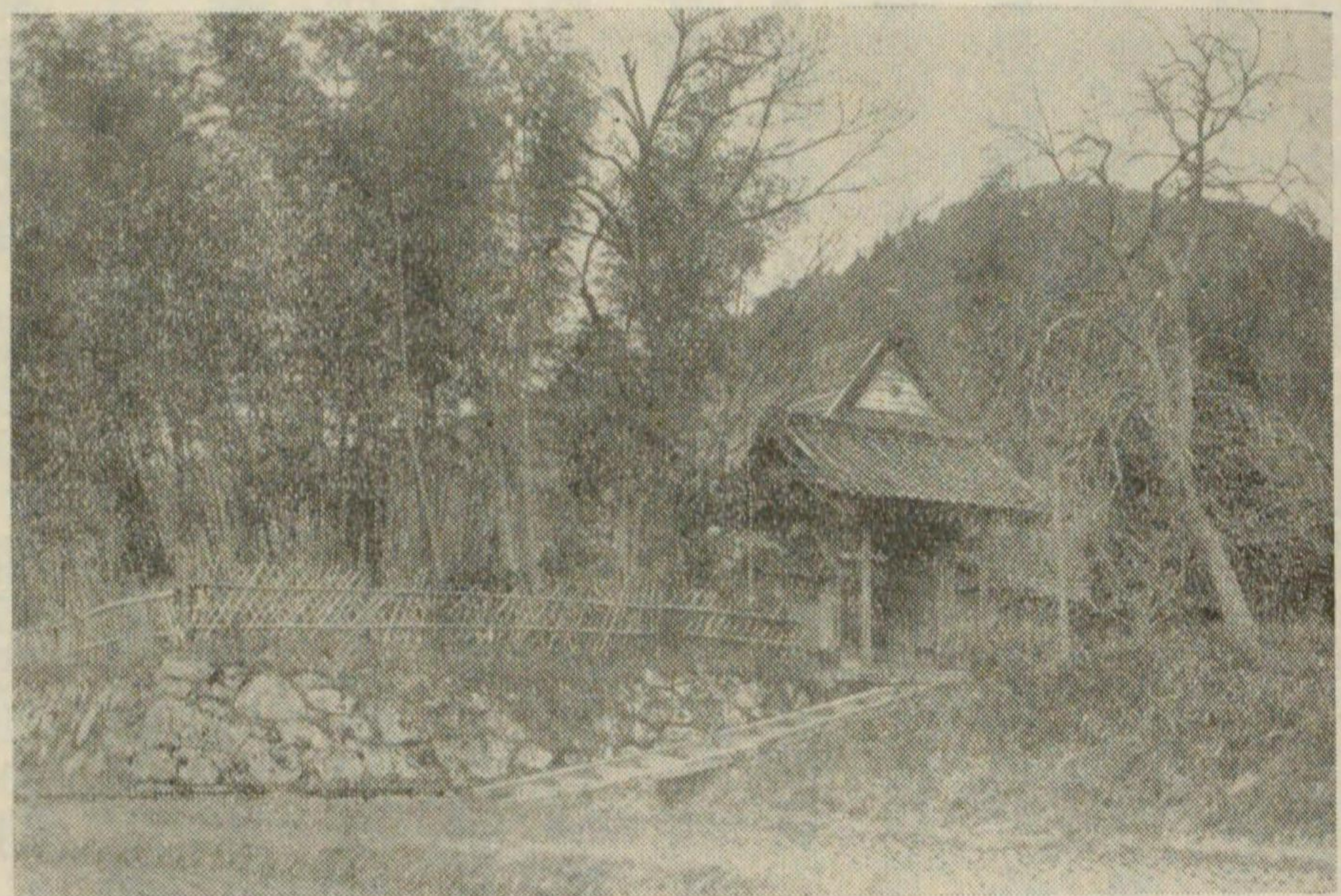
昔天照大神春日明神三尾明神白鬚明神等の諸神守護の靈地なりと傳ふ。寺は楠ヶ嶽に在り、山腹に神樂石あり、形狀獅子の如し。次に齋の河原あり地藏尊を安置す、猶上れば傘松あり鬱蒼として中空を掩ひ其下憩ふべし。此邊を龜か原と云ふ。凹地に龜か石あり恰も龜に似たり、傘松の傍に從是魚類止と刻せる古石標あり、奇巖怪石集りて斷崖となりて溪に臨み、其下に長谷川滾々として流る。其眺望、勝野を隔て、湖水に面し、湖東一帶の山山青黛の如く連り、高島一圓は近く雙眸の下にあり。猶上ること五六十歩にして阿松か茶屋の舊跡あり。左すれば龍王の瀧に至る、瀧は二つとなり、俱に幅三尺許あり、長さ四間、其流小田川に入る。傍に小祠あり八大龍王を祭る。夏日村民旱の時祈る所なり。阿松か茶屋より三町觀音堂に至る。此間峻嶮たる坂路を上る五六十歩に不動堂あり。堂の左十數歩に奇巖あり、形切りたるが如し、俗に辨慶の切石と稱す。注連繩を掛けたり、石階二十餘級にして觀音堂の境内なり。老松蒼鬱として靈氣人に迫る。堂前より顧眄すれば、鴨川崎の平沙一帶眼下に在り、猶上れば即ち元嶽の觀音なり。元嶽の西低き峯を鳥越峯と云ふ、冬春の間鳧雁の類此所を越すを以て此名ありと云ふ。此峯に鸚鵡石あり、言語絲竹の音、一として答へすと云事なし。呼場あり、開場あり聞ものは開場に在て筵を開き杯を傾けて人をして呼場に謠歌せしめ管絃を成さしむ、尤妙なり。

圓光寺 大溝町大字勝野山麓に在り。萬松山香徳院と號す、臨濟宗京東福寺末なり。寺初は伊勢國菴藝郡中山より移して上野に在りき。本尊釋迦尊。開基照室和尚、延文三年の草創なり。後光嚴天皇

勅願寺として莊園を賜ひ、足利義滿寺領の諸役を免除せり。足利義持義教義政等、義滿の御教書の旨

に任せて寺領を安堵せしめたり。寺は分部氏の菩提所たるを以て其大溝に移封されし時、同時に此地に移す。時の住持南林禪師は名は永周、伊勢安濃郡邊田村の城主小野寺左衛門尉秀則の曾孫分部縫殿助光秀の二男なり。此時大溝に移したるを以て彼を中興開山とす。享保十年四月八日大善寺より火出で類焼す。今の堂宇は其後の再建にかゝる、寺域五百四十七坪あり。本寺の上野に在りし時塔頭七ヶ寺あり、その大溝に移したるもの瑞雪院桂芳院慈峯院なり。

瑞雪院 大溝町圓光寺の北に在り、輝雲山と號す。俗に黒門寺と云ふ、臨濟宗京東福寺末なり。本尊十一面觀世音本寺は圓光寺塔頭の一なり。分部光嘉、夫人瑞雪院の爲めに慶長十三年上野にて新に建立す。開山前眞如寺西堂庭榮和尚なり。元和五年此地に移す。寺域四百四坪、鐘樓は文



政九年十二月の建立なり。鐘は上野より移す、元和二年鑄る所光勝寺の物なりき。光勝寺は桂芳院の

前名なりと云。

桂芳院 廢 圓光寺と瑞雪院との間にあり。分部光嘉が世子光勝の爲めに慶長六年伊勢上野に建立したるところなり。開山天嶺清禪師、圓光寺塔頭の一にして元和五年此に移す。其後火災にかゝりて寺廢せり。其址竹林となり、中に小社あり、分部武左衛門の靈を祀ると云。

慈峯院 大溝町花香山に在り。此寺號はもと上野圓光寺塔頭七ヶ寺の一にして久しく廢せしを正徳年中前眞如大梅和尚大溝紺屋町に再建したるを、文化元年圓光寺禪溪（文化十四年六月二十九日寂年八十餘）此地に移したるなり。白華嶺と號す。境内東西四十八間、南谷川を限、北は尾通り限、凡二十間。乾隅に狐松あり。何れの時より名くる事か詳ならず。或は此邊世喜寺の跡なるかも計り難し。曾て此あたりを發掘して古佛具と覺しき物を得たり。文政の初め、狐穴を設け三島明神を建立して信仰する者ありき。境内の觀音堂天滿宮も共に紺屋町より移すところなり。觀音堂、本尊十一面觀世音は分部信政の持佛なりき、大梅和尚之を建立す。郡内順禮三十二番の札所なり。飛梅天滿宮、同所に在り。大梅和尚夢中感ずる所ありて筑紫太宰府飛梅の木を以て彫刻し、建立する所なり。天保年中圓光寺境内に移せり。

行者堂、此邊の土民役小角を信仰する者文化三年に建立す。又金比羅小祠あり。

勝安寺

大溝町大字勝野にあり。眞宗本派本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、寶治年中、權大僧正

淨念の草創なり。淨念は源氏にして源賴政の族なり、田中郷南市に蟄居す。叡山に附屬して高島郷中の小目代となり、勝安寺を創立す。勝安寺は三千坊の内なりとぞ。淨珍の時文明三年本願寺に屬す、因て淨珍を中興開山第一世とす。淨珍は川那部氏、右兵衛尉賴康の二男なり。樹珍の時天正六年織田信澄の招きに應じ、南市より現地に移轉す。山科騷動の時樹珍は門徒茂左衛門（三尾里明光寺の祖）をして親鸞の御眞影を背負はしめ、自ら守護して難を避く。其後顯如本寺に滞在の時、其功を賞し、又明光寺に對して總道場の名を許せり。樹珍の妻の父武佐の岡崎廣濟寺安休は徳川家康に近侍して葵紋を拜領す。樹珍の子某、安休の養子となり岡崎綱純と稱し、水戸義公に仕へ、義公より勝安寺に袈裟を寄附せられ、又是縁にて葵紋を使用す。寛永三年本願寺准如本寺に逗留あり。本寺の末寺は多數なりしが大谷派に轉じたるもありて現今本派に屬する寺院にして舊末寺なりしものは太田正玄寺、今在家正覺寺、藤江圓覺寺、島徳常寺、伊黒正念寺、十八川正福寺、南市勝滿寺、三尾里明光寺、新庄眞行寺、北舟木光明寺、南古賀辨覺寺及び武曾、上小川、下小川、三尾里^{ニケ}に於ける掛所道場等なり、現今寺域五百九坪。

徳善寺 大溝町大字勝野に在り。眞宗本派京都西本願寺末なり。舊湖東薩摩善性寺末なりき。本尊阿彌陀如來。開山徳善は文明三年頃本願寺蓮如に歸依して石垣村に一字を創立す。其後寺地を大溝字長刀町に移す。延享四年の頃回祿す。境内面積三百九十四坪。

淨照寺 大溝町大字勝野に在り、真宗本派、京都西本願寺末なり。開山教圓は蓮如に歸依して、土民を教化したりしが、文明三年に淨照寺の號を賜はる。境内面積二百六十二坪あり。

淨勝寺 大溝町大字永田に在り。真宗本派、京都西本願寺に屬す。開山三矢善正は佐々木定綱の苗胤なり、本郡三矢青柳村下小川に住して三矢氏と稱す。文明年間蓮如諸國巡化の時其法門に歸依し、長享二年三月永田村に移り、明應元年三月本寺を創立す、同八年五月寺號を立て、淨勝寺と稱す。境内面積二百四十一坪。

妙正寺 大溝町大字音羽に在り、真宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開山願了は元長寶寺の坊官なり。真宗に歸依して、明應七年七月本寺を創立す。境内面積三百八十一坪。

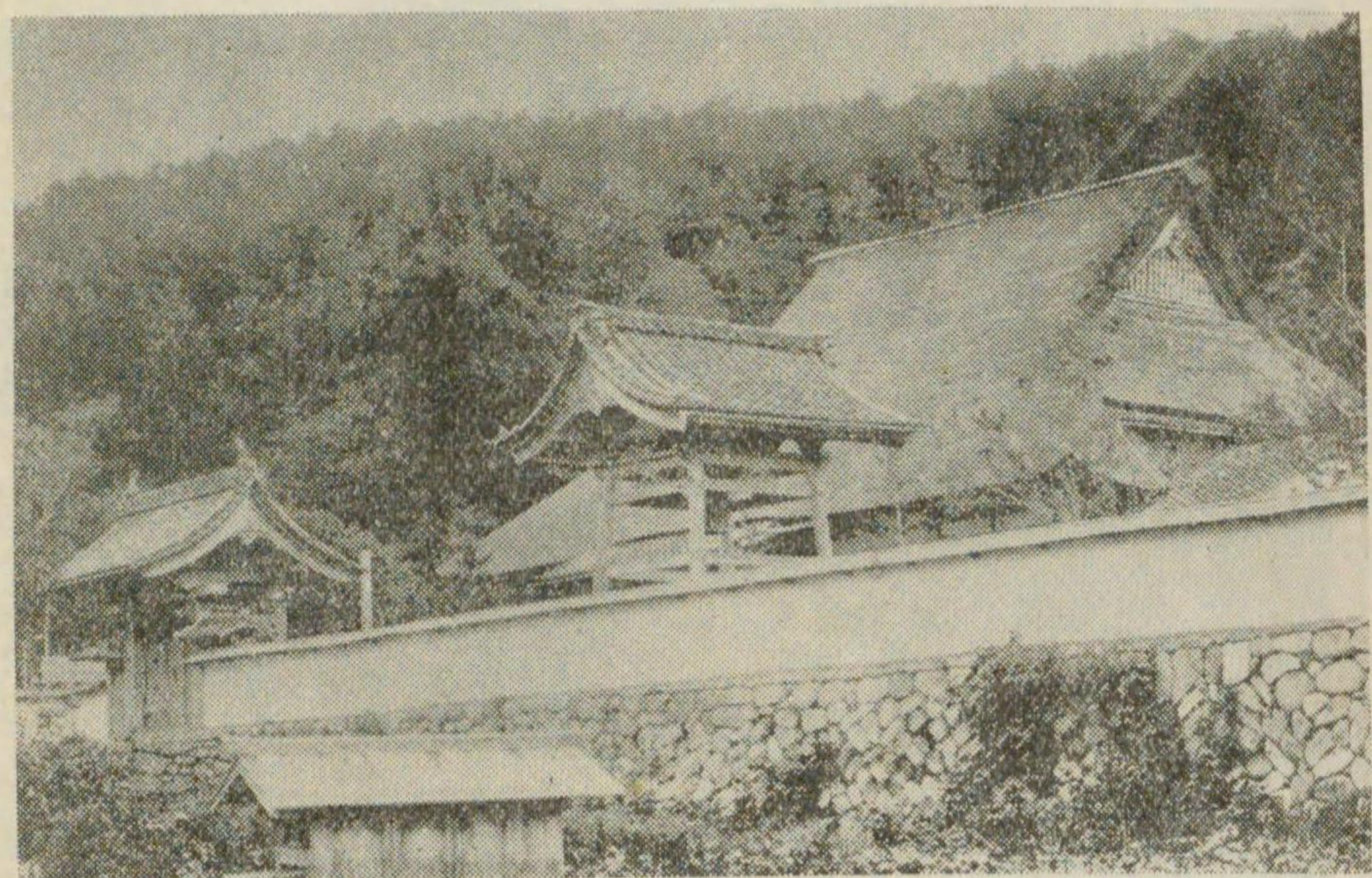
最勝寺 大溝町大字勝野に在り、琵琶湖山と稱す、真宗大谷派、京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開山正明坊は佐々木管領行實の後裔にして、父を山田主水正經豊といふ。應仁大亂の後打下村に居る。文明三年蓮如北國化導の時此家に宿す。時に正明其勸化を受け剃髮して法名を正明と與へられ、一小堂を建立す。是本寺の草創なり、境内面積三百八十一坪。

妙琳寺 大溝町大字勝野に在り、天龍山と號す。真宗大谷派、東本願寺末に屬す。元天台宗、今に小目代の名目殘ると云。開山明誓。文明十年の草創と云ふは改宗の時なるべし。元は南市村にありしを天正十二年に此地に移轉す。其後住職某前羽半入の聲となり、半入の推舉にて本願寺教如より寺格を昇進せらる。又林丹波守(與次左衛門)も半入の聲となり、本多上野介より丹波守への書など寺に傳ふ、寛文二年回祿す。境内面積四百十九坪。

流泉寺 大溝町大字勝野に在り、鳳凰山と號す、真宗高田派、伊勢專修寺末なり。本尊阿彌陀如來。開基眞養は專修寺十三世堯眞大僧正の連枝なり。本寺は元伊賀國上野にありしが、分部家の移封に従ひて此地に移れり。境内面積三百四十坪半。

大 平同寺七日粥地藏 大溝町大字音羽の邑の北東出口に在り。半體土中に埋れてあり。杣山觀音と正面相向ふと云へり。いかなる故か詳にせず、此邊の田の字に平同寺と云へるあり往古の寺跡なるべし鴻溝録

水尾村 水尾村大字武曾横山に在り、高光山と號す、天台宗眞盛派、阪本西教寺末に屬す。永正五年萬木對馬守高



光の創建なり。開山は西教寺三世眞惠なり。眞惠は十三ヶ年間此に隱棲す。地は西山の麓に在りて境

内七百五十六坪、檀家二百あり。



慈

妙樂寺 水尾村大字野田に在り、天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、明治四年二月本堂を再建す。境内二百九十六坪、本堂、辨才天堂あり、檀家四十七戸。

松月寺 水尾村大字武曾横山に在り。天台宗眞盛派、坂

本西教寺末に屬す。本尊石佛地藏尊。應仁二年の創建なり

境内三百九十一坪、本堂庫裡あり。

善覺寺 水尾村大字宮野に在り。眞宗本派、京西本願寺

末に屬す。本尊阿彌陀如來。延徳三年四月の草創なり。境

内二百五十二坪、本堂庫裡鐘樓等あり、檀家六十七戸。

慈敬寺 水尾村大字鴨に在り、堅田山と號す。眞宗大谷

派、京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、慈覺大師作

と傳ふ。本願寺八世蓮如文明三年四月堅田在留の時堅田新

在家に假に一寺を開き、明應三年再興ありて稱徳寺と號す。九男兼照住職となり、子孫世襲す。第四

世實誓の時、本願寺十世證如の命に依りて慈敬寺と改稱す。永祿三年十二月院家の勅許を蒙る、今に本願寺五ヶ寺院家の一なり。本願寺と織田氏との間に不和を生じ、石山合戦に及びし時第五世證智軍に従ひ偉勳あり、其際堅田の堂宇は悉く兵燹に罹りしを以て文祿元年本郡本庄村南船木に移りて小庵を取立て、慈敬寺を再興す。別に滋賀郡大物に嫡男顯智を移らしめ、四男教尊を舟木に居らしむ。本願寺分派の時本寺は東派に屬し、顯智は西派に留る。慶長年中本願寺教如越前下向の時本寺逗留する二日なり。第六世證尊寛永年間布教上の便宜によりて此地の總道場蓮照寺を慈敬寺と改稱して此に移り舟木の慈敬寺を掛所として兼帶す。境内八百九十坪、本堂八間庫裡五十客殿鐘樓大鼓堂等あり、檀家百七十三戸あり。

青柳村

玉林寺 青柳村大字上小川字愛神に在り。天台眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開山西教寺五世眞覺。(天文十年十一月十九日寂) 創建年代不詳。中興惠淨(天明六年六月寂)。明治九年萬勝寺を本寺に併合し堂宇を境内に建つ。十四年十月十四日回祿す。後再建す。境内三百六十四坪、本堂五間庫裡間口四間檀家三十五戸。正門前に中江藤樹の墳墓あり。

眞迎寺 青柳村大字下小川字大旅筋に在り、天台眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。

開山本山九世眞智、天正八年九月小川新左衛門尉秀政の建立なり。秀政は小川主膳正秀康の弟秀信

の子なり。承應二年二月阿彌陀堂を建立し、延寶七年三月再建す。境内三百七坪、本堂六間庫裡四間檀家八三十六戸。

淨蓮寺 同村大字下小川字三ツ矢に在り。天台宗眞盛派。坂本西教寺末に屬す。元横山大清寺末なり。本尊阿彌陀如來。本堂四間庫裡二間檀家

眞福寺 同村大字横江字宮の腰に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末なり。本尊阿彌陀如來。嘉永六年七月六日火災に罹り、安政四年再建す。境内二百四十坪。本堂五間半庫裡間口四間半檀家間行七間二十一戸

萬勝寺 同村大字上小川字中道に在り。天台宗、本尊阿彌陀如來、別に荒川不動明王、護摩堂不動明王、辨財天、弘法大師、地藏菩薩、愛染明王を安置す。元は山門三千坊の一院なりと云。境内の西南に觀音堂、蓮臺寺、今明寺、光古寺等の字名存すれば往古は大寺なりしなるべし。織田氏の兵火に焼亡したりしに、本尊及び不動明王の殘存せしかば、小川氏の後家某、庵室を營みて安置す。以後村方より坊守を置きて管理せり。東萬木村の人山門覺林坊を坊主としたりしを始とし、元祿年間には妙專寺明傳坊を留守居とせり。以後俗人を以て守護す。明治九年廢寺として玉林寺に併合したりしが、明治十三年九月に大火ありて上小川村大半焼失し、其後玉林寺も回祿したりしかば、不動明王の祟として舊址に堂宇を再建して之を安置す。但し舊址は今本寺の鎮守たりし中道神社境内を除きて上小川の共有地たり。荒川不動明王は石摺なり。縁起に云弘法大師荒川の淵にて自然石像の不動明王を拜

し此尊像を末世に残さんとて石摺にし二體を得たり。一は高野山に納め、一は此地に留めたりと。此明王は安産を守護すとて近郷子女の信仰厚し。後陽成天皇の時朝山意林庵佛法を破し、唯一神道を奏したる時、山門より南光坊、覺林房を以て兩部神道を奏したる事、兩部神道口決抄一卷に見え、又同書に覺林房が上小川村に隱居の事あり。即ち本寺なり。

三願寺藥師堂 廢 青柳村大字上小川に在り、愛染宮、八幡宮と共に仲間宮と稱して古來三ノ宮の社人奉祀せり。明治維新後廢絶せり。

神宮寺 廢 青柳村大字青柳今の青柳尋常高等小學校敷地内にありき。本尊聖天。明治維新前は東萬木村に頭衆方と稱して中江、西川兩姓の者十七人にて當寺を維持し、氏神日吉宮の神事を司れり。文化四年村方と神事の訴訟起れり。本寺に中江源左衛門が祖先の黃檗山の僧なりしもの、寄附せし涅槃像あり、毎年三月十五日涅槃會を行へり。明治維新神佛分離の際境内にありし天滿宮は日吉社内に移し、本尊聖天は淨土寺に移して廢寺とし涅槃像は頭衆仲間持廻りにて毎年涅槃會を修す。

淨土寺 青柳村大字青柳字萬木に在り。淨土宗鎮西派、京大恩寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、開基岩恩、元和九年十月九日の創建なり。境内二百八十一坪、本堂五間庫裡二間半檀家六間三十六戸。

徳常寺 同村大字青柳字島に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、開基教雲。元龜元年十月の創建なり。元徳常坊と稱し天台宗にして字大將軍の地にありしが、織田氏の兵火に焼亡

したりしを、此に再興したりしと云ふ。境内二百十七坪、本堂五間庫裡間口三間檀家二十戸。

德正寺 青柳村大字青柳字萬木に在り。真宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基正誓、俗姓中村五良右衛門は萬木城主能登守高城の末裔なり、朽木氏に仕ふ。天正の兵亂に本願寺顯如に歸依し、本寺を創建す。天正十二年八月二十六日寂す。某年火災に罹り、享和元年再建す。境内二百十五坪、本堂七間庫裡間口六間檀家六十戸。

勝安寺 同村大字青柳字萬木に在り、真宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基釋空道法師(大永四年十月二十三日寂す)。本寺は元は天台宗にして實相院と稱し、大字青柳字實相坊に在りしを現今の地に移せり。此時空道、蓮如に歸依して改宗せりと云。第四世圓誓の時寺號勝安寺を許さる。明和四年十二月十八日夜隣家より火起り回祿す。境内百六十一坪、本堂六間半庫裡間口四間檀家二十五戸。

善號寺 同村大字青柳字萬木に在り、真宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基祐善(大永五年三月十五日寂す)境内百五十四坪、本堂三間半庫裡間口三間檀家二十一戸。

妙專寺 同村大字上小川字愛神に在り。真宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基僧休古。元和三年の創建なり。元は大溝妙琳寺末なり。境内四畝十九歩、本堂七間庫裡間口三間檀家二十六戸。

鉤立寺 同村大字下小川字宮筋に在り、真宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。境内百五十六坪、本堂四間半庫裡四間半檀家三十一戸。境内に樟の大本あり。

觀音堂 同村大字青柳字島に在り、祐德庵と號す。大溝瑞雪院末に屬せり。本尊千手觀音。境内六十六坪。

藥師堂 同村大字横江字宮の腰に在り、本尊藥師如來。緣起に云ふ、往古横江村に七堂伽藍ありし時の本尊なりしが、同寺退轉の後、眞福寺に移したりしを、享保年中回祿したるを以て別に一堂を建立して安置せりと。境内六十五坪。

崇禪寺 同村大字横江字東海度に在り。何れの時にか寺は廢し、地藏堂のみ存す。境内に今瀬吉兵衛と云へる者自宅を構へて之を守護す。境内東西五十七間、南北五十八間半は磯野員昌、織田信澄諸役を免除し、分部候よりも同じく之を免除せり。(今存する所の折紙は分部信政以後なり。)地藏尊は丈一尺二寸。傳教大師渡唐の日姑蘇の行滿座主より附屬せられしものにて、日叡山西谷水分脫俗院に安置せり。續著聞集によるに其後同院破却して此像も散逸したるを、加茂川堤の陰なる川除の即成就院の火ともしの僧得て彼の院に安置したり。此に後醍醐天皇に召されし龜才白拍子と云へるもの高島の地にしのびたる住居を求め、報恩謝德の爲めに一の精舎を建立したるが本尊を求めかねたるに、昔の脫俗院の地藏尊の即成就院にあるを聞きて之を求め本尊として安置し、寺を崇禪寺と號したりと。朽

木家古文書文明六年十一月の賣券に横江崇禪寺の名見ゆ。縁起に云、大溝町の豪家村井氏昌惠の頃、手代某なる者奥州南部の出店に於て主家の財を押領せんとす、元祿三年吉兵衛なる者村井氏に縁あれば南部に下り某の罪を責けれ共服せず、終に郡吏に訴へて裁判を請、某理に屈して自脱せざるをしり、刀を執て吉兵衛を切て遁去。しばらく有て吉兵衛何の痛む所もなく、全身無事なりければ、不思議に思ひけるか、翌年歸村しければ、家内の者告て曰、去年冬十一月五日辰刻、地藏尊の御首忽然と地に落、人の爲に切らるゝが如しと。吉兵衛大に驚き、扱は去年某に切られし時痛む所も無りしは地藏尊の身代りに立給ふならめと彌感涙に堪ず、渴仰守護怠らざりしと云々。寶曆二年八月本堂を再建す元祿九年十二月忍濃縁起 享保十六年十二月白鷺水縁起

本庄村

西光寺 本庄村大字南船木濱に在り。比良山と號す。天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來春日作近江守護佐々木信綱の男泰綱建治二年五月十七日卒す。法名西光院殿往山生西大居士と謚す、文明七年其二百回忌に當り追福の爲め滋賀郡比良山麓に一字を創建して比良山西光寺と稱す。開山は眞盛上人なるべし。西教寺二世盛全永正元年七月本寺に退住して二世を繼嗣す。同十四年泰綱八世孫松下長伯船木に住す。佐々木氏の縁にて寺を今の地に移す。天文二十三年七月十四日全盛五十四回忌追善供養の際石地藏尊を安置す。寶永五年本堂再建、嘉永五年十二月二十二日民家火を失し大半類焼したる時本寺も亦類焼して、残りたるものは表門のみ。什寶古文書等も焼失せり。本堂五間半は其後の再建なり。寺域三百六十六坪、境内に渡忠秋の碑あり。明治四十五年四月十日除幕式を舉ぐ。

盛賢寺 本庄村大字南船木に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。慶長三年九月十日の草創なり。開基詳ならず。本尊阿彌陀佛は普門寺の補處佛なりき。元祿六年二月地形上げ諸堂修覆をなす。嘉永五年十二月船木大火に類焼し、今の堂宇は假堂なり。寺域二百四十八坪、本堂七間半

十善坊 本庄村大字四津川に在り。天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊不動明王。眞盛の開く所なるも年月詳ならず。元は延曆寺に屬し、比叡山無動寺谷に在りしが、明治三十八年十月眞盛派に改宗し、同時に無動寺谷より此所に移轉したるなり。境内面積三百坪、堂宇間口七間三尺 奥行五間三尺

西音寺 本庄村大字川島に在り。金澤山廣法院と號す。天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。永祿三年寶曆十四年の川島村明細帳には天文十六年とあり正永和尙の開く所なり。藥師堂安置の藥師如來は傳教大師の作にて饗庭村旭正傳寺の藥師如來と同木同作なりと傳ふ。往古より當寺の地主と稱す。此堂内に千手觀音を安置す。高島郡西國二十七番の札所、高島郡西國四十四番の札所なり。寺領花藤一反の地は新庄直頼領主たる時前例により除地とせられ、以後世々之を除き、慶長七年檢地の時も、分部氏領となりても同じく之を除かれたり。境内二百八十三坪、本堂五間半藥師堂三間半庫裏四間半鐘樓二間等あり。

妙雲寺 本庄村大字川島に在り。普潤山と號す、日蓮宗、京都本満寺末に屬す。本尊題目寶塔釋迦多寶佛。慶長十年三月十一年一の代官長野内藏允が祈願所として建立し、境内を一町四方と定め、東西五十間南北六十間餘本満寺十三世日乾を請して開山とし、本満寺の末寺とす。依て日乾は名代として日調を遣して住持たらしむ。境内三百九十坪、本堂三間半鬼子母神堂二間庫裏五間鐘樓方一間半等あり。

願船寺 本庄村大字北船木に在り、引接山弘誓院と號す。淨土宗京都智恩寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。船木城主佐々木能登守の次男出家して岩善と稱す。京都智恩寺の二十九世となりしが、父菩提の爲め天正三年本寺を創建す。此地は船木城址にして古來除地なりしが、某時代より不注意の爲め年貢地となれり。藥師堂安置の藥師如來は弘法大師の作、船木城の鬼門除として祀り、後に光明寺境内に在りしを中古此に移したるなり。境内九百二十五坪、本堂、藥師堂二間四庫裡七間鐘樓二間四尺等あり。

樂受寺 本庄村大字南船木に在り。眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、上宮太子の作と傳ふ。文安元年四月淨應の創立なり。境内二百十八坪、本堂五間鐘樓あり。

勝專寺 本庄村大字北船木に在り。眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。永正十一年の草創にして開山正空。明治二十九年六月六日焼失す、今の堂宇は其後の再建なり。境内六百三十七坪、本堂七間庫裏十一間納骨堂一間半鐘樓一間四尺等あり。
光明寺 本庄村大字北船木に在り。武田山と號す、眞宗本派、西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來

慶長二年二月武田惠玄の草創なり。惠玄は甲斐の武田信玄の末孫武田勝房にして信玄菩提の爲め一寺を建立し、其守り本尊三國傳來の黄金妙步如來を安置す。依て武田山光明寺と稱す。享保二十年九月本堂を再建す。境内二百六十九坪、本堂五間四尺六寸庫裏五間四尺等あり。

圓覺寺 本庄村大字四ッ川字藤江に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來、元祿二年八月春西の開く所なり。境内二百三十坪、本堂七間庫裏五間二鐘樓一間半太鼓堂二間等あり。境外字馬場に藥師堂存す。

正覺寺 同大字字今在家に在り。眞宗本派、京西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基玄賀。本寺は元天台宗の寺院なりしが、文祿年間に改宗したるなり。境内百七十二坪、本堂二間庫裏七間半鐘樓一間四尺等あり。境外字村ノ内に觀音堂、地藏堂存す。

慈敬寺 本庄村大字南船木に在り、堅田山と號す。眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基由緒等水尾村慈敬寺に同し。同寺條參看すべし、往時は堂宇全備し、且つ領主酒井氏より毎年米穀若干の寄贈あり、地方の名刹なりしが、嘉永五年十二月舟木大火の時に類焼し、爾來假堂にて維持相續せり。境内二百三十六坪、假堂、鐘樓あり。鐘樓は寶永二年六月の再建なり。從來鴨村慈敬寺院主退隱の地なりしが明治二十年頃以後空屋となりしを以て、大正四年、村役場の敷地とし假堂を取拂ひ今は鐘樓一棟、松樹一本、蓮如遺愛の手洗鉢(天然石)一個を存するのみ。

眞光寺 本庄村大字横江濱に在り、眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀佛。元は天台宗にして坂本來迎寺の末派なりしが、永正年中に改宗したるなり。正徳三年四月本堂再建、境内四百四十三坪、本堂七間庫裏六間書院四間、三間及び鐘樓一間、二間鐘樓尺四間地藏堂等あり。

傳正寺 本庄村大字川島に在り、普寂山と號す、眞宗佛光寺派、京佛光寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。文安四年十一月明圓の開創なり。往古は禪宗にして鴻巣山法願坊と稱し小字鴻巣にありしを、明圓の時蓮如に歸依して改宗し、現今の地に移轉せり。寛永十四年二月木佛寺號許可。九世祐誓宗意安心について組内法中と見解を異にしたる爲め、寶永六年四月本願寺派より佛光寺派に轉せり。寺域百八十八坪、本堂四間半庫裏五間半あり。

觀音堂 本庄村大字南船木に在り、普門寺と稱す。本尊千手觀音、傳定朝作、脇士藥師如來傳傳教作延命地藏尊傳弘法作、本郡三十三所の二十六番の札所なり。正安元年船木城主佐々木長綱城内に一字を建て、持念佛千手觀音を安置す。此本寺の草創なり、地は船木城の出丸なり。伯綱の時姪能登守を船木城主とす。伯綱の子長伯西條城三河に在り長綱以來兩城主なりに居りしが、没落して松下村に隠れ、後船木に移り普門寺城に居る。長享三年三月十七日兵亂の爲め船木普門兩城とも炎上す。永正中能登守の助力を得て普門寺を再興す。能登守没落して後諸堂荒廢し、僅に一小宇を構へて諸像を安す。慶長中同村に盛賢寺を創立す。本寺の補處佛彌陀を求めて本尊とせり。正保年間酒井忠朝井ノ口村に蟄居せし時、同村

の河内社及本寺に祈願し、後赦されて安房の勝山を領す。正保二年、寶永元年、寛政十二年再建す。境内一町四面は山門五奉行領時代よりの除地にて慶長七年小堀新介奉行として檢地の際にも除かれたり。堂は九尺一字を存す。凡て松下氏の私有なり。正徳六年三月十日、巡見使關口九郎兵衛片岡權兵衛、高倉孫三郎通過の際、境内の大松に注目し、松木の下に立ち寄り、其周圍を量れり、樹は寛延の初に枯る。

子安地藏堂 本庄村大字川島上中町に在り。往古鶴舞川に鶴の降りしに心付き、川中に此地藏尊を見出したるなりと、本尊石佛。

新儀村

西方寺 新儀村大字太田字榎本に在り、普潤山と號す、天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。創立年代詳ならず。天文九年十月十五日再建堂供養あり。慶安元年二月十三日火災に罹り全焼し、承應元年六間四面の堂宇を建立す。天保十五年本堂を再建す、是今の本堂東西七間なり。海會塔は石造高一丈五尺あり。享保十年十月京都杉浦三郎兵衛が、先祖美濃國竹鼻城將杉浦五郎左衛門戰死追善の爲めに建立したるものなり。鐘及び鐘樓も同家にて延寶五年建立寄進したるものなり。(鐘は正徳三年改鑄す)境内一反十二歩、本堂庫裡等あり。檀家八十五戸、本寺に接して一坊あり、本尊彌陀、永祿三年の建立なり。境内東西十五間半南北十九間 本寺の子院なるべし。廢絶年代詳ならず。

大善寺 新儀村大字新庄字東町に在り、放光山と號す、天台宗眞盛派、坂本西教寺末に屬す。本尊大日如來、木質坐像、傳教大師作と傳ふ。明治三十七年三月國寶に編入せらる。又惠心作觀音立像あり、明治二十四年八月宮内省の鑑査狀を交付せらる。此像は口碑に云、舊彌勒寺の本尊にて堂塔破壊して安曇川満水の折河末にかゝりしを當寺に納めしなりと。彌勒寺は木津莊引田帳に據れば十四條三里十六坪に在り。今の舊平井村に當る。廢絶年代詳ならず。大善寺の草創は延暦年間にして元は熊野山の堂立山にありしが、寛平年中東河原村現在に移れり。延暦寺飛地境内の一區にして當時は七堂伽藍備はりしと。元龜二年織田信長叡山を焼きし時、衰頽に傾きしが、八田三河守、織田信澄の歸依淺からず、信澄は大溝城下に別院を建立せしむ。天正十年六月丹羽長秀は新庄、萬木、三重生に於ける寺領二十六石六斗餘を承認す。十一年九月杉原家次も其領内の寺領を承認せり。延寶年間火災に罹りて諸堂什器悉く焼失す。境内一反三畝三步、本堂は假立にして再建計畫中。檀家四十五戸。明治七年まで藁勸進と稱して今の饗庭、新儀、本庄、青柳の各村に互り、各戸につき藁二束づゝ集めし舊例ありしが今は絶えたり。來由詳ならず。

觀音庵 新儀村大字北畑字南川原に在り。曹洞宗、饗庭村正傳寺末に屬す。本尊十一面觀世音。寛政十年饗庭村大字針江森本右衛門の創立にして、正傳寺十四世蘭庭秀和尚を請して開山とす。尼寺なり。境内四畝五歩。

瑞光庵 新儀村大字藁園字靜里に在り。曹洞宗、南古賀村梅長院末に屬す。本尊如意輪觀世音。文化二年六月同村八田源之助長女某法名了翁未參の開基にして、梅長院六世乾蓋題柱和尚を請して開山とす。尼寺なり、境内四畝二十七歩。

保福寺 新儀村大字安井川字東畑に在り。神崎山と號す。曹洞宗、饗庭村正傳寺末なり。本尊釋迦如來、明治三十四年三月二十七日國寶に編入せらる(坐像木質)。佛通和尚創立、開基檀那長尊公貞治逝二百十餘年來無本寺なりしが、慶長年間正傳寺三世默室傳和尚を請して中興開山とす。爾後住僧相續して繼斷せず。明治十年八月法地に列す。境内九畝十八歩、本堂庫裡あり、檀家二十戸。

妙敬寺 新儀村大字安井川舊河原市字堂の本に在り。清水山と號す、眞宗本派京都西本願寺末なり本尊阿彌陀如來。佐々木氏族中西直宜出家して了頓と號し當寺を建立す。元和二年正月京極氏より境内竹木禁伐の制札を賜ふ。寛延三年十月木佛許可寺號を公稱す。境内一反七畝八歩、本堂桁行七間半庫裡桁行八間鐘樓、鼓樓、等あり。檀家九十八戸。本堂南方の築山は佐々木越中守高信の塚なり。

眞行寺 新儀村大字新庄字八田に在り。宮藤山と號す、眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。傳云、元天台宗にして傳教大師の弟子光定律師の創建なり、比叡山北門院清水寺と號して北門院七大寺の一なりと。應仁二年蓮如東北地方巡化の際、當時の住僧誓觀之に歸依し、改宗して法名を法城坊明信と改む。時に蓮如此地眞宗興行に適する旨を語りしかば、寺號を眞行寺と改め、山號

は誓觀の俗姓によりて宮藤山と稱す。されど寺號公稱許可は寛永元年の事なり。誓觀は武州宮戸川に生れ、結城左衛門尉貞廣といふ。故ありて姓を宮藤と改む。藤原姓俵藤太秀郷の裔なりとぞ。改宗後は法城坊を開基とす。境内八畝十九歩(舊一反六畝十九歩)本堂庫裡あり。檀家五十戸。

正玄寺 新儀村大字太田字榎本に在り。福田山と號す。眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。開基林源八は氏寺仁和寺が元龜年中兵火に罹り焼失したるを以て再建の願望を抱きしが、遂に林氏太田氏及び同信者と協力して慶長七年三月其屋敷内に一寺を再建し、淨土眞宗に歸依して正玄寺と號し、大溝勝安寺末に屬す。以て林氏大田氏の氏寺とす。源八即ち僧となりて名を玄哲と改む寺を伴林山と稱するは本姓大伴氏又伴林と稱するを以てなり。福田山と改めしは元祿以後なり。寶曆十年四月二十二日類焼し、明和八年七月再建す。今の本堂東西七間南北八間是なり。境内八畝七歩、本堂庫裡鐘樓等あり。檀家五十五戸。

德乘寺 新儀村大字新庄字東町に在り。眞宗大谷派、東本願寺末、元龜山と號す。本尊阿彌陀佛、慈覺大師作と傳ふ。元平井村山上に比叡谷と云へる地あり、叡山三千坊の一なる清水寺此に在り、其本尊なりしと云ふ。寛文二年の地震に堂宇壞倒して本尊も大破したるを京柳馬場佛師善左衛門をして再興せしむ。この佛師は本郡藁園村の人なり。開基は八田法順と云ふ。新庄城將多胡上野の家臣八田高助兵衛法順なり、法順一子を失ひ出家し居宅を其儘佛宇として顯如の染筆を請ひて安置す。三世正

顯の時寛永元年木佛寺號を許可せらる。寛文二年五月朔日の大地震に堂宇倒れしかば、同四年に再建す。享保十四年地上の工事を興し境内堂宇の位置を變更す。鐘樓門は享保十九年の建立にして梵鐘は同十七年京の釜座今藤丹波之を鑄る。鐘樓及鐘は共に京室町井筒屋半兵衛の寄進にかゝる。寺域六畝六歩、檀家二十戸あり。

即得寺 新儀村大字藁園字靜里に在り。龍湖山と號す。眞宗大谷派、京東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。應永二年創立、開基本願寺下間兵庫の子頼尙なり。織田信長の本願寺を攻めし時、教如脱走して一時此地に潛み、當寺に居り、後東本願寺を開けり。境内二反二畝十八歩、本堂庫裡等あり。檀家三百二十八戸。寶物として後白河法皇宸筆觀音像一軸、實賢律師像一軸を藏す。

法正寺 新儀村大字太田字柳原に在り。青地山と號す、眞宗大谷派、東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。佐々木左衛門尉基綱、親鸞に歸依して法正と號す。是本寺の開基なり。寺は江南に在りしを文祿二年八月太田村に移せり。文化元年十一月類焼し、文政七年四月再建す。現今の本堂六間四面是なり。元祿中住僧慶安京都に住し醫を業とし、和歌に巧みなり。赤穂の士小野寺十内は和歌の門人なりしかば、嘗て此寺に潛みし事あり。境内四畝十三歩、本堂庫裡等あり、檀家二十一戸。

子安延命地藏堂 新儀村大字安井川舊安養寺字南一丁田に在り。本尊は木像三尺の坐像なり。傳へ云、元延曆寺別院延命院の本尊にして行義大僧正の作なりと。又傳ふ、伊勢關の地藏尊、伊香郡木ノ本

の地藏尊と同木なりと。熊野山に安置しありしが、堂宇頽廢したりしかば、安政元年冬安養寺村の民今の處に移し信仰せり。境内四畝歩、堂宇三間なり。毎年一月八月の二十三、四日兩度に法會を營む。近郷の善男女參詣夥し。

萬堂 新儀村大字太田字柳原に在り。萬堂山安樂寺と稱す。本尊阿彌陀坐像長四尺一寸脇侍地藏菩薩毘沙門天、俱に立像長三尺三寸三尊共に惠心僧都作と傳ふ。開基不詳、或云天滿宮大田神社に附屬として應永三十一年九月の草創に係り、菅公の菩提所安樂寺前に擬して建立せりと。戰國の時兩度火災に罹り靈像多く燒失したりしが、今の本尊幸に半焦にして存す。爾來小堂を營みて安置したりしを、元祿七年京都富山氏法名鏡譽道照、金容を修補し、堂宇を再建し、八月遷座供養す。正徳二年四月京都大黒屋杉浦三郎兵衛本堂を再建す。嘉永五年四月葺換瓦葺とす。古より別に住職なく、檀家なし、信徒にて維持す。堂は京都曼珠院に屬す。又京都杉浦氏は代々の信徒なり。境内二畝十三歩、堂宇三間四方

大法寺山阿彌陀寺址 新儀村大字安井川字東畑より蓮池に跨り大法寺と云ふ寺院ありしと傳ふ。其創建沿革廢絶の年代等全く知り難し。其址には六尺以上の土塀及外堀出入口井戸等の形跡今に存す。寺域廣大にして目下民有地山林なり。傳へ云ふ、保福寺の本尊釋迦佛は本寺の本尊なりしと。

仁和寺址 新儀村大字太田字榎本に仁和寺、仁和寺出口と稱する地名あり、此仁和寺址なり。但歌「今は屋敷と姿はかはる元は名高い仁和寺」と。仁和二年三月大伴氏が氏寺として建立したるなり其址に小堂あり、本尊彌陀、明治九年十一月廢止す。(仁和寺舊跡古圖と稱するもの西方寺に藏す) 長福寺址 同大字字柳原に大道場と稱する地名あり。是長福寺の舊址にして寺は元龜年間織田氏の兵火に罹れり。今尙同寺の佛像なりと稱するもの民間に存せり。

蒲生薬師堂 同大字字薬師堂にあり。阿曇氏の氏寺にして本尊薬師如来及び軍船の帆柱にて作れりと云ふ八尺の佛像七體ありたりき。帆柱は阿曇將軍が朝鮮征討の時の軍船の櫓なり。以て佛像を作りて阿曇氏菩提の爲めに建立したりしものなりと云ふ。本尊等は元龜年中兵火に罹りて堂宇と共に燒失したりしを後に再建す。寺地は慶長七年檢地の際除地となる。明治九年十一月太田村の大改新を行ひし際廢寺とし、後の本尊は信徒之を保管し、古木片は西方寺に移せり。

饗庭村

大泉寺 饗庭村大字饗庭舊米井に在り。結縁山と號す、天台宗、延暦寺末に屬す。本尊如意輪觀音慈惠大師の作と傳ふ。寺は慈惠大師の草創なり。大師は菅公の裔にして母は物部氏。延喜十二年正月三日木津莊に生る。康保二年三月此地は其誕生之地なるを以て一精舎を建つ。當時此山地は右大臣藤原師輔の林山なりしかば之を寄附せらる。即ち大師は本寺を草創し、又母の廟を建て、境外に地主神として神社を建て藤原氏の繁榮を祈る。本寺の本尊神社の尊影は大師の自刻なり。元龜兵亂の際堂舎僧房燒亡す。僧徒は法物を神祠の中に藏して退去す、世人法物の所在をしらず、天正二年正月大師邑

人の夢に今の本尊及び自作壽像今堂内に安置すの所在を示す。元祿七年七月領主酒井右京亮忠稠大師の奇瑞を聞き、其舊地たるを知り、新に堂宇を建立す。本堂二間四間同厨子、臺所は此時の寄附なり。又今年より毎年供米一石六斗を寄附せらる。元祿七年舊風（慈惠大師の父）の墓堂、同九年母氏の墓堂をば酒井氏の臣下及び郡内の領内より寄進再建す。大師産湯池の石垣も又酒井氏代官鹽野氏の寄附なり。享保七年三月本堂再建、文化十年本堂普請成りしも此堂より臺所鬼門に當るにより嘉永二年山地を切り開き九月之を引く。半鐘は安永五年九月酒井氏の寄附なり。廢藩の際酒井氏よりの關係を絶たれ、以後無檀無祿たり。境内五百四十二坪、本堂二間半護摩堂二間半經藏十尺餘庫裡等あり。俗に本寺を元三大師と稱するは慈惠大師のことなり。又本寺は米井寺と稱し高島七ヶ寺の一なりと傳ふ。米井寺は應永の木津莊檢注帳に出で大藏院と稱す。又同帳に米井下寺及び大師寺あり。大師寺は觀音堂と稱す。其他に米井の寺院の見えたるは天正二年の定林坊田畠帳に大師寺、圓光院、春香院あり。河島加茂宮神領帳に五智院あり。米井寺を大泉寺と稱したること詳ならされども其地は米井寺か或は大師寺の遺址なるべし。大泉寺の稱は大師誕生の際産湯の水を求めしに脊山より靈水湧出したるを以てなりといふ。

善林寺 饗庭村大字熊野本舊今市に在り。天王山と稱す、宗派未詳、天台宗なるべし。本尊千手觀音、丈七尺聖德太子作と傳ふ。高島郡西國十九番の札所なり。脇士日天子、月天子、長六尺、四天王像、長四尺許六軀は本尊と共に奈良朝時代の作なり。口碑に日高山清水寺の本尊たりしを同寺廢絶の後

此に安置すと。清水寺は應永の木津莊檢注帳に其名見えたり。されどもまた同帳に觀音堂禪林寺の名見えたり、本寺は是れなるべし。寛文二年初冬本尊再興、七年本堂を造營す。元文三年二月大雨にて後山崩れ、堂宇悉く埋没し、佛像破損す。仍て古材にて一字を造營す。境内二百四十三坪、本堂三間半庫裡五間半あり。後方及左右皆山なり。檀家なし。

阿彌陀寺 饗庭村大字旭舊堀川字村西にあり、延命山と號す、眞言宗古義派大和國西大寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。厩戸皇子の開基。元亨二年僧律禪中興す。建武三年七月足利尊氏祈願所として寺領を寄附す。織田氏豊臣氏の時も同様なり。徳川氏の時は堀川村内にて朱印高三十七石七斗を寄附せらる。此高は慶長の檢地に堀川村高より十二石五斗打出しの分を本寺に寄せ、前々よりの高と併せて三十七石餘とせり。又往古は圓福寺福泉寺阿彌陀寺三ヶ寺ありしが、二寺廢して本寺のみ殘存し、寺地を併せて境内南北一町半東西一町を有したり。本寺は古來朱印地及び寺領を以て維持し來りしが維新後朱印地は十ヶ年遞減祿を給與され、今は寺領六反歩許を以て維持す。本寺の名は應永二十九年の木津莊檢注帳に見え、醍醐理性院の嚴助僧正記に天文八年九月二十八日長福寺長典、於江州高島阿彌陀寺圓寂云々とあり。宗旨は元眞言宗なりしが慶安以來天台眞言兼學となり坂本來迎寺末に屬す。明治十年眞言宗に轉じ西大寺末に移る。輿地志略には西大寺末あり現境内八百九十八坪、堂宇は五間半本堂庫裡を兼ぬ。檀家なし、信徒

正傳寺 饗庭村大字旭舊霜降字庵、東に在り、靈藥山と號す。曹洞宗、越前永平寺末に屬す。本尊釋迦牟尼佛、弘法大師作と傳ふ。保延年中の草創と傳ふれども開基詳ならず。天正二年三月磯野丹波守員昌より寺内竹木伐採禁制の制札を給す。天台禪宗交代住職し來りしが慶長十五年永平寺十九世素球を請してより曹洞宗末派に定まれり。即ち素球を開山とす。中興開山は安山儀全なり。鹿谷靈鑑寺御所伏見御所禪智院御所の崇敬厚く、殊に禪智院住職龍溪以後六代は本寺の和尚を迎えて剃髪を受けられたり。又禪智院代々の本郷は伏見御所なるが故に伏見轉輪院宮並禪智院代々の位牌を安置せり。藥師堂の藥師如來は傳教大師作三藥師の一なり。文明十八年正月比叡山より請來し、土藏右京亮正信堂宇を建立す。此より山號を靈藥山と名く。(一に承安二年草創とあり)寛永十六年再建す。境内二千百坪除地なりき。本堂六間半藥師堂五間、五間半開山堂四間、二禪堂五間庫裡六間半 中本寺格にして近江三ヶ寺の一なり。末寺享保九年明細帳には十六寺、外に庵室あり。現今末寺九ヶ寺二庵とす、即ち饗庭報恩寺、旭西光寺、上古賀清水寺、安井川保福寺、長尾昌福寺、角川光明寺、杉山大陽寺、拜戸延命寺、洞源寺、熊野本地藏庵、北畑觀音庵なり。檀家百六十四戸。

報恩寺 饗庭村大字饗庭舊五十川字上山に在り。長清山と稱す。曹洞宗、大字旭正傳寺末なり。本尊釋迦尊。開基は吉武壹岐守なりと云ひ、又は太原宗真和尚草創なりと云ふ。宗真は總持寺二世紹領禪師の法嗣中五哲の一人なり。元祿五年當寺二世範圭和尚本寺を中興して正傳寺二世伊願を開山と請す。

本寺は始め上野村に開き、後日爪村に移し、吉武氏の越後國村上に移るに及び本寺も越後に移り、壹岐守歿後遺族の五十川村に還るに及び再び現地に再建すと云ふ。壹岐守の創建を元和三年と稱するは越後より還り此に再建したる年月なるべし。本寺の日爪村に在りしことは應永二十九年の木津莊檢注帳に報恩寺は十五條二里二十二三坪に在り。其地日爪權介屋敷の西に在りて舊日爪村の地に當れり。延寶六年九月甲府宰相領主の時境内除地となる。現境内四百九十七坪、内百六十五坪官有地 本堂間半六開山堂三間半 庫裡十二間衆堂三間半 禪堂四間四尺、五間半 鎮守堂一間半、一間四尺 庚申堂一間半 地藏堂四尺 等あり。末寺同地に金剛寺、西光寺、大龍院、上古賀村東圓寺等ありしが、今は東圓寺のみ存す。檀家六十戸。寶物として地藏曼荼羅界圖 竪一丈二尺三寸 幅六尺七寸八分 三幅對を藏す。延寶六年甲府宰相綱重の寄附なり。

地藏庵 饗庭村大字熊野本舊平井字其講に在り。曹洞宗正傳寺末なり。本尊地藏尊、庵室は阿彌陀如來を安す。開基は比叡新庄城主佐々木雲州綱時の後妻月光院靈巖明秀大禪尼なり。永仁年間に開く天台宗なり。文中元年饗庭定高庵室を改めて地藏堂を建て地藏尊を安す。正徳年間中興開基覺道大夢の時禪宗に改宗す。以後尼僧を以て繼承す。境内百四十七坪、堂宇間口一間半庵室四間半あり。境内は古き石地藏多し。

西光寺 饗庭村大字旭舊山形に在り。曹洞宗、正傳寺末なり。本尊釋迦牟尼佛。寛保二年開基丹牛僧、兩親追善の爲め一寺を創立し、永代回向料として田地を求め、永世相續の方法を立て、正傳寺七世

千巖乾長和尚を開山と請す。明治十年八月法地格に昇進す。境内五畝十五歩、本堂間口四間半、地藏堂間半、本尊石地藏あり。檀家

覺傳寺 饗庭村大字饗庭舊岡字岡中に在り、高學山と號す、曹洞宗、越前興禪寺末に屬す。本尊釋迦如來、草創不詳。永享元年西林坊義光、興禪寺唄庵義梵和尚を請して中興開山とす。境内七百十八坪、本堂七間開山堂三間半、方丈四間半、庫裡八間半、等あり。末寺九ヶ寺あり、上古賀清淨院、圓通寺、南古賀梅長院、麻生廣福寺、林慶寺、長泉寺、保坂寶昌寺、杉山寶泉寺、中野妙樂寺なり。

境内佛堂觀音堂間口四間半、本尊十二面正觀音、永祿年中熊野山に在りし白蓮山寶贊寺（應永二十九年木津莊檢注帳に寶山寺あり、此寺なるか）の本尊なり。織田氏の兵火に焼失す。其後當寺境内に移す。

慈恩寺廢 饗庭村大字饗庭舊日爪に在りき、曹洞宗、覺傳寺末。本尊藥師如來、熊野山の堂立山を本寺の舊址とす。慈覺大師の創建なり。元龜年間織田氏の兵火に罹りて廢墟となる。佛菩薩の諸像灰燼の間に僵仆し、風雨に暴露す。日爪村の父老村傍千間平に小堂を立て、藥師彌陀の兩像日月二光十二神像を安す。四邑の人民日爪の藥師堂と云ふ。享保の初覺傳十一世拈華和尚、堂立山慈恩寺を開きて覺傳寺末とす。境内二百二十五坪、本堂間口八間、奥行四間、明治十二年八月廢寺として覺傳寺に併合す。
興正寺廢 饗庭村大字饗庭舊木津に在りき、曹洞宗、覺傳寺末。本尊十一面觀世音。本堂七間半は

慶應元年燒失す、境内九間、十四間、明治十二年廢して覺傳寺に併合す。
正眼寺廢 饗庭村大字旭舊霜降に在りき。曹洞宗正傳寺末なり。本尊釋迦佛。開基は本寺六世安山和尚にして寛保二年五月の創立なり。境内二畝二十歩。明治七年四月廢寺、本寺に併合す。

眞光寺廢 同所に在りき、又同宗同末なり。本尊地藏尊。開基は本寺七世千巖和尚にして寛保三年十一月の創立なり。本堂は嘉永元年燒失し、七年再建す。境内七畝二十四歩、明治七年四月廢寺、本寺に併合す。

延徳寺廢 饗庭村大字饗庭舊木津に在り。本尊觀世音。境内八間、十二間、本堂四間半、廢寺の年月不詳。
西光寺廢 舊境内十間に八間。

大龍院廢 舊境内十間に九間。共に饗庭村大字饗庭舊五十川に在りき。共に禪宗報恩寺末なり。明治五年報恩寺に併合す。

金剛寺廢 同所にありき。禪宗報恩寺末に屬す。本尊藥師如來、慈覺大師作といふ。饗庭莊司自坊に安置したりしを、坊は元龜二年織田氏の爲めに燒かれ、本尊も行衛を知らざりしが、一老人の夢現によりて此草庵に安置し、菴を金剛寺と稱したり。明治五年本尊を本寺報恩寺に移して廢寺とす。應永の木津莊檢注帳に五十川藥師堂とあるもの本寺を指せるにや。

林照寺 饗庭村大字饗庭舊岡字岡中に在り。江暉山と號す。眞宗本派、京都西本願寺に屬す。本尊

阿彌陀佛。文祿元年僧宗順の創建なり。境内三百八十二坪、本堂間口六間檀家三十八戸。

本福寺 饗庭村大字深溝に在り。熊谷山と號す。眞宗本派、京都西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來

本寺は元江戸淺草に在り西雄寺と稱せり。建永元年頃熊谷蓮生坊の建立にして淨土宗の寺院なりき。

本多佐渡守の孫忠興と云へるもの、出家して宗空と稱す。本寺の住職となり、寛永元年眞宗に改宗す

其後領主分部氏の命によりて深溝村に引移り寺號を本福寺と改む。當時は門徒及び寺領もありて保存

法も立ち居りしが、其後無住又は火災等にて寺祿を失ひ檀徒も減じ、以て今日に至れり。現今檀家十

五戸、境内百五十坪本堂五間半徳川時代にありて本寺は分部氏領に屬し、白蓮山は佐藤氏領に屬せり。

法泉寺 饗庭村大字饗庭舊岡字岡中に在り。饗庭山と號す。眞宗大谷派、京都東本願寺末に屬す。

本尊阿彌陀如來、開基は吉武壹岐守なり。安貞三年壹岐守、三尾里村にて一鶴を射止め、鳥類にも夫

婦の情誼厚きを感じ道心を起し、寛喜二年諸國行脚に出て立ち、越後にて親鸞に遭遇して一向專修の

門に入り釋祐海と稱す。貞永元年歸國し翌天福元年此に草庵を結びて祖先傳來の三尊佛を安置し、建

長六年十一月寂す。子孫九代を歴て元龜の亂に吉武家滅び、嫡男吉武治右衛門出家し法泉坊祐閑と稱

し祖先の遺址を保持す。三代の末、慶長十一年三月大谷派に改宗し法泉寺の號を受く。境内二百五十

九坪、堂宇間口五間檀家四十四戸。

本養寺 饗庭村大字熊野本舊比澤字村内に在り。吉武山と號す。眞宗大谷派、京都東本願寺末に屬

す。本尊阿彌陀佛。開基釋教西、文明五年の草創なり。教西は元吉武壹岐守の家臣なり。出家して叡

山に登り、後吉武村の湖邊に一字を創して本樂寺と號し壹岐守が菩提所とす。天正四年眞宗に改宗し、

元祿年中寺地の湖邊にして屢水害あるを以て現地に移る。木佛許可、本養寺と公稱す。第九世正澤

代本堂を再建す。今の本堂是なり。境内七百二十二坪、本堂六間半書院、庫裡あり。檀家六十八戸。

永正寺 饗庭村大字熊野本舊比澤字村内に在り。清水山と號す。眞宗大谷派、京都東本願寺末に屬

す。本尊阿彌陀如來、開基圓頓院空闡律師、安貞二年の草創なり。空闡木津莊日高山に在りし高島七

大寺の一寺日高山清水寺の廢刹を再興して京極佐々木高經の菩提を修す。是本寺なり。(清水寺は應永

廿九年の木津莊檢注帳に出でたり) 九代闡了の時、文明年中蓮如の教化を蒙りて改宗す。四世顯眞の

時石山に籠城し、顯如より阿彌陀畫像を賜ふ。今に傳へて矢文の御影と稱するもの此なり。其子顯乘

寺域を今の地に移し堂宇を營む。慶長十六年大谷派に歸し、木佛及び寺號許可、永正寺と稱す。安永

元年山號許可清水山と稱す。享保十年本堂再建、天保二年改築、今の本堂なり。明治二十五年寺格内

陣出仕に進む。寺域は天明まで四畝七歩餘なりしを、其後擴張して今の境内とす。現境内三百九十三

坪、本堂方七客殿、庫裡等あり。檀家七十戸。

淨榮寺 饗庭村大字旭舊霜降字竹ノ町に在り。眞宗大谷派、京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如

來。元は楞嚴寺と稱し、天台宗なりしを寛永二年釋休味中興し、定林坊と稱し、眞宗に改宗す。寛永十

一年十月木佛寺號許可、淨榮寺と改む。大溝妙琳寺末なりしが、明治に至りて直末となる。境内三百八十七坪。本堂間口四間半 奥行六間半 檀家二十戸。

本福寺 饗庭村大字深溝に在り、白蓮山と號す。眞宗大谷派、京都東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。武田勝頼の次男信龍出家して天台の僧となり、本郡西萬木村西廣寺の住職たり。其次男祐智又此に一小庵を結び敬知坊と稱す。東本願寺門跡宣如北陸巡錫の際當坊に一宿す。此時寺主敬智及び門信徒改宗して眞宗東派となり、敬知坊を改めて本福寺の寺號及び木佛許可を得たり。時に寛永九年五月なり。明治九年本堂再建す。二十六年寺格内陣地に昇進す。三十六年鐘堂再建す。境内百九十五坪、本堂桁行七間半 庫裡 桁行六間半 梁行七間半 等あり。檀家六十五戸。

帝釋天堂 饗庭村大字旭舊田井に在り。創立沿革詳ならず。今の堂宇は元祿二年の再建なりと云。方三間あり。寺域四畝二十二歩。域内に一大老松あり。縣保勝會の滋賀縣天然記念物調査報告に曰く堂の前に黒松の大樹一株あり、根元の周圍二十四尺、五尺の所にて二十一尺あり、地上三尺の處より二幹となり、高さ四十八尺餘、枝は下方に垂れ、半開の傘狀を成し、下方の枝は東に約二十八尺、西に約十八尺、南に約三十尺、北に約三十三尺擴がれり。幹は東北に凡そ六十度傾けるを以て一圍以上の支柱五本を以て之を支ふ。推定樹齡八百年と稱す、本縣に於ける松の最大なるものなり。其樹姿愛すべく、根部に近き部分に生せる無數の瘤狀凸起は頗る雅趣に富めり。この松にかゝる傳説無しと。

釋迦堂 饗庭村大字旭舊森に在り。本尊釋迦如來は慈覺大師の作と傳ふ。藤原貞隆の持佛にして寺を淨土寺と稱したりしが元龜の兵亂に燒亡し、靈像灰燼の中より出現したるを村人小堂を營みて安置したり。淨土寺は應永の木津莊檢注帳に據れば十三條三里四坪に在り。大字熊野本舊平井に當れり。

國寶 明治卅年六月十日古社寺保存法公布せられ、社寺の建造物及び寶物類にして特に歴史の證徴又は美術の模範となるべきものは古社寺保存會に諮詢し、内務大臣(文部大臣)に於て特別保護建造物又は國寶の資格あるものと定むることを得と規定せられたり。同年十二月より大正十四年末までに本郡内にて指定されたるものは建造物にては無く、國寶に於て左表の如し。

國寶一覽表

品目	種類	筆者作者	指定告示年月日	所在所
木造十一面觀音坐像	彫刻		明治三四年三月二十七日 内務省告示第二〇號	海津村大字海津 眞言宗新義派正宗寺
木造藥師如來坐像	同		同	大溝町大字音羽 天台宗眞盛派藥師堂
木造釋迦如來坐像	同		同	新儀村大字安井川 曹洞宗保福寺
木造大日如來坐像	同		明治三七年二月一八日 内務省告示第一〇號	新儀村大字新庄 天台宗眞盛派大善寺
木造千手觀音立像	同		明治四二年四月五日 内務省告示第三九號	劍熊村大字浦 曹洞宗觀音堂
木造藥師如來立像	同	延久六年八月 ノ銘アリ	同	西庄村大字上開田 淨土宗藥師堂

木造阿彌陀如來坐像 同 朽木村大字雲洞谷
 曹洞宗洞照寺
 木造釋迦如來坐像 同 朽木村大字岩瀬
 曹洞宗興聖寺
 紙本墨書法華經 經卷十卷 大正十二年三月二十八日
 文部省告示第二二一號 海津村大字海津
 郷社天神社

明治二十二年 月宮内省に臨時全國寶物取調局を置き其鑑査を経たる優秀なるものに對して鑑査狀を交附せられる。本郡内にて授與せられたるもの左表の如し。

社寺寶物鑑査狀交附物件一覽表

鑑査狀 番號	摘要	品目	筆者作者	物質	寸尺	所在所有者
六〇六〇	美術上ノ參攷	阿彌陀如來坐像一體	傳傳教大師作	木材	丈二尺五寸	新儀村大字新庄 天台宗眞盛派大善寺
六〇六一		不動明王像一體	不明	同	丈三尺七寸	饗庭村大字旭 眞言宗古義派阿彌陀寺
六〇六二		千手觀音畫幅	傳兆殿司筆	絹本 着色	縱三尺七寸 横一尺九寸二分	水尾村大字武曾横山 天台宗眞盛派大善寺
六〇六四		涅槃像一幅	傳兆殿司筆	絹本 着色	縱七尺三寸 横七尺二寸	安曇村大字常磐木 曹洞宗正法寺
六〇六五		觀音立像一體	傳惠心僧都作	木材	丈三尺二寸	新儀村大字新庄 天台宗眞盛派大善寺
六〇六六		阿彌陀如來像一體	不明	同	丈二尺六寸	饗庭村大字旭 眞言宗古義派阿彌陀寺
六〇六七		偏袒右肩彌陀佛立像一體	傳安阿彌作	同	丈一尺四寸二分	新儀村大字太田 眞言宗大谷派法正寺
六〇六八		五大明王像幅	傳唐惠果和尚筆	絹本	縱二尺七寸	海津村大字海津 眞言宗古義派阿彌陀寺
六〇六九		十一面觀音坐像一體	傳泰澄大師作	木材	丈二尺八寸五分	海津村大字海津 眞言宗新義派宗正寺

第五章 名所舊蹟墳墓

名所

板倉山 今津村大字蘭生に在り。饗庭野北縁の一山なり。大嘗會悠紀方の歌の名所なり。第二篇、第三章皇室關係參照すべし。

角岡 今津町大字岸脇梅原の間の鳴野是なり。往古はこのあたり平野一帯の稱なりしと云ふ。又此地は往古は梅樹繁茂したりと云ふ。〔秋の寐覺〕に近江津野、つもの、岡梅をよめりとあり。大嘗會悠紀方の歌の名所なり。第二篇第三章皇室關係參照すべし。

小高見山 三谷村大字途中谷と熊野山との境に在り。今は其頂上を陸軍用地との境界點とす。中古子田上柚あり。子田上即ち小高見なり。

林葉和歌集 歌林苑にて月の歌あまた讀侍りしに
 さゝ波の小高見山に雲晴れてあしりの奥に月落にけり 俊惠法師
 夫木集 こたかみや谷のこぬれにかくろへて風のよきたる春を見る哉 仲實朝臣
 爲尹百首 こたかみや山の嵐を追手にて志賀の湊へいつる船人

朽木柚 朽木谷を云ふなり。柚とは柚山の意にて材木を伐り出す山なり。朽木は今はクツ木と稱すれども古歌にはクチ木とあり。クツ、クチの意は朽にはあらずして古事記に木神久々能智神とある久々と同語なるべく、即ち樹木繁茂の地なる意味なるべし。ク、が多行に通ひてクツ又はクチとなりしなり。

新六帖 むかし誰はやし初て今はまた朽木の柚の名さへふりぬる

後鳥羽院集 秋の露に柚も朽木の柚か谷道まよふ鹿の聲ぞ身にしむ

夫木集 建久八年歌合 さ、なみの大山もりのしめゆゑにくち木の柚の花さかりかも 權僧正公朝

同年百首歌合 紅葉せし昔の秋をしのびてやくち木の柚にやさるつきかけ 土御門院小宰相

永久四年百首 た、大空をあふきつゝ、身をしる雨に、おほはれて、朽木の山の、

柚人になり行身をも、いか、せん(舊年立春長歌の一折)

仲實朝臣

宗良千首 五月雨は河音たて、高島や朽木の柚木引人もなし

勝野原 一に陸野とも書す。元暦元年注進風土記に勝野濱とあり。長法寺以下打下のあたりを打下河原と云ふ。此あたり即古しへの勝野原なり。古しへの往還は此河原をすぎて内湖の西を大溝町へ入りしなりと云。温故録に勝野の名の起因を記して勝野は昔長谷の觀音の像木彼方此方と漂流して有けるを天魔取んとするを天照皇太神宮と辨財天是を防ぎ給ひて合戦をなされ討勝給ひ、彼像木を取り返し給ふ、故に今世に至て本朝の靈佛在し萬民利益を蒙る。其より以來勝野と云云々、是は勝野の名に因

て附會したる説なり。

萬葉集 何處吾將宿高島乃勝野原爾此日暮去者

同 大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念

續後撰 高島や勝野の原に宿さへは今やは行むをちの白雲

同 くれは又我やさりかは旅人の勝野の原の萩の下露

同 いつくにか我宿にせん高島の勝野の原に此日暮しつ

續古今 吹風もさそ寒からし鶉鳴陸野のおの、秋の夕くれ

玉葉 降つもる陸野の原の雪の上を分る朝けの袖の寒けき

新六帖 思ひし人ならめやは馬はあれさかちの、原にしなれきつるを

續千載 行駒の跡たにもなし旅人の勝野の原にしける夏草

新千載 いつくにかしはし過さん高島の陸野にかゝる夕立の空

夫木集 さ、浪や近江の三尾の山おろし勝野を行は花の香そする

同 高島の阿曇川波に舟さめて明日は勝野の原を行らん

同 誰か袖にまつ移るらん高島や勝野の原の秋萩の花

新葉集 暮るまで若葉はつまし高島やち野の原は宿もあらしな

爲尹千首 高島のかち野の原に行暮てやまりさるへき方たにもなし

湖面春煙旅思幽、驛程來往意悠々、江亭有柳能留客、勝野原頭放小舟

岡田半江

三尾崎 今の志賀郡に屬する郡界の白鬚明神鎮座の明神崎なり。水尾神社の後山三尾山なり、其出

崎即ち是なり。續日本紀に高島郡三尾崎とあり。白鬚明神は比良神社にして後には志賀郡と稱す。輿地志略には此崎より鴨川邊までの總名とせり。鴻溝録には「舊記に水尾川の出崎なり、拜戸村三尾神社の前を流れ出とあり、今神社の前に川なし、地理を以て推量るに綿打川の邊成へし、綿打川拜戸村の中を経て永田村三尾神社の傍を流れ、湖に入なり、されば三尾崎は本町浦新町浦永田浦おしなへての名なるべし。」とあり。

基師

萬葉集

思牟雖來來不勝而水尾崎眞長乃浦乎又願津

貞治百首

近江瀉水尾の見さきの浦風に曇らぬ沖の月を見る哉

實方朝臣集

近江の湖水尾か崎さいふ所にて網引を見て詠る

水尾の浦にあみ曳民の手まもなくたちぬにつけて都戀しき

高島や三尾の浦なみ春かけて霞や比良の高根なるらん

堀川百首

さ、浪や小松に立て見渡せば三尾の三崎に田鶴むれて行

新續古今

秋の月山の端出て高島の三尾の浦はに影そさやけき

夫木集

さ、浪や大津宮に月澄は見えこそ渡れ水尾か崎まで

○

高島の三尾の浦曲にすむ月を我もの顔になかめつる哉

○

波さほくへたつる霧に三尾か崎八重ふしかきの神代をを思ふ

三尾杣山 大溝町大字音羽、乙羽山の惣名なり。三尾の中山とも云。山の峯北より望めば三峯なれば三尾と云へるか、峯を尾とも云へばなり。一説には乙羽山に限らず、此邊りの山を都て杣山と云へり。

り。

拾遺集

高島や三尾の中山杣たて、造り重れよ千代のなみたち

夫木集

高島の山の櫻や咲ぬらん三尾の杣木にかゝる白雲

新勅撰

高島や三尾の杣山あさたえて氷も雪もふかき冬かな

新續古今

雲かゝる横も檜原も高島の三尾の杣上幾夜経ぬらん

新六帖

三尾山の杣の割木のかたおちに捨られなからふしは忘れず

草菴集

五月雨になほ川音も高島や水尾の杣山雲もかゝれる

○

高島を順回し杣山を見てよめる 時わかぬ横もひはらも一しほに春は霞の三尾の杣山

○

此まゝにくちてもはてん引さして打おかれぬる三尾の杣木は

○

宮木引聲も雲ぬに高島や三尾の杣人身をも思はで

○

さ、浪や大津の宮のあれしより榮ゆるものは三尾の杣山

○

三尾の山みれに入日の影きえてかちの、原にやさる旅人

○

夜をこめてくだす筏やすむ月のみや木をいそぐ三尾の杣川(月前筏)

題三尾山櫻花圖

果見紅雲映綠波、春風當日興如何、流芳今古人爭賞、百樹山櫻一首歌 川田 甕江

香取浦 大溝町勝野の湖邊と云ふなり。輿地志略曰源賴朝奥州に赴く時、柏原右兵衛忠康供にあり其子孫代々六角家に屬す。美作守資冬と云者あり、武功の士なり。天文年中高島郡香取の浦にて太刀一振を網し得たり。其銘に柏原彌三郎爲永所持治承四年作と記せり。則六角家に献る。よつて資冬の子時永に賜る。柏原鑑丸信長に仕へ、京本能寺に於て戦死す。柏原彦右衛門は岐阜秀信に仕へて軍忠あり。

讀人不知

基俊

家隆

後九條

爲家

頼阿

大僧正眞風

小澤 芦菴

橘 千蔭

香川 景樹

中江 千別

同

り。温故録に香取浦饗庭庄の條下にあり、香取浦所の領主香取氏筋目由來は不知、香取庄助は京極家物頭にて淺井家迄代々近習にて所々に記に出つ。鴻溝録

萬葉集

オホフネノカサリノミイカオシイカカニトモモヘラヌ
大船香取海愼下何有人物不念有

同

イックニカフナインケムタカシマノカトリノウラユコギデコシホネ
何處可舟乗爲家牟高島之香取乃浦從已饗出來船

夫木集

波荒き香取の海の夕汐に渡り兼たる世を歎かな

○

波風のひきも空に高島の雪打ばらひ出る舟人

○

おきつ藻の花のかさりの浦風に袂すしき蟬の羽衣

まなかの

真永浦 温故録に永田ハ昔ノ真永ノ浦ヲ云ニヤ大概今ノ永田成ヘシ真永別ニナシ、三尾崎ヲ結ヒ詠

シ玉フモ此真永ノ浦ノ舊跡ヲ詠セルナリ云々

夫木集

三尾か崎真永の浦の磯馴松馴すはいか、波も懸らん

○

秋の夜のまなかの浦のあげほのにあらはれ出る沖の白石

又江戸へ行人を送りて

かへる日をまつも真永の浦小舟さむるかひもなみの別れち

桑原濱 所在詳ならず。或云打下の濱なりと。此は昔白鬚明神曾て淡海の水涸て三度變じて桑原となりしを見たりと云へる説より名けしものなり。一に新儀村の濱なりと云、此は昔の桑原郷は今の新儀村に當れりとの説より出でし説なり。

花香山 俗に鎌研山と云ふ。大溝町大字勝野字石垣の西にあり、寛延の頃禪僧天頑此地に桂芳院を再興し、小時住居したりしより人々は天頑山とも稱せり。天頑は分部光命が江戸より招聘したる曹洞の耆宿なり。大溝奇人傳に出づ。地は大溝を去る七八町許りにあり、湖上を眼下に見渡し、風景日々に變し、四時の眺望倦む事なし。山に慈峰院、觀音堂、飛梅天満宮、行者堂等あり。慈峰院は文化元年僧禪溪が桂芳院址に再興したるものなり。猶寺院の條に出づ。

萬木森址 青柳村大字青柳に在り。輿地志略に曰、萬木の森の古跡東萬木村の二町許北にあり、其舊跡とて杉の木五七本残りあれども、按するに今の東西萬木の二村の近邊古昔悉く森なるべし、清少納言枕草紙によろつになつかしからねとゆるきの森にひとりはねしとあらそふらんこそおかしけれ、とかけるも爰の事なり、土俗一名を鷺の森の舊跡といふも理りなり。亦萬木の原とも詠せり。上淡海温故録に曰、鷺ノ森天王爰ニ後鳥羽院行在シテ勅ヲ以テ國々所々ヨリ萬木ヲ寄集メ植サセ玉ヒテ、凡木ノ集リタル杜トテ改名在テ萬木ト號ス。

方輿集

すめらぎの御代はつきせじ桑原の濱田は三度海さなるとも
淡海名音 桑原の濱田は千代の歌ことになびく船葉も海と見ゆらん

道

經

後九條内大臣

中江千別

同

光俊

三條公條

中江千別

後鳥羽院

いかなれは萬木の杜の群鷺の今朝しも殊に立きはくらん

白き鷺獨はねしの聲すなり萬木の森の夕暮の空

當所ヲ鷺ノ森天王ト申スヲ、萬木ノ天王ト御改號ト云、歌ノ心ニテ見時ハ、元ハ青柳ノ里ト云ヲ萬木

ノ里ト改名歟ト疑フ大略ハ如斯ナルヘシ、亂前ナレハ柳ノ糸ハヨレマトヒ亂ルト云テ御改名成ヘシ、^上以後鳥羽天皇以前に既に萬木の名あれば天皇の御改號となすは誤なり。青柳里の事は次條參照すべし。天王は今の與呂伎神社なり。輿地志略に引ける枕草紙の故事は枕草紙、鳥はの條に驚はいと見る目もみぐるし、眼ゐなともうたて、萬になつかしからねど、ゆるぎの森にひとり寢じと争ふらんこそをかしけれとありて、左の古今六帖の讀人不知の歌によれるなり。

古今六帖 高島ゆるぎの森の驚すらもひとりはねじと争ふものを

同 ひろよりも萬木の森に住む驚のやすきいもれず戀あかしつ、

名 寄 雪ふれば萬木の森の枝こゝに夜ひる驚のゐるかこそ見る

千五百番歌合 獨寝の友さや驚もふる雪を萬木の森に立も騒ぬ

夫木集 時の間もいかてか露のたまらん萬木の原の草の葉すゑは

稻葉集 住馴れてゆるぎの森にゐる驚は風はふげさもおそろきもせず

同 ふくまゝに驚のれぐらやいかならむ梢ゆるぎの森の夕風

かなふやさかたき願も祈り見ゆるきの森を神のこゝろは

同 ふう風に森の梢はゆるぎも神の宮わはうこきやはする

同 梢さへゆるぎの森の下蔭はふくかさいかに涼しかるらん

青柳橋 青柳村大字青柳與呂伎神社前の橋を青柳橋と云ふ。一の名所なり。此あたり即ち青柳里なりしなり。東萬木村人關宗順古蹟を顯彰せんと欲して弘化三年八月此に一碑を建つ。文は前田長畝撰

し、關研書す。

青柳橋在高島郡東萬木邑之東天王祠前、古謂之驚森天王、古人所詠亦多、其事足徵矣、邑人關宗順翁、恐古址之湮沒、近就其地植一柳樹、又欲建石以標識焉、使予記之、予深感翁之志、輒題數字、以表其事云

弘化三年丙午八月

- 名 寄 春風の緑りによれる糸なれば亂れにけりな青柳の森
- 夫木集 暮て行春や是より過ぬらん花ちり積る青柳の橋
- 同 薄くこく花田の糸をより懸て玉を染けり青柳の森
- 同 木枯の風は吹さも散ずして青柳の里や常磐なるらん
- 稻葉集 糸により春くる事やしられまし染めてかけたる青柳の里
- 同 花さげは春のにしきさこぎませて都おほゆる青柳の里
- 同 古の朱雀の大路おほゆるやさいざ行きて見む青柳の里
- 同 門垣根うぐひす來鳴くはいりにも植えて春まつ春柳の里
- 同 花も今さかりなりやま大路よりゆきて見てしか青柳の里
- 咲にほふ花をかさして青柳のはしを行かふ春の里人
- 里人の行來も絶てそみごりの翅やすむる青柳のはし

安曇川 湊 本庄村に在り、湖西第一の大河なり。川幅二百間乃至三百間、常水三十間許、風雨により水甚増減あり。河原市村新庄村等にて船渡あり。貝原益軒の諸州めぐりに曰、河原市より小松へ四里此間にあご川有、名所なり、高島のあご川とよめり、今はあす川といふ。あごの湊も名所なり、あ

ず川船にてわたる、水淺きときはかちにてわたる。」又曰、朽木云々此谷水南より北にながれ、朽木より又東に轉ず、其川荒川を過ぎ、舟木に出で湖水に入る、川下をあご川と云、大河にて舟渡なり、舟渡の所まで朽木町より三里餘あり、あご川は名所なり。」とあり。安曇湊は此川尻なり。

萬葉集七

竹島乃阿戸河波者勳友吾家思五百入飽染（此歌又九卷にも出づ）

同

足利思代傍往舟薄高島之足速之水門爾極爾濫鴨

同

高島之足利湖乎撈過而鹽津菅浦今者將撈

夫木集

高島や阿渡川柳風吹はぬれぬ下枝にかゝる白浪

同

筏おろすあごの早川せきこめて暮行秋をしばし留めん

同

ひさ木生るあごの川原の河風にたくふ衝の聲のさやけき

名

寄 　　ひさ木生るあごの川原の浅茅生も残らす霜に朽果にけり

同

あさりして漕まふ舟は高島のあごの湊に寄にけるかも

弘長集

筏おろす高島河の柚人は急くさし木を積やそふらん

○

高島のあごの川せの古柳みさりにかへる春は來にけり

高島のあごのみなさを出る舟の水をくたく音のさむけさ

閏五月七日賜暇遊安曇河三首

城居不與野人宜、此意頼道明主知、好是講經餘隙在、也携遊侶捕魚兒
敗簾支水々藥洞、泝水銀鱗入笱來、終日村童餘不盡、人々提得竹籠回
前美割餅心忽卷、終忘身是異郡人、當年張老何爲者、只說秋風鹽浦新

川田 斐 江

中 江 千 別

後 九 條

清 輔 朝 臣

好 忠

順 德 院

小 辨

高 市 古 人

高 島 郡 誌

川島 本庄村の大字川島及船木は名所なり。温故集云川島昔天智天皇第二ノ皇子御皇居也、此皇子ハ御過リノ在スヤ亦ハ世ヲ厭ヒ玉フニヤ始ハ紀州日高郡盤代ニ住居シ其ヨリ此處ニ移リ玉ヒ居住ニテ常ニ松ヲ愛シ玉ヒケル由ニテ川島ノ松舊跡也紀州ニテモ盤代ノ結松トテ歌多シ是ヨリ神崎郡川並へ御移リニテ山之前庄川並ニテ薨シ玉フ云々

夫木集

川島の松の木陰のまごひには千代の齡ものひぬべき哉

同

川島の松の心はしられさもつれなく見えて年は経にけり

八淵瀧

高島村大字黒谷武奈岳の中「畑の谷」に在り。鴨川の水源なり。瀧は八折をなし、其落つる所には各淵あり、これ八池（舊八池と書せり、今淵の字を用ひるは、幕末の頃漢詩を好む者の用ひ初めしなり）の名ある所以なり。飛瀑の兩側一帯樹木繁茂して風景甚佳なり。往古は山靈の怒に觸れんことを怖れて外來の客を誘ふことを禁じたり。大正十一年九月縣保勝會より標石を建つ。八淵の名を下方より順次に擧ぐれば左の如し。

一、魚ごめの淵

アメノ魚等の上り得る最終地點にある淵にして水淺し。瀧は二十尺許。周圍の山には「いはかゞみ」「しゝ頭」「山つゝじ」「さんしゆ」「石楠」「まんさく」「木ぶし」多し。

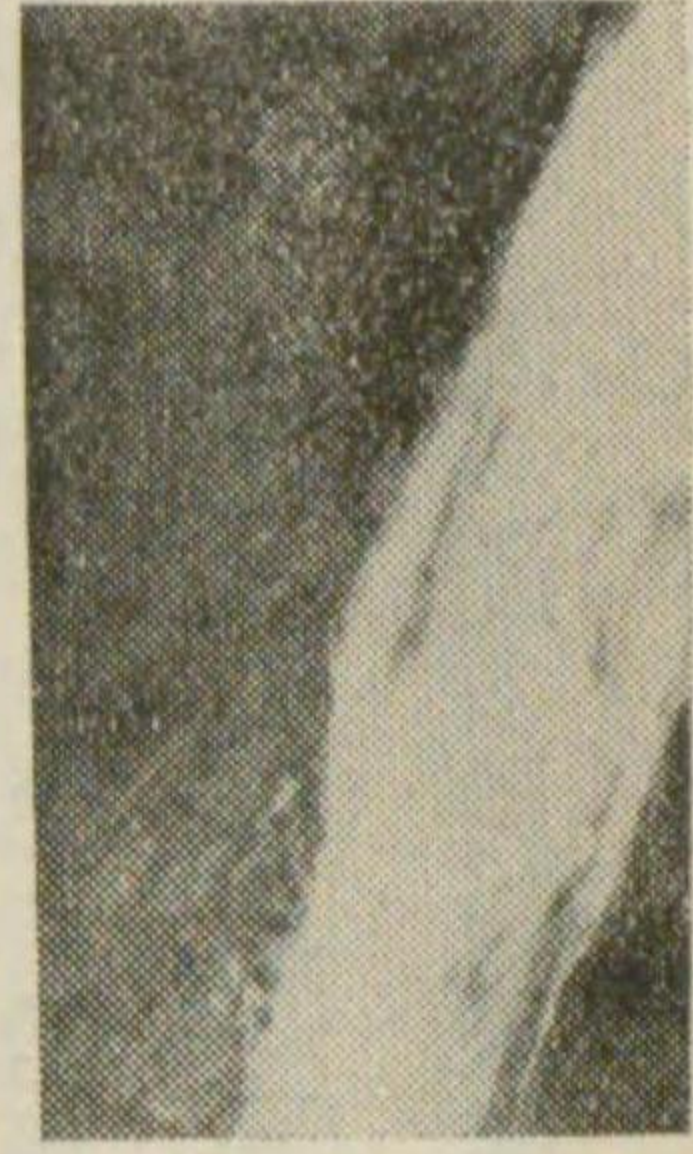
二、障子ヶ淵

淵の周圍及底をなす岩石には恰障子の棧の如き線條あり。瀧の直流三十尺許。

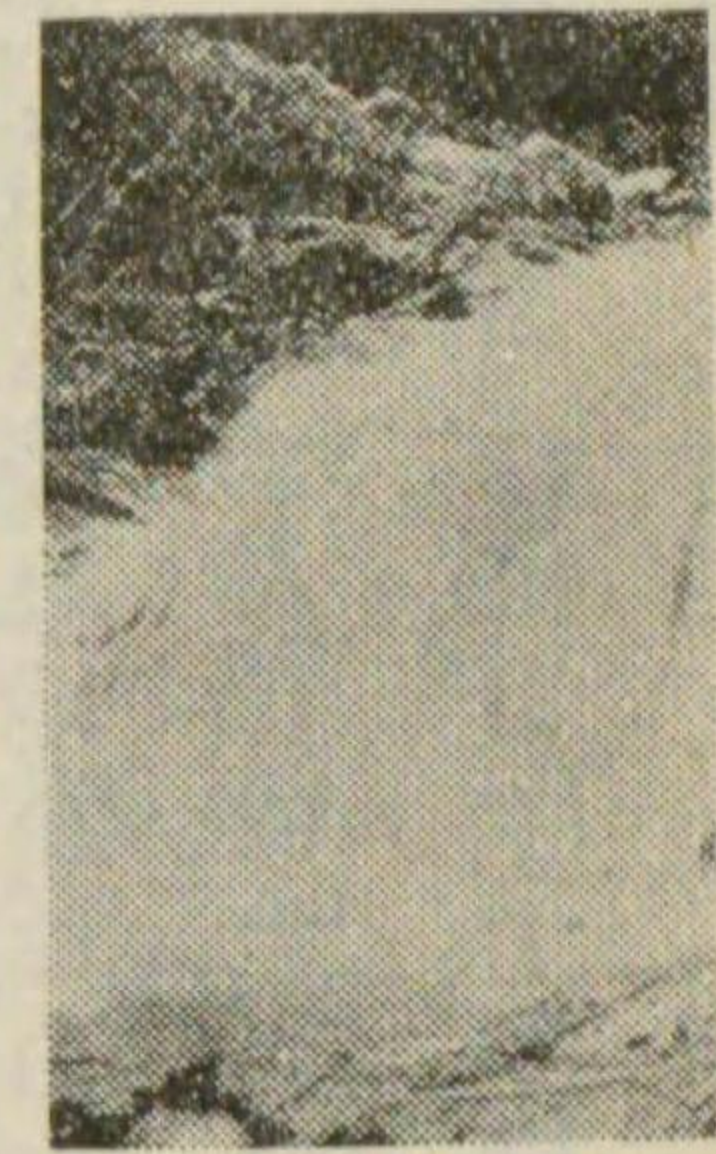
三、唐戸の淵

淵は細長くして深く、水深八十尋と稱し、廣さ約二十坪。瀧は直流三十尺許。

八池淵の瀧



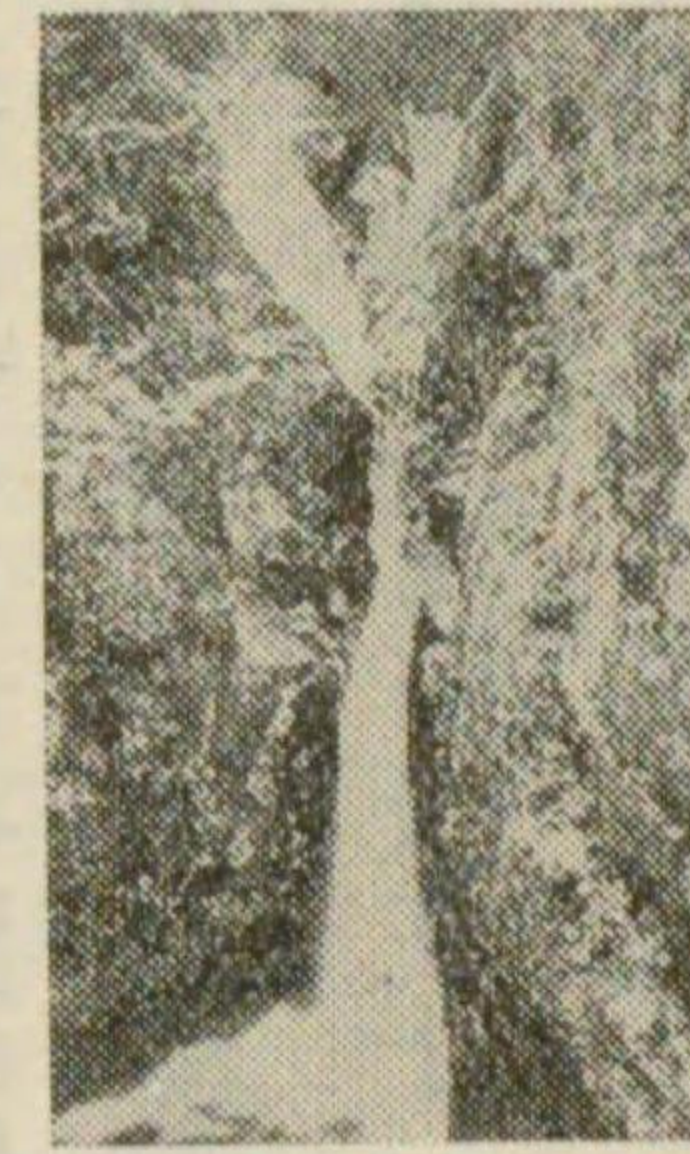
魚留淵



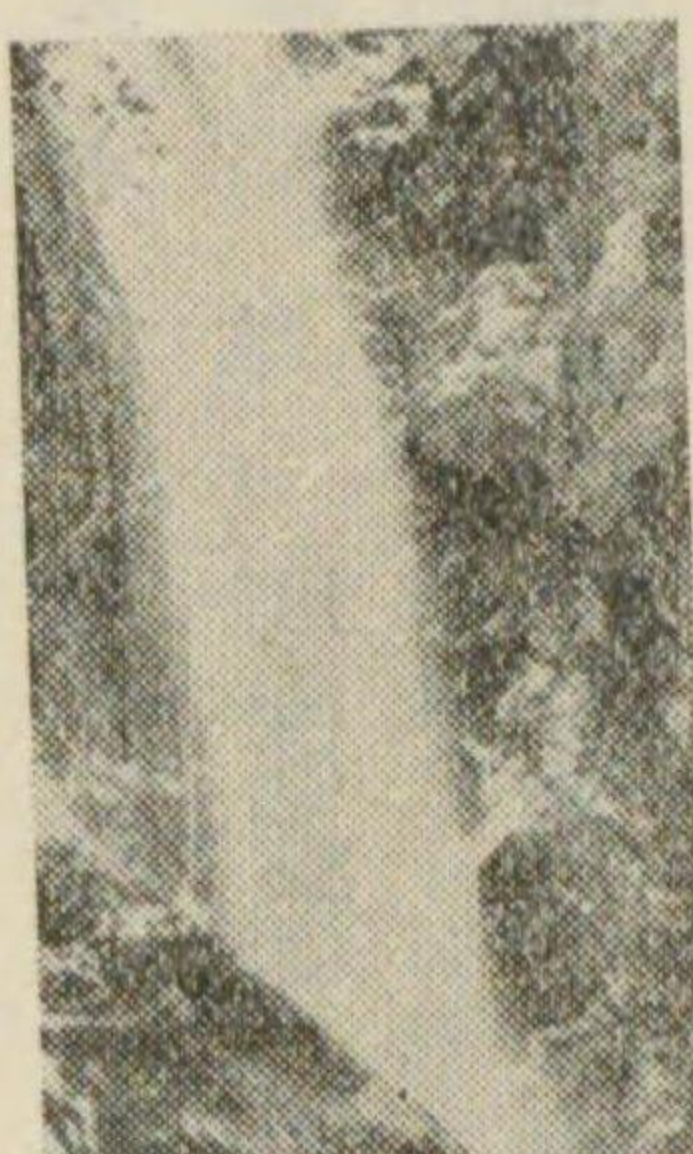
小摺鉢



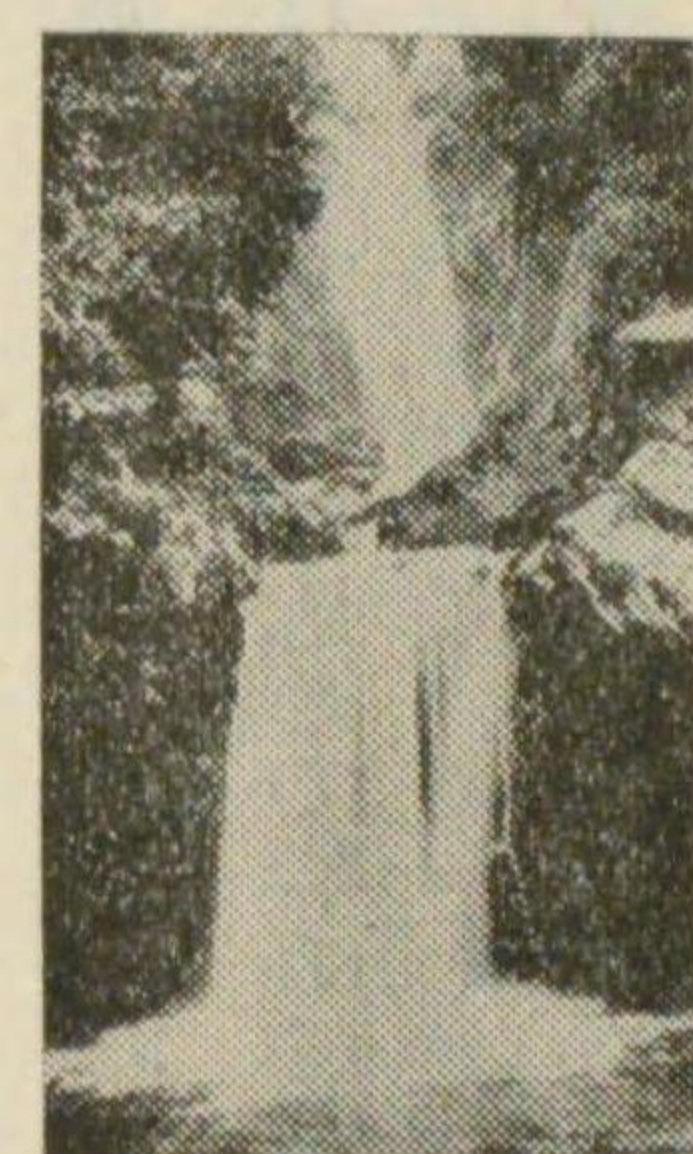
障子淵



屏風ヶ淵



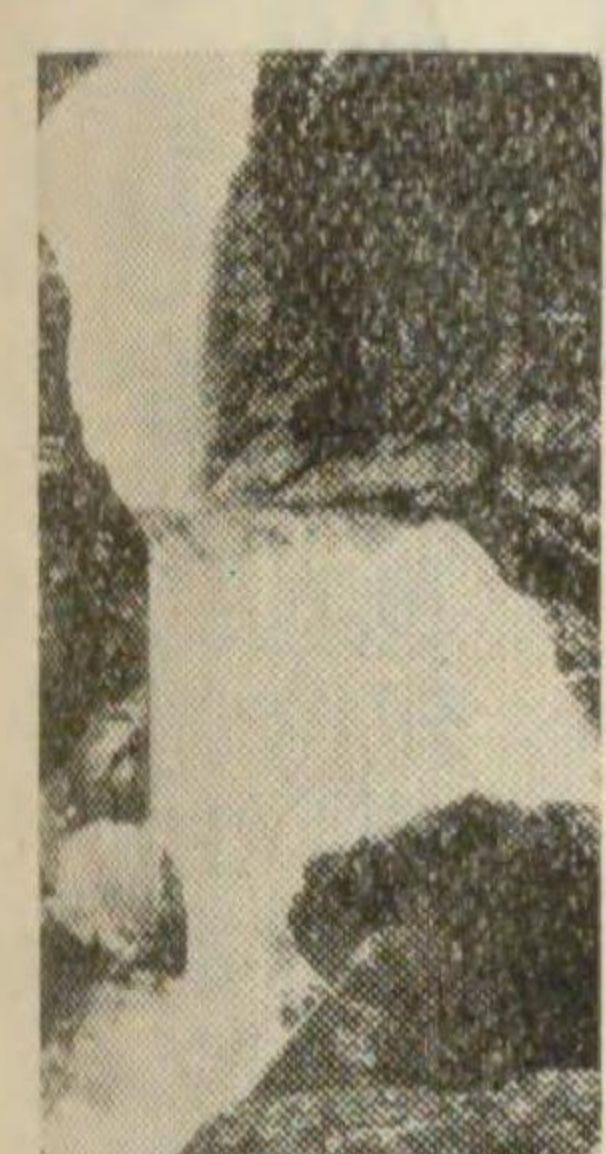
唐戸淵



貴船ヶ淵



大摺鉢



七遍返

四、大摺鉢 形摺鉢に似て廣さ約六十坪、水量多き爲め夏季水泳する者多しと云ふ。瀧は流緩く所謂だら／＼流にして、直流二十尺許、巾廣し。

五、小摺鉢 四周數箇の大岩石にて圍まる。廣さ六坪許。瀧はだら／＼流にして直流十五尺許。

六、屏風ヶ淵 又長瀬とも云ふ。長百五十尺、巾二十四尺、細長くして深し。周圍の岩石は屏風を廻らしたるに似たり。瀧は直流三十尺許。

七、貴船ヶ淵 淵は十坪許、形船に似たるより名けらる。淵の右方に小き不動石像あり。瀧の直流二十尺許。
八、七遍返シ 最上の淵にして廣さ

僅に數坪に過ぎざれども水量多く、上より見れば水流淵内を轉廻すること七回にして後下に流落つと云ふ。瀧は直流五十二尺。

安永七年夏京の人、城瓊字文琦藍田と號せし人、打下の鶴汀、畑の雪菴とともに此に遊びて記及び圖あり。村瀬栲亭此圖に跋して炎官不到落星城、六月人間呵凍玉と云ふ。此勝の京師に聞えたるは是よりなるべし。天保九年八月横田樗園此に遊び又圖畫を江都に傳へて名家の題詠を請へり。

障子	わけ入は浮世の中をへたつらん瀧つ岩瀧の音のさやけさ	中江千別
から戸	仙人のかしく白けさ見らまてにからさの淵に水のみなきる	同
大摺鉢	足引の御山もさやにさゝろきて大すり鉢に落る瀧つせ	同
小摺鉢	摺鉢の底もぬげよ落ちたきつ瀧つひゞきに山やくつるゝ	同
長瀬	山姫のいは機立てゝ朝にけに織るか長瀬の水の白あや	同
屏風	大ひらや山のかひある淵の名に峯の嵐をよそにこそきけ	同
七返回	瀧壺をうしほく神の心さや幣も七度うき沈むらん	同
魚留淵	うるくすも龍の心の無りせばかゝる淵瀬をいかで登らん	河村敏貫
障子淵	繁りあひて淵瀬はそこ知られども瀧津響は隔てさりけり	同
空戸淵	落瀧津漲る水も有ものをから戸の淵と誰名けけん	同
大雷盆	漲りて落る淵瀬は雷の怒るがこそき聲にそありける	同
小雷盆	岩間より落くる水の留りておのれさなれる鳴神の淵	同
枕瀬淵	世の塵をならせの淵と聞くからにいさゝ心の清くもあるかな	同

屏風淵 聳てる岩ほのもこの青淵に龍てふものも住ごこそきけ
 賽七淵 た、みなす岩間を水の七返り返りて落る音そはけしき
 魚留 度水穿雲一里餘、八淵勝景入看初、飛泉應似龍門趣、活潑湖流游泳魚
 唐戸 深淵百尺碧漫々、五月如秋樹影寒、忽覺到來身戰慄、波間應有蜃龍蟠
 游八淵 探奇登涉幾層巒、宛轉飛流澗樹端、絕頂泉源非易測、一聲猿叫夕陰寒
 窈窕洞門分外奇、烟蘿深鎖綠成圍、四如空谷佳人在、拒絕塵埃掩繡幃
 俯瞰深淵戰々危、顛顛斷巖石逞奇、縱死生涯無遺恨、不教俗了腹中詩
 千尺巖崖人迹稀、山靈將不使人歸、吟骸殆葬溪雲底、此語中郎未必非
 欽危絕樹幾回顛、脚下奔流眼欲眩、碧玉屏風圍絕壁、水晶步障落深淵、驚雷狂電溪光冷
 烝雨濕雲龍氣躡、只恨奇觀不可久、形神對此共超然
 前田梅園

横田樗園が江戸の諸名家に求めしものは

飛泉滄渤勢、奇絕世無倫、果足娛心目、何論畫與眞
 妙在精神飛動處、不須形似費安排、請看千尺懸流勢、渾自胸中傾瀉來
 勝似瀾溪恐罕儔、霆奔萬壑正爭流、幾人文字來相挽、奇麗難逢柳々州
 瀑布空山驚、涓々翠篠舞、下有伏龍淵、甘霖不難吐
 銀河分派是何年、快瀉懸崖澤沸泉、知得山靈愁態甚、曳來一髮白三千
 絕壁懸飛瀑、淋漓墨不乾、清風生坐上、六月午時寒
 龍尾未離地、龍頭已在雲、狂吟如可附、寄與小茅君
 飛泉懸瀑各異姿、或如練拂或鹿垂、始知八瀑源頭淨、流出芭湖八勝奇
 蕉林主人
 佐藤一齋
 菊地五山
 松崎慊堂
 野田笛浦
 林藕濱
 梁川星巖
 川田白齋

舊蹟

海津城址 百瀬村大字知内に在り。海津西庄の内なるが故に海津城と稱したるなり。今の海津村のうちには古城址と見とむべき地なし。知内村唐崎神社の地往時より古城址なりと傳へ、社の東に小高き地あり、大川、人取川左右に流れ、前面湖水に臨み、背後は沼田に接す。最も要害の地なり。本城の建設年代詳ならず。浅井三代記に據るに天文十八年海津長門守政元、高島郡の幕頭として海津城にあり、浅井氏に屬せり。伯父海津信濃守政義は大溝城主たり。政元と隙あり。志賀郡の佐々木義時彼を誘ひ六角氏に屬せしめんとす。浅井久政かくと聞き、同年四月浅井政澄赤尾清定安養寺經世東野行成をして八百餘騎にて海津城に入り、政元を先鋒として大溝城を攻めしむ。兩軍源氏濱に戦ふて和す。是より先き永正十五年八月浅井亮政赤尾駿河守をして總勢三千五百餘騎にて高島郡海津近郷所々に押寄せしめたり。此時海津城の事見へざれば、此以後天文十八年以前海津政元の築城なるべし。海津氏の後村上三左衛門、村上義明居住せり。義明は丹羽氏の臣なれば其轉封と共に此城を去れり。

○湖西誌(安永三年著)に海津政義は知内に居り、政元は森西村に居りたる由見えたり。

田屋城址 百瀬村大字森西の西北字稻山に在り。傳云、應永年間清原蓮廉より天正年間田屋山城守吉頼朝臣に至る城址なりと。搦手、駒返し、奥の丸、口ノ丸等の字存す。

角家足宅址 川上村大字北仰字 あり。地は方形にして約四百餘坪あり。口碑に云、天平寶

字八年藤原仲麿が近江に敗走したりし時の高島郡の前少領角家足の舊宅址なりと。

高田館址 今津村大字弘川の西北に字高田を稱するあり。嘉吉年間高田宮内太輔橘義忠の館址なりと云ふ。義忠は下野國高田城主、後に仁右衛門義直と稱すと傳ふ。義直の事他に所見なし。猶尋ぬべし。城址三反餘歩、土井形家中屋敷の跡もあり。中央に義直の靈を祀りて高田明神と稱す。高田家の子孫前川氏衰えて後祠も廢絶せり。明治三十三年春城址の東に接續する地を發掘して土器を發見せり。其地古墳なりしなり。

朽木氏陣屋址 朽木村大字野尻の南端に在り。南は北川を控へて市場を瞰下し、東は安曇川を隔て宮前の田野を望み、西北は洞照の山谷を負ひ、一小丘をなす。方二町餘、佐々木信綱承久三年入部以來代々の居邸なり。明治維新の後邸地奉還と共に一時官有に歸したりしが、明治三十年頃野尻の人平井某、官地拂下を得、材木を伐採し、數百年來の森林も面影なきに至れり。但し東方舊馬場は猶官有林として存す。

野尻坂砦址 朽木氏邸の東の固かためなり。坂の上巔に砦址あり。室町將軍此地に動座ありし時細川晴元來り攻む。朽木氏此に砦を構へて防戦したるなり。

伊黒城址 高島村大字高島(舊伊黒)字城垣内に在り、今園林となる。法泉坊新莊俊長の城址なり。俊長は淺井氏に屬し、伊黒村及其以前を領す。天正元年織田信長に降り、淺井氏の爲めに亡ぼさる。

或云伊黒城は打下城主林與次左衛門が出城なりと。然らば俊長は林氏と同時に織田氏に降りしなるべし。

大溝城址 大溝町大字勝野に在り。高島城と稱するも本城なり。打下城と稱するは本城にあらず。天正六年一云九年織田信澄新莊城を移して本城を築く。信澄亡びて後植田佐太郎丹羽長秀の代官加藤光泰、生駒親

正等之を守り、其後小時豊臣秀吉直轄たりしが、次て京極高次、織田三四郎の所領たり、其後又直轄となり、城を水口に引く。此時の代官を吉田修理と云ふ。修理以下元和五年までの代官歴代左の如し。

- 吉田 修理
- 織田 常眞
- 朽木 河内
- 有賀(五) 甚左衛門
- 朽木 河内
- 福井 出雲
- 蜂屋 又兵衛

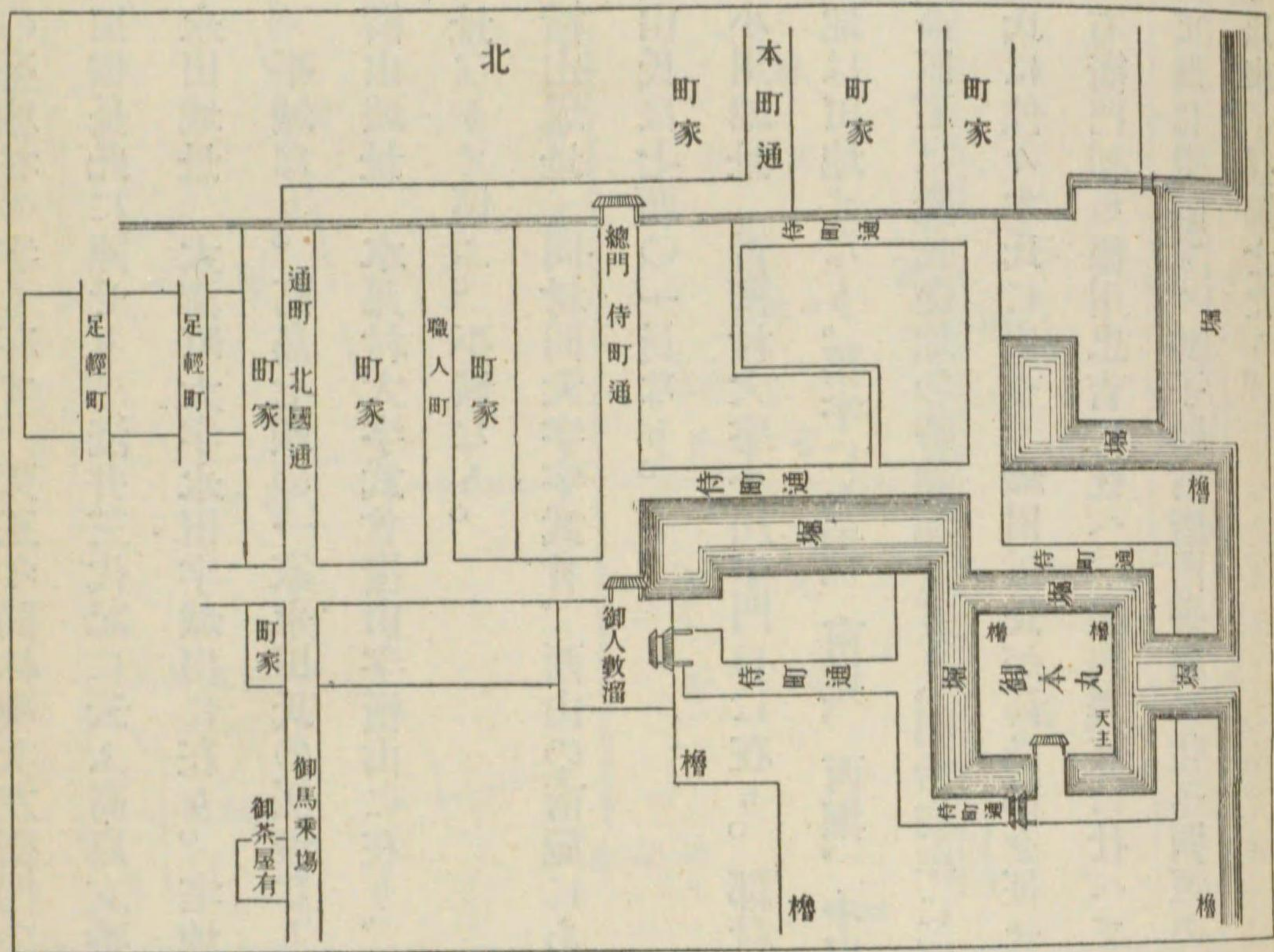
朽木河内
猪飼左膳
猪飼太郎助
朽木河内
大久保石見守内
天羽吉右衛門
天羽吉右衛門
戸田藤左衛門
初鹿野嘉右衛門
小野宗左衛門

以上は崇善寺の所傳なるが、其間誤なきを保しがたし。文書に所見あるものを擧ぐれば

- 慶長五年 朽木河内 福井和泉守 有賀甚五左衛門
- 同 六年 畑大藏
- 同 七年 小堀新介
- 同 十七年 長野内藏允
- 元和二年 白崎道巴

大溝城址は

本丸 東西三十間 南北三十間 天守臺址存す、即ち織田氏の城址なり。



分 部 氏 邸 圖

二九 東西九十二間 即冠木門内を云。
三九 東西四十六間 南北六十間 二三丸とも石垣なし、内堀
七八間又は十二三間許二十間許の所もあり、
三丸は分部氏の邸なり。

惣郭東西四丁許 南北二丁許分部氏の家中侍屋敷なり。

光信移轉以來數々公務に役して未だ築城に暇
あらずして卒す。子嘉治築城の經畫をなし、
百分一の縮形を作る。櫓門城壁悉備る。而も
又害に遭ふて果さず。かゝる間に幕府は築城
の禁を布きしかば遂に果さず。縮形は空しく
分部氏の倉庫中に有せり。

打下城址 大溝町大字勝野字城山に在り、
勝野の民家よりは凡そ二十町ありて、山の高
さ四五町許なり。二ヶ所の郭址を存し、共に
面積三百坪餘あり、廣さ一町許の石垣残り、

磯野員昌之に居り、六年織田信澄之を大溝に移したり。

五十川城址 饗庭村大字饗庭(舊五十川)の山上にありと云ふ。今は其址詳ならず。吉武壹岐守の古城址なり。吉武氏の事傳ふるところ確ならず。蓋し木津莊司の一人なりしなるべし。應永の木津莊檢注帳に吉武募、武永募、有末募、久光募、成願寺募など見えたり。皆其莊官なりしなるべし。傳へ云ふ、吉武は山門領二十四萬石の代官吉武法泉坊と云ひ高島三坊の隨一なり。法泉坊の知行八十石は同名右近、久八郎と相續せり。淺井備前守と六角承禎と合戦の時吉武城落ちて加州に退き同地府峙の一亂に戦功あり、公方に召出されて壹岐守と任官し、越後村上周防守の預家老となりて知行二萬石與力七千石合せて二萬七千石を領す。大阪亂の時壹岐守大阪同心の疑ありて知行を沒收せられ、五十川村に歸り住せりと云々。或云、元龜二年織田信長山門を滅亡せしめし時、壹岐守浪人して越後にて小地を受け、慶長五年會津征伐の時上杉景勝越後國中の諸浪人を誘き一揆を起さしむ。壹岐守越後にて村上周防守に屬して戦功あり。其後元和元年の役に故ありて亦浪人すと云々。

法泉坊址 同大字(舊五十川)にあり。伊黒法泉坊蟄居の跡なり、今は竹藪となれりと輿地志略に見ゆ。

源氏濱合戦場 源氏濱は饗庭村大字針江の湖邊を云ふ。天文十八年大溝城主海津信濃守政義、六角氏に屬せんとす。淺井久政之を開き家臣を遣し、海津城主長門守政元を先鋒とし、八百餘騎にて之を

攻む。四月五日兩軍源氏濱に戦ひ、十日淺井勢敗れて海津に引退きたり。

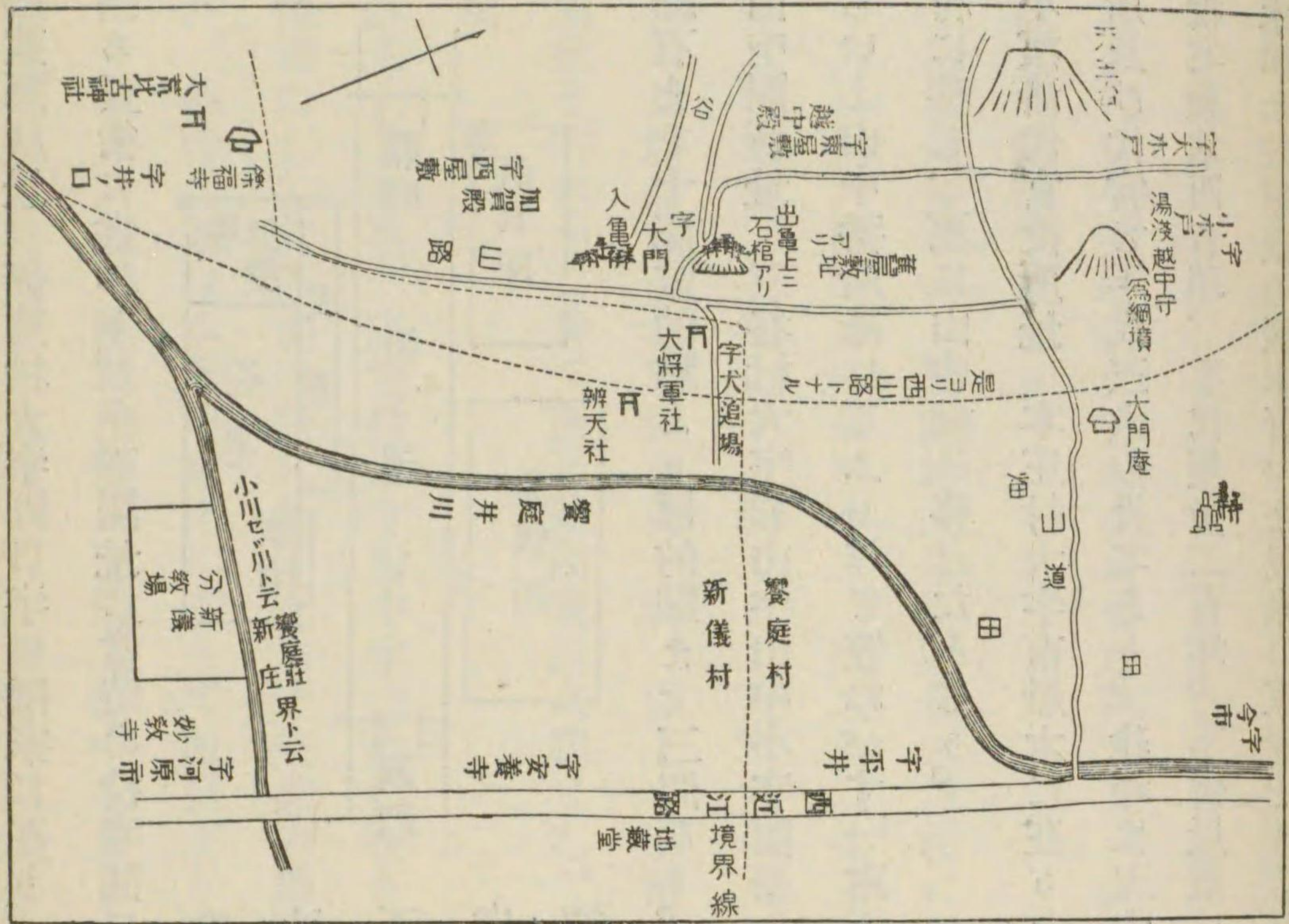
清水山城址 饗庭村大字熊ノ本舊平井に在り。清水山東西六町、南北四町、膳所藩の立林なり。高島七大寺の一清水寺は此地に在りしなるべし。清水寺の事第四章參照すべし。

清水山一に日高山又比叡谷山と云ふ。城址纔に存す。又、犬追物の馬場と稱する地あり。

佐々木越中守の城址なり。又祖高信の墳墓なりと稱するもの同所東谷に在り、周圍約二十間、饅頭形をなす。是恐くは古墳墓なるべし

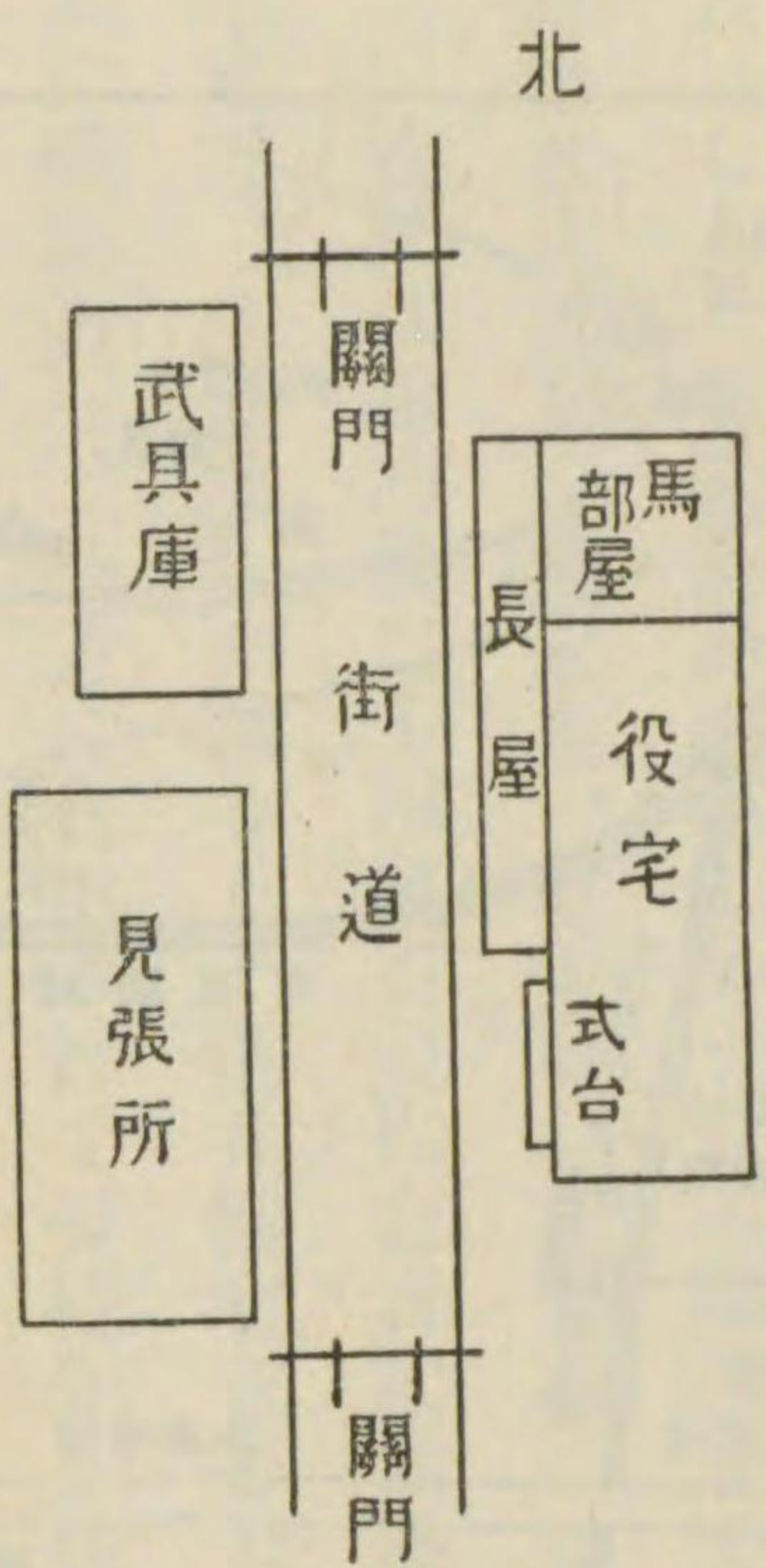
平井城址 同大字舊平井に在りと輿地志略に見ゆれども、今其址詳ならず。高島七頭の一人平井伊豫守貞秀の居住の跡なりと云ふ。

(一説には平井城即ち清水山なりと云ふ)



清水山城址見取圖

劔熊關所址 劔熊村大字野口字無限家ムゲンケに在り。關は天隈關テンノクマ一に野口御番所と云ふ。西近江路の敦賀に到る要衝に當れり。今其關址に當時の役宅間口九間奥行四間茅葺の一棟存して關役人たりし三上氏の子孫之に住す。幕末當時關所の設備は圖の如し。關址より數町を距る畑一反歩は關所の鐵砲場址にて幕末天下騷然たる際幕府は郡山藩に命じて兵士三十名を此處に屯せしめ日々鐵砲を習はしめたり。石にて築ける標的點、監的點、射擊點、今猶存す。射擊點石より監



的點石まで十間監的點より標的點まで三間なり。

山中關所址 三谷村大字杉山字山中山字關原に在り、山中番所と稱す。里人の俚謠に云ふ「ういよつらいよ山中番所降れごふいけと笠ぬがす」附近に拔道の谷あり。元和元年途中谷村に置き、其後保坂村に移し、更に山中村に移したるなり。

小濱藩代官役所址 本庄村大字南船木に在りき。創置の年代詳ならず。面積凡六百八十坪。此内に役所及び代官と手代三人の役宅あり。建坪は五十六坪餘あり。明治二年四月之を木津村に移す。代官及役宅敷地四百坪、手代屋敷二百坪。手代屋敷は三軒一棟長屋建二間に三間あり。皆舟木より引き、又木津米藏屋敷の藏奉行、米見衆の家屋をもこぼちて右の役宅等の建築に補給したり。是より從來の

藏奉行は代官の兼職となる。翌三年十二月敦賀鞠山藩を小濱藩に合併したる爲め、同藩安養寺村の代官役所を又此に引移し、手代二人を増員せり。但し安養寺村の建物は大國主神社地内に敷地を構へたり。當時の代官矢部省内は宮木かげ切と稱して、往古より神木として何人も手を入れざりし宮地の樹木を伐採し、拂ひ下げたり。

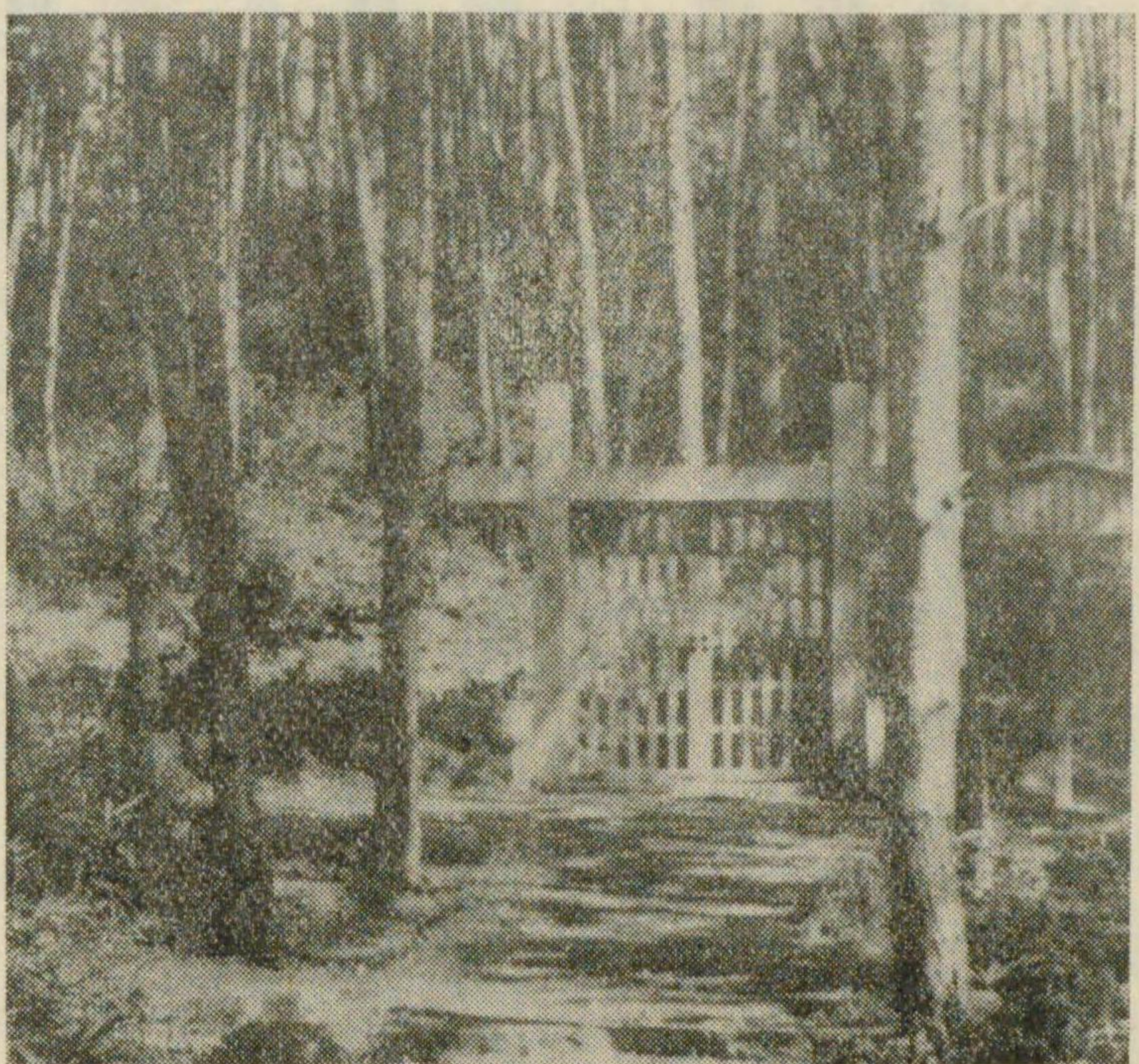
小濱藩藏屋敷址 饗庭村大字饗庭舊木津村に在り。小濱藩の米藏なり。南北二十八間、東西十六間、南の方に猶六間四方の空地あり。藏二棟、北三間に十三間、南三間に十二間。某年二ヶ所とも改築し地場二尺地盛、三間に十七間とし、東南角に九尺四方の番屋を設く。御藏奉行長屋屋敷三間に七間半足輕衆長屋屋敷南北三間東西十間。以上は明治二年五月取拂ひ、舟木代官役所を此に移せり。此時新倉屋敷を右地内に於て南北四間東西八間とし、藏の大きき二間に三間とす。

墳墓

彦主人王御墓 安曇村大字田中字山崎に在り。俗に王塚と稱す、舊南市村の共有松林地内なり。前方後圓にして其段別二段八畝十九步。三基の陪塚あり。一は本塚の正南より稍西に偏して面積二畝廿四步、他の二基は本塚の東南に在りて西南より東北に斜に相並ぶ。西南なるは一畝二十六步、次は小にして漸く八步、總域内段別三段二畝十七步あり。明治三十八年二月繼體天皇父君彦主人王の御陵墓傳説地として宮内省に買收せられ、十月以後墓丁を置かる。

胞衣塚 同村大字三尾里字里出(鴨村に通ずる路傍)に在り。圓塚なり。面積廿歩、高八尺頂上徑二

十尺、基底周圍百二尺。上に松樹二株あり、幹圍五尺及び六尺五寸、高各四十尺なり。猶一株俗に「ごんでんの松」と稱したる老松ありしが、明治卅六年七月の大風に倒れたり。ごんでんは此地の字なり。御殿の訛にして繼體天皇の宮址ならんと云ふ。塚の附近の小流を御殿川と云ふ。此塚又相傳へて繼體天皇胞衣塚と稱す。



彦主人王御墓傳説地

武田元明墓 海津村大字海津寶幢院の墓地に在り。墓石は五輪塔高三尺六寸。文政七年冬十月元明八世孫小濱藩臣武田信成が再建したる所にして、正面に號法雲寺殿文甫紹昌大居士前若狹大守源朝臣元

明之墳天正十年宿次壬午秋七月十九日卒と刻せり。傍に小さき五輪の古墓四基あり。殉死の家臣が墓なりと稱す。(元明傳第六章人物參照)

松平大貳灰墓 海津村大字海津正行院に在り。(大貳傳第六章人物參照)

西與一左衛門碑 海津村大字西濱蓮光寺に在り。建設年代詳ならず。

關白頼通塔 川上村大字酒波日置神社にあり。高八尺の五輪塔なり。建設年代詳ならず。一に云、尊氏塔なりと。共に口碑に傳ふる所なり。

知良々儀右衛門碑 朽木村大字麻生、知良々橋傍にあり。地良々刑部墓の六字を刻す。知良々氏は此地の名族なりしも今は後胤なし。傳説に云ふ、寛正の始め朽木家の領内の山野は民有の境界の定まれるものなし。此に於て比隣相争ひ、相敵視する状態なりしかば、儀右衛門は舊慣を按じて境域を立て、相犯すこと勿らしむ。領主之を聞き、其事僭越なりとて捕へて獄に下す。蓋し此事不利なるものゝ怨嗟を受けしなり。儀右衛門幽囚數年、寛正五年八月十五日獄中に死す。没後村民正月五月八月の此日を以て冥福を修す。

近藤守重墓 大溝町大字勝野瑞雪院に在り。(守重傳第六章人物參照)

中江藤樹墓 青柳村大字上小川字愛神玉林寺に在り。墓域縱四間半横五間にして石柵を廻らす。享保六年九月諸國の同志二百餘人協力して此石柵を造る。同月成り、京より岡田以安、山田由元、木野自安、河合徳右衛門、辻彦右衛門憲尙等來りて墳墓を祭る。柵内に藤樹及其母北川氏其子常省の墓あり。藤樹の碑は高五尺五寸巾一尺「藤樹先生之墓」の文字は三方三右衛門の筆なり。三方氏は京都の人履歴詳ならず。常省の碑は高五尺九寸巾一尺「中江彌三郎之墓」の文字は大津伊上佐市の筆なり。北

川氏の碑は高五尺五寸巾一尺二寸五分「中江徳右衛門妻北川氏之墓」と刻せり。藤樹北川氏相立び常省のは其左側にあり。

古藤吹起卓眞風、負笈擔囊如水東、天産玉芝何易稿、墳生蕭艾却凡々 謁藤樹先生之墓 安原貞平

儒宗自脩一家風、脈々餘流西又東、塚上茅廬人不見、秋情長引草凡々 和之 遠藤謙室

學規多補國家風、刻石令聞鳴日東、吝天才使後世恨、馬鬣墳上草凡々 同 松井原泉

渡忠秋碑 本庄村大字南船木西光寺に在り。明治四十五年四月の建設なり。

實賢律師塚 新儀村大字藁園字合歡木に在り。塚上に松の大木繁茂せり。實賢律師は本願寺蓮如上人の第二十一子にして堅田慈敬寺の祖なり。加越巡化の際病を獲、歸路海津より湖上船中病篤く深溝に上陸して遂に歿す。時に大永三年八月三日なり。即得寺にて此に葬る。

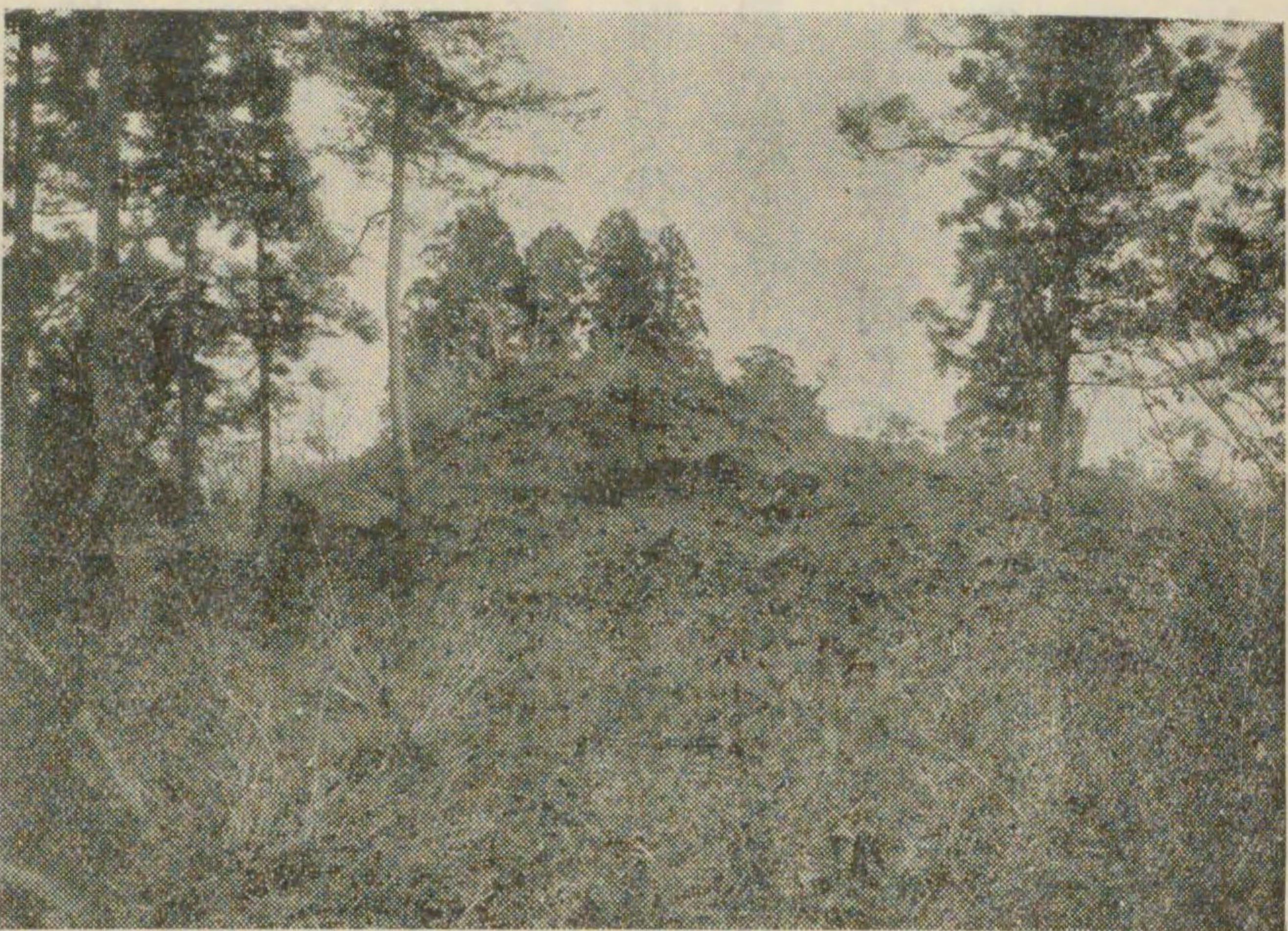
八田三河守夫妻墓 新儀村大字新庄字兩手の道傍に在り。八田三河守の事蹟詳ならず。八田氏は高島氏の老臣多胡上野の家臣にして、八田高助兵衛は徳乗寺の開基なり。大善寺過古帳には永祿八年五月十八日死榮學院祖山鎮軒居士八田右京亮、天正十一年十月廿五日死慶性院琳達順惠大姊右京亮妻と見ゆ。此墓は此二人のものにや。

古墳 古墳は本郡各地に散在せり。之に後世種々の傳説を附會して、其上古の古墳なることを忘れしものあり。又長き年月の間には小なる圓塚等には次第に削夷せられて全く形跡なきに至りしものもあるべし。稻荷山古墳の如く相當の大きさありしものさへ既に本來の形を失ひしにても推定するに難からざるなり。今左に主要なるものを列舉し、此等の傳説をも附記すべし。

齊頼塚 西庄村大字牧野字西牧野雜木林二反歩に在り。

前方後圓の古墳にして後圓部に石槨存せり、其羨道は高五尺、玄室は高十尺長さ全部にて十八尺あり。前方部は石槨破壊せられて其石材附近に散在す。是を前九年役に源頼義に從ひて戦功あり、又鷹飼の名人として知られたる善積齊頼の墓なりと傳ふるは誤なり。塚の附近に塚二あり、是陪塚なり。其一は東四町餘隔りて田の中に在り、小藪に藤蔓延して一面に纏へり。俗に齊頼の嫡子藏人良行の墓と稱し一は其弟の墓なるべしと稱す。孰れも眞に非らず。

御塚 同村大字蛭口字醍醐に在り。高六尺底徑十八尺の圓墳なれども、昔は尙大なりしならんと推測せらる。古墳



なり。傳説に云ふ、元弘の昔後醍醐天皇播遷し給ひし時、青蓮院宮の此地に隠れ給ひしこと十二年な

りき。其歸京の際に宮殿の什器を此に埋没したるなりと。

横穴 百瀬村大字森西の西南隅宇稻山以南青地山に散在す。其數二十ヶ所以上なり。構造は大なる自然石なり。

王塚 川上村大字日置前字平ヶ崎の西端なる山林に在り。一に丸山と稱す。一大圓墳にして其高さ二十四尺、周圍底部にて三百六十尺、頂點にて六十尺、其中央に徑十二尺試掘せし迹を存す。側に徑一尺の松樹あり。雜木全面に繁茂せり。傳へ云ふ。押勝叛せし時に戦歿し給ひし鹽燒王の陵なれば王塚と云ふと。中古以來酒波と平ヶ崎との繩目堺の定林として之に樹木を植ゑ、成木すれば伐採したり而して伐採毎に大に祟ると稱して村人之を恐れ毎年五月と十一月との二十七日に神酒を供へ、懇に祭祀を怠らざりしが、近代に至りて廢止せり。

見越塚 同じ平崎の東南街道に副ひたる川流の東方田の中に在る小塚なり。高島郡領角家足の墳墓なりと傳ふ。

白米塚 同村大字北仰字 にあり。徑約三間高六尺餘あり。近來土民四方より掘崩して小形となり。一の古墳なるべし。傳へ云ふ、文治三年二月修驗者十二人神主家に來り一飯の施行を懇望し且つ明神の社頭に通夜せんことを乞へり。神主之を諾し、一同に一飯を施したれば、修驗者は直に社頭に到り拜殿に仕候せり。一人密に神主に私語して、我等は判官義經公の從者なり、決して無禮は致さ

じと云ふ。村民等之を聞いて大に驚き米穀野菜類を持參し、力を盡して饗應せり。修驗者は大に悦び兜巾扇子小劔等を社壇に留めて去れり。依て村民は米穀野菜及び彼等の遺留品を取集めて土を盛り、白米塚と稱したりと云々。貞享二年幸福寺の住僧良瑞、古來の傳説に基き法華經を一字一石に書して此に埋め、塚上に大乘妙典一字一石の碑を立つ。それより經塚と稱するなり。安永天明頃流行したる潮來節好此節といへる俗謠に倣ひ一俳諧者が修驗者のことを詠じて、いつか忘れよか北仰の森の宮の社壇にねたことを。(一説に作者を當時の修驗者の一人なりと云ふ)此歌北仰のみならず、全郡中に傳播して白挽又は粉挽、子守唄に謠ひつゝあり。此謠について又一の傳説あり。一の子守、社壇に晝寢したるに、孩子是社壇より落ちて死したれば、一家大に驚き、直に子守を放逐したれば、其子守は時々此謠を謠ひたりと云。

葦積塚 今津町大字弘川阿志都彌神社舊境内(小字上野原と稱し、西近江路を以て現境内と切斷する山林にして明治三年國有林に編入せられ、同三十四年神社有となりしが、更に同三十九年陸軍省所轄地となる)の東南隅と東北隅とに在る二基の古墳を稱す。一に將軍塚とも云ふ。其距離凡五百八十尺、南なるは大にして二段となれり。高さ二十尺周圍三百尺、北なるは小にして高さ十尺周圍二百尺共に圓錐形をなす。傳へ云ふ、上古此善積莊に住せし葦積將軍の塚にて南なるは其遺體を埋藏し、北なるは器具類を埋藏したるなりと。日本書紀推古天皇三十一年に小徳近江脚見臣飯蓋ありて征新羅副

將軍たれば或は此人の塚ならんか、將軍塚と稱するも其の爲めなるべし。

圓山塚 同町大字弘川字堀切に在り。高さ凡六尺周圍百八十尺あり。圓形にして頂上徑四十二尺平坦なり。塚を中央として高三尺周圍凡六百尺の堤防形のもを繞らす。但正東の部分二十尺許は築かず、恰も低き竈の如し。明治十九年秋、此地の所有者同大字前川七郎發掘して鏡一面（徑四寸許裏に人物模様あり）鎧袖刀劔の破片を得たり。又此塚より正東凡百八十尺の所に一塚あり。高凡十二尺周圍二百十尺ありで、稍楕圓形をなし、頂上徑三十尺平らかなり。共に傳説なし。

思子淵神ノ塚 朽木村大字岩瀬の北端小字畠福に在り。長さ六間幅二間餘、高一間半あり。其隣接地を思子淵田と云ふ。

拔塚 ぬきつか 同村大字宮前坊、坊村天滿宮の西北路傍に在り。肉塚又は爪塚とも云ふ。水田の爲めに屈折す。長八九間、幅五尺、高三尺に過ぎず。坊村は元、坊村少將の舊領にして承久年間朽木氏入部に際し、少將之を防ぎて利あらず、終に捕はれて手足の爪を抜かれ、刑死す。此其塚なりと云ふ。

鶴塚 安曇村大字三尾里字石橋墓地に在り。花崗岩の寶篋印塔一基を建つ。高十四尺、塔身長四尺周圍十尺、西に面する所に佛像二體を刻す。明治三十三年頃の大風雨に此塔倒れ、下より朱粉の水に溶けたるもの流れ出でし事ありと云ふ。傳へ云ふ、後堀河天皇の時吉武壹岐守と云へる者あり。或は一雌鶴を射殺したるに其頭見えず。翌年又一雌鶴を射殺したるに其翼下に雄の頭を藏したるを見る。

依て之を哀みて此塚を築きたるなりと。此地は廢滿願寺址にして小字を一に門前とも稱すれば、或は同寺の供養塔ならんかと稱するものあれども、或は然るべき人の墳墓なるべし。

皇子塚 高島村大字下拜戸水尾神社境内に隣接せる國有上地林（舊神社林）内にあり、境内を距る約一町。其面積三十餘間四方あり、土俗皇子塚と呼ぶ。

古墳群 同村大字上拜戸山林一町歩に亙りて古墳七箇現存す。其一の石槨は露出して羨道高さ幅各三尺長四尺、玄室長十尺幅五尺、高六尺あり。輿地志略に土俗相傳ふ。上古火雨降し時隠れ住所なりと云とあり。

稻荷山墳 水尾村大字鴨に在り。第二編第四章上古の文化項參照すべし。

大將軍塚 新儀村大字太田字若宮 舊字大將軍 に在り。周圍松檜雜木繁茂せり。阿曇比羅夫の墳墓なりと傳ふ。（阿曇は阿倍なるべし）

此花は比羅夫太田の墓の前
冬枯や將軍塚のひこり立

戸田可靜（加賀）
長谷川瑛雀

第六章 人物

武人公人

田中吉政 初長政、幼名竹、久次、久兵衛と稱す。父は總左衛門重政。先祖は本郡田中村に住し、伯耆守嵩弘が時より田中を稱號とす。嵩弘が男は重政なりと云ふ。吉政天文十七年に生る。初め宮部善祥房に従ひ因幡國鳥取に在り、後豊臣秀吉の命により、三好孫七郎秀次に屬し五千石を知行す。秀次生害の後秀吉に仕へ、天正十六年三月十七日從五位下兵部大輔に叙任し、十八年十月二十日三河國岡崎城を與へられ、額田賀茂兩郡の内に於て五萬七千四百石を領す。文祿四年八月八日同國西城及び尾張國智多郡の内三萬石を預けられ、その後加増ありて八萬五千七百石餘を領す。慶長元年七月二十七日三河國の内にて一萬四千二百石餘を加へられ、都て十萬石を領し秀吉より諱字を許されて吉政に改む。五年徳川家康が上杉征伐の時吉政男吉次と共に從ひ、下野國小山にて石田三成旗を擧げしにより軍を返す。依て吉政、近江は生國にして地理を知らば先鋒たるべしと請ひ、七月二十六日上方に發向し、福島正則、池田輝政、細川忠興其他の諸將と共に岐阜城を攻む。三成岐阜後詰の兵を遣し、かば、吉政、黒田長政、藤堂高虎等諸將と今渡の邊に迎へて敵を追崩す。此時駿遠參の城々は譜第の諸將をして守らしむるにより西尾岡崎の兩城を水野勝成松平忠頼に渡す。九月十五日家康、野上と關原との間に陣をすへ、吉政父子先鋒に列し、既に關原に至りて備をなす。三成小關村より輕卒を出して戰はしむ。吉政父子及び忠興長政等兵を進めて挑み戰ひ、敵若干を討取る。此日三成等が兵利を失ひ退散す。十六日筑前中納言秀秋及び福島、池田、藤堂等の諸將と同じく佐和山城を攻むと雖も城堅固にして落ざりしかば、吉政水手郭より金堀を城中に入れて放火し、城遂に陥る。二十二日家康は吉政が手にて敵兵中島宗左衛門某父子を生捕しを賞し、三成は越前さして落行く由なれば速に召捕ふべき旨を命ず。よりにて家臣等に下知して三成が所在を搜し求めしむ。二十三日三成、近江國の草野に身を隠し、樵夫の體にもてなし伏し居たり。男吉次が先手田中傳左衛門正武怪みて之を問ふ。三成樵夫の由を答ふ。然ども其面をよく知れる者ありて、之を生捕て大津の陣營に獻す。是年關國を分ちて諸將の功を賞せられ、吉政は岡崎、西尾を改めて筑後一國三十二萬五千石を賜はり柳川城に住す。此時從四位下に昇る。後、侍從に進み、筑後守に改む。十四年二月十八日江戸に上るの時伏見の旅亭に於て卒す。年六十二、崇嚴道越圓光院と號す。京都黒谷に葬る、男筑後守忠政の時嗣なくして家絶ゆ。寛政譜、橋氏に收む

田中清六 田中下城村の人にして田中吉政の一族なり。豊臣秀吉に仕へて近江八幡山の留守居たり後徳川家康の麾下に屬して慶長五年關ヶ原役に從ふ。(敦賀志稿には田中吉政の手に屬して兄田中清左衛門と共に石田三成を捕ふとあり。關原始末記等に傳左衛門とあるは清左衛門の事なるべし。)其時長刀一口を賜りて敦賀表の仕置を命せらる。六年佐渡國檢地奉行となりて彼地に渡り、相川にて金礦を發見し、又命を受けて之を經營し、其產出盛なるに及びて、致仕して敦賀に退き、敦賀濱に藏屋敷を建て、金山御用を勤めたり。其時船は北國諸浦の諸役を免除せられ、其船數は七艘あり。年老いて京

都に隱居し同地に歿す。時に慶長十九年八月二十日なり。享年不詳、子孫敦賀に住せり。

武田元明 孫八郎と稱す。若狹守護大膳大夫義統の子なり。永祿十年四月父卒して封を襲ぐ。時に家臣、其領地に割據して元明に叛く。十一年八月越前朝倉氏の兵來り攻め、守禦力竭き、越兵と和し越前に幽せらる。元龜元年織田信長、丹羽長秀を以て守護とし半國を領せしめ、其餘を國人に頒つ。天正元年八月信長、越前を伐ち朝倉氏亡ぶ。九月元明免れて國に還る。此時長秀、小濱城に在りしを以て元明神宮寺に入る。九年三月逸見昌清死し、子無かりしかば、其遺領を分ち、三千石を元明に與ふ。是より先き舊臣武藤景久内藤越前等諸將相謀りて元次が舊科を赦して一州の旗頭となさんことを乞ひしも聽されざりしが、此時僅に采地を賜はりしなり。十年六月信長弑せられ、諸將州郡に分封す即ち長秀は一州を領し武田氏の舊臣を追ふ。七月長秀、海津に在り。元明を招致して寶幢院に殺す。年三十一、熊谷平右衛門及び弟佐兵衛、元明に従へり。佐兵衛は變を聞いて門戸を踏み破つて入り、七八人を斬殺して自殺す。平右衛門は佐兵衛の遺言にて元明の夫人男女を助けんと欲して歸りしが、長秀已に神宮寺を襲ふて夫人を擒へ、二男一女も所在を知らずと聞き、氣山村に隱る。元明の夫人は京極高吉女にて秀吉の妾となり松丸殿と稱す。(元明一に元次とす)

吹田高久 木戸城主木戸秀貞の子なり。吹田肥後守重親に養はれて吹田城主となる。荒木村重の織田信長に叛きし時攻められて城陥り、父子池田城に通る。天正十六年九月豊臣秀吉領地を給し、十九

年關白秀次に仕へしめらる。秀次生害したる時高久同罪に問はれたるも遁れ隱る。慶長十九年正月十九日高島郡に卒す、行年六十九。吹田氏系圖

新莊東玉齋 新莊直頼の弟にして名は直忠、入道して松庵東玉と稱す、直壽(雜齋)の兄なり。後二人共に秀吉に仕へ、直頼の天津城を守りし時二人ともに其羽翼として之を助く。舟木村に新庄城址あり、東玉齋後に此に退隱して病で歿す。歿年不詳。孫武左衛門は浪人したりしが、京極家に召抱へられたり。

山田直政 山田氏は佐々木義賢の三男豊浦冠者行實の裔也。世々佐々木氏に仕へ江州奉行評定人たり。主水正經豊は打下村に退居して最勝寺を開く。十兵衛尉直兼は佐々木氏が今川氏を援けし時義元と共に桶狭間に戦死す。其兄弟に越中守直勝と云ふあり。佐々木没落の後は京極高吉に仕ふ。多賀豊後守が妻の懷妊のまゝ離別したるを妻とし男子を生む。其男も京極氏に仕へ京極高次は多賀の實子の故を以て多賀越中守と稱せしめ又實父豊後にも謁せしむ。母も其家に引取られて歿せり。直勝は後に與右衛門尉と稱し打下村に退隱して歿す。墓は最勝寺に在り。直勝に猶一女一男あり。一女名はおさき高次夫人常高院淺井長政二女に近侍して吉原と稱す。高次に肥前名古屋の陣に従ひ懷妊して京に歸りて忠高を生む。忠高より若狹國三方遠敷二郡の内にて千五百石を賄料として給與せらる。後に豊臣秀頼の馬廻吉田治五右衛門に嫁せり。一男は即ち直政なり、孫助と稱す。諸國武者修行の後初て豊臣秀勝に仕へ

山崎合戦の時殊功あり、秀吉より當座の褒美として着用の唐更紗の羽織を賜ふ。秀次附となり、浪人して石田三成に仕へ關ヶ原役には亦武功を抽んで、役後山内一豊に召されて土佐に赴きしが、山田氏は京極家の舊臣たり且は吉原の由緒にて若狹に來りて再び京極家の臣となれり。寛永九年四月二十二日年七十餘にて其地に歿す。墓は打下最勝寺に在り。子孫猶京極氏に仕ふ。山田系譜

西與一左衛門 幕府の代官なり。阿波徳島藩士の家に産れ、江戸にて旗本西氏の嗣となる。名詳ならず。初め徳川綱吉の神田御殿にある時、書替奉行を勤め、延寶八年綱吉の子徳松附となり、天和元年西丸に従ひ、麩米百俵月俸三口を給ひ、同三年徳松逝去によりて十一月二十五日御勘定となり、元祿三年十二月二十六日五十俵を増加せられて月俸を廢せらる。四年二月豊後、豊前、筑前、筑後、伊豫等を巡見す。七年六月三日御藏奉行に徒り、八年十一月十一日代官となる。高島郡舊甲府領各村の代官となりしは元祿十四年より寶永二年に至る凡五ヶ年間なり。性清廉にして民を愛し、賦税を輕減す。無地高の名目を擧げて荒地の田租を免し、沿革篇第五章 租税參照 大川の漁税、累年不漁の爲め民の苦むを見

幕府に請ひて十二石三斗なりしを三石とし、又西濱の民風波ある毎に宅地の被害甚しきを憐み、元祿十六年夏幕府に請ひて銀三十五貫を得、水涯の石垣を築けり。西濱の民永世其恩澤に浴す。寶永三年信州代官に轉じ、三年許にして歿す。其歿年享年詳ならず、蓋し寶永六年なるべし、歿日は七月十五日なり 村民彼が恩澤を記する爲め、蓮光寺に碑を立て、毎年法會を修す。子内藏助某正徳元年二月十四日に死し、某氏の男健殿右衛門某遺跡を

繼ぎ、御勘定に列したりしが、同四年三月五日老女繪島の事に坐して改易せられ、家絶えたり。

芥川九郎兵衛 其先は甲賀浪人にして大溝を過ぎて分部侯に召されし者なり。人に諂はず、物に拘はらず、氣剛にして正しき性なるが、殊の外家貧しく、其子をして林道閑が許へ袋もたせて糧を借らせ暮し、いつ返すと云ふ事もなければ、幼な心にも餘りしげくにて家に入かね、道閑が表の垣根にもたれて泣居たるを聞附けては、又米かりに來たるよと云ひて心よげに袋にこぼるゝばかり盛りて遣しけるとなん。其子九歳にして召出され、元服して七郎兵衛と名乗る。日向飢肥の伊東侯への使者を命せられしに、有司も常に貧しきを憐み、路費の事も願ひ出よとありしが、家に歸り父に此由を告げ有司の慈をも語る。父は年老いて病床に形ばかりの薦屏風引廻し臥居たるが、遠國の使者は士の本意なりとて嬉しげに起上り、我等小祿の身なれば何その時は火急に調度の事も成難ければ、若き時より心懸ぬるが、身には其用なくて老いぬ。今死なぬ内に用立つこそ本意なれ、是を以て御使を勤よとて紙子蒲團の破れより黄金五枚をとり出して與へたり。七郎兵衛使命を果しての正月、小頭に補せられ祿をも増給され、其明年代官役に進みたり。寶曆中百姓一揆起りし時、七郎兵衛一人の才覺にて故なく解散せしめたりとなり。

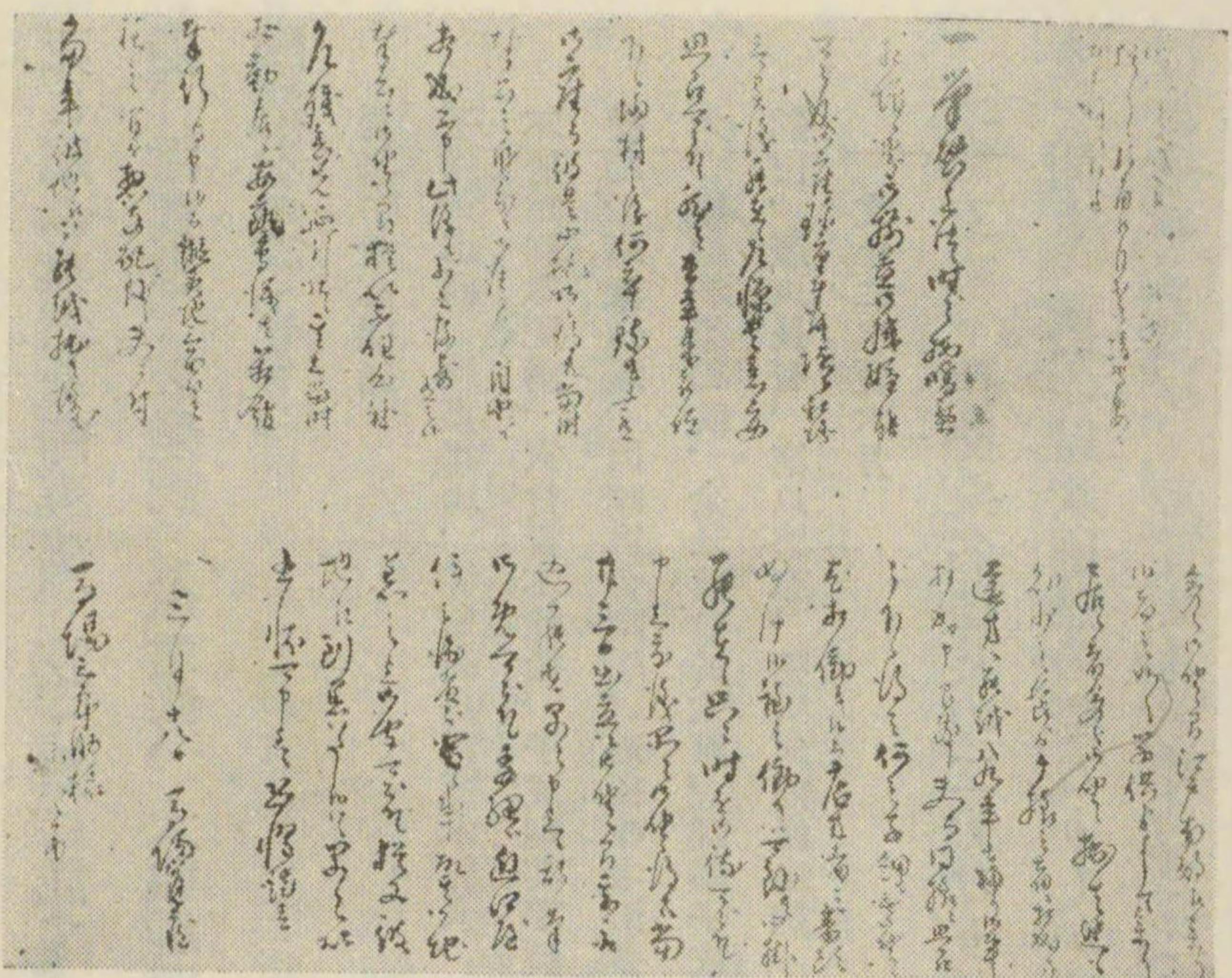
原田平八郎 字は伯鮮、南轅と號す。寛文八年に生れ、七歳にして父を喪ひ、家督を繼ぎ、八九歳より分部侯の左右に出仕して、行年七十一歳にして歿するまで勤續すること六十餘年なりき。元祿八

年侯が丸岡城受取の命を受けて赴くや、平八郎痘を病みて臥したりしが、疾を力めて之に従ふ。爲人温厚篤實にして夙に陽明學を好み中江常省に従學し、後江戸に上りて道を三輪執齋に問ふ。伊藤仁齋が語孟字義、童子問を讀むに及んで東涯の門に入り、篤學を以て稱せらる。昔て佐治心齋と共に王龍溪語錄全集を藤樹書院に寄附す。心齋

通稱安左衛門、又大溝藩士なり、寛保四年二月二十五日に歿す年八十三子太冲字は知充、龍江と號す、元祿十年に生る。十七歳にして出仕し、七十三歳致仕するまで勤続五十五年。性温厚にして能く君父に事へ、又學を好んで東涯に學ぶ。安原貞平、別所蘭阜、中村徳勝等と皆同學を以て相善し。安永四年九月歿す。年七十九。

別所友正 大溝藩士なり。通稱九兵衛、蘭阜と號す。後に入道して全亭と改む。分部光庸光實に歴仕し、田祿百石を給ふ。寶曆九年八月藩の財政困難の際なりしかば、家老職にあげられ、勝手方、惣領分收納方、惣元締役を兼ね、役俸百五十石を加給せらる。修身堂設立の經費を商議したる時財源を山澤開墾に得んことを主張すと云ふ。寛政三年十二月二十日事故あつて職務を免せられて退隱す。同九年六月養老の資として三人扶持を給ふ。享和元年十一月十九日歿す、年八十。

馬場正通 字は子成、通稱源二郎、後右源次と改め、又寛藏と云ふ。青柳村大字青柳の人三郎助の二男にして、安永九年に生る。幼にして學に志し、結髪して大溝侯に仕へ、寛政九年、十八歳にして初めて江戸に従役し、翌年國に歸る。正通もとより志遊學にあり、係累を肩とせず、病を以て仕を辭し、父兄に請ひて江戸に遊び、三河田原藩の鷹見爽鳩に就いて學ぶ。こと數年なり。佐藤一齋と同門にして乃ち交を訂す。時に正通家産甚だ豊かならず、學資頗る給せずと雖も、刻苦精勵、志益堅く、才藻に富



めども、詞章記誦を肩とせず、經世を以て念とす。偶々幕府、松平忠明、石川忠房、羽太正養等に命じて蝦夷地を巡檢せしむ。正通乃ち正養の部下湯淺某に屬して一行に加はる。發するに臨み、吟じて曰く、

三歳東都客、春色一心悲、更館河邊柳、雙淚長於絲。
阿處無天地、天地即我居、誰知南國鳥、今爲北溟魚。
正通の江戸を發せしは享和元年二月に在り。三月末南部佐井港に至り、四月一日海を渡つて箱館に達す。是より蝦夷内地を探り、終に國後島の跡彌アトイに至る。蝦夷山中作と題する詩に曰く

昨浮南部海、今陟北毛山、天涯道無限、不知何日還。
此年十月江戸に還り、勘定奉行中川飛驒守忠英に仕ふ。既にして志を得ずして辭去し、尋で箱館奉行羽太正養に仕へ頗る知遇を蒙る。文化元年正養の任に函館に就くや、正通從役し、正養に乞ひて其地に學舎を設け、

徒を集めて學を講ず。從學する者漸く多し。然るに未だ期年ならずして危疾に罹り、文化二年春江戸に歸りて遂に起たず。三月二十七日滿腔の志業を抱いて歿す。年二十六、駒込蓬萊町の清安寺に葬る。死に臨み墓銘を師爽鳩、友一齋に託す。著はす所造幣策、邊策對牒、萬木雜稿、長夜餘論、蝦夷今古變、浮寶志、天變說、弑君辨、大福神論、ゆるき物語等あり。正通の兄三郎助の家は今に存して醬油釀造を業とせり。

馬場子成墓碣銘

子成諱正通、姓馬場氏、江州高島郡萬木村人、考諱正利、妣上田氏、子成幼志學、稍長請父兄遊學、因來江戸從余數年、志在經世不屑爲詞章記誦、家貧資不能給、子成則其志益堅、既而從朝士湯淺君於蝦夷、還仕度支官中川公、不得志辭、又任宮館尹羽太公從役焉、頗蒙知遇、因請資金講學、而從學者漸多至、今茲乙丑罹危疾還江戸、遂不起、實以三月十七日卒、距生安永九年得年二十有六、瘞駒巷榮松院、余赴藩命於太原、既歸子成以其前一日卒、不得而訣也、遺言托墓文於予及大道、於是大道爲之銘、而余叙之、銘曰、蹶以長智、窮以堅志、噫嘻何前修之媿

文化二年夏六月

江戸佐藤坦銘三河爽鳩九叙

三宅玄章 伊勢桑名藩某の二男なり。某年大溝に來り寄食したりしを、分部光實其理財の才に長せざるを聞き、藩の財政困難の際なりしかば、登用して整理の任に當らしむ。玄章銳意釐革に當り、財政に餘裕あらしむ。光實其功を賞して三宅氏を嗣かしめ、享和元年六月家老職となし、秩二百五十石を給與す。文政四年五月二日歿す。年六十九。

近藤守重

重藏と稱す、

正齋と號し、

晩年別に昇天真人と號す。

明和八年江戸駒込難聲ヶ窪に生る

父を右膳守智と稱す。世々幕府の與力なり。寛政元年十二月與力見習に補す。二年七月二十二日父退隱して其後を襲ふ。六年聖堂に學問試験を受け最優等を占む。七年六月長崎奉行附出役となり、九年十二月支配勘定に補せられ、更に關東郡代附出役となる。同月蝦夷地警備の事を論じて幕府有司に建白す。翌年使番大河内政壽の部下に屬して蝦夷に入り七月進んで擇捉に至る。猶各地を巡視し翌年江戸に歸る。即ち蝦夷地取締御用を命せられ、三月勘定役に進む。是月再び發して蝦夷に赴く。翌十一年七月擇捉に入り高田屋嘉兵衛に同地の探檢を命ず。翌春守重、嘉兵衛と共に擇捉に至り土人に生業を授け教化を布き、鄉村の制を説く。明和安永の間露人擇捉島に往來し、就中イジュクは久しく留住せり。此年守重彼の住地を再尋し、其建る所の十字架を仆し、カムイワツカオイと云へる高地をトして木標を建て、同行の水戸藩士木村謙次をして「天長地久大日本國」と書せしめたり。守重は十年十一年彼地に越年して十二年十二月歸府、享和元年二月二十四日又蝦夷に出張十一月二十七日歸府、此時關東郡代附を罷められ専ら蝦夷地事務を掌る。二年四月五日蝦夷出張、十二月十五日歸府。文化四年六月又蝦夷出張、利尻島より石狩原野を探檢し十二月歸府、將軍家齊召見して其狀況を問ふ。特例なり。同月松前奉行附出役となる、五年二月晦書物奉行に轉ず。此後蝦夷の事に關せず。文政二年二月大阪弓奉行に轉ず。此任地にある、第宅を築き柵閣を起す。大塩平八郎之より奇禍を生せんことを慮り、毀つべき旨を説く、守重きかず。又千種大納言の女を娶る。時人配偶の適せざるを譏る。四

年三月勤方不相應の故を以て免黜せられ、小普請入となる。第宅等の事之が因たりしなり。守重博覽強記にして書讀まざるなく、器識極めて高し。其蝦夷に出入してより公務倥傯大抵家に在らず。而も著書數部あり。書物奉行たるに及んで諸書を涉獵し、編著數種あり。文化七年十一月自著を幕府に献じて賞賜あり。大阪より歸府して又左の書を献す。

右文故事三十卷

憲教類典凡千卷

寶貨通考三十卷

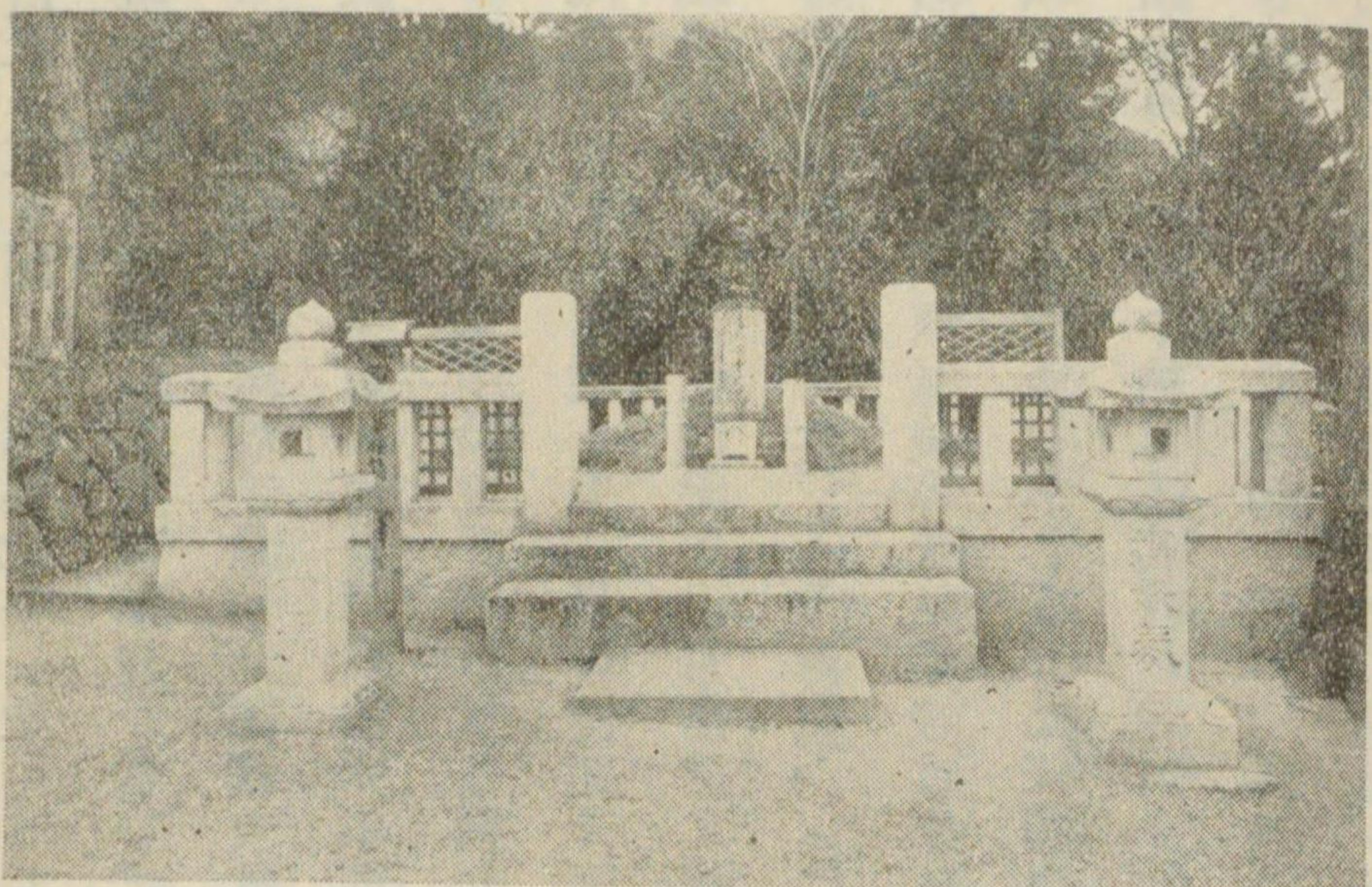
邊要分界圖考十五卷

外蕃通書前篇十卷

外蕃通考三十卷

其他金銀圖錄^{七冊} 金銀貨解説^{不詳冊數} 正齋書籍考^{三冊} 經書部歴史部^{五冊} 同後集^{三冊} 書籍談書部^{七冊} 鈞古訓書跋、金澤文庫考、好書故事、富士の煙^{二冊} 續蝦夷草紙^{三冊} 近藤巡夷錄^{一冊} 蝦夷奏議^{一冊} 及び蝦夷地理に關する雜錄數種あり。未完の著述又多し。大溝藩に謹慎中江州本草^{凡三卷}を著す。文政五年江戸郊外瀧川村の風物を愛し若干の地を得て自己が甲冑を着せる石像を舊穴に安置し、又瀧川文庫を建て、自著一千五百餘卷及珍奇の古書數百卷を藏め、此間に風咏して樂めり。又曾て澁谷村目黒に別荘を設け風流自ら娛しむ九年長男富藏此にあつて隣人と争ひ、遂に彼を殺傷す。十月六日幕府は守重を家事不行届の故を以て大溝藩分部若狭守へ預けられ、富藏をは伊豆八丈島に配流せり。(富藏の宣告は翌年四月二十六日なり。)大溝藩にては同日之を江戸の上屋敷に引取り、同邸内に獄舎を建てしが、翌年二月大溝に送れり。五日江戸を立ち、十九日大溝に着す。亦邸内に獄舎を新築す。(總門内突當り)獄舎は平家建にして外

圍に一丈五尺の竹矢來を結び、其内に木柵あり、又其内に木造の高塀あり、共に高さ一丈なり。獄舎



近藤守重墓

は獄吏の詰所相並び、守重の室は四疊半なり。此處は其終焉の室なり。守重此にて小人(役名)をして野外の草花を集め來らしめて江州本草三十卷を著す。群書を閱するの傍ら藩の子弟を聚めて學事を勧め、經史を講説せり。此より大溝藩の文教大に振興す。天保十二年六月十日より病み七月十六日歿す。(實際は六月九日中症にて歿す、七月十六日は江戸より檢使の當りて檢視ありし日なりと云ふ。)年五十九。同日藩主厚く之を菩提所大溝町瑞雪院に葬る。萬延元年三月十八日將軍家齊十三回忌辰に丁り、其罪を赦す。即ち大溝藩は圓光寺をして諡號を定めしめて自休院俊峯玄逸禪定門と云ふ。此時位牌を新調す。位牌は圓光寺にあり、此時瑞雪院無住の爲め其本寺に安置したるなり。明治四十四年九月十九日正五位を追贈せらる。守重が獄中の作

諸公粉飾太平春、只合靡才老小民、形勢誰能指其掌、久要吾欲託何人、青山採藥休相笑、白首著

書慵傲嘔、聞道魯連耻秦帝、賈生痛哭亦傷神

富藏も父と同じく萬延元年に赦免せられしが、猶八丈島に留り同島の浮田氏を娶る。明治十四年三月瑞雪院の父の墓に展して法會を營む、時に歳七十七なり。其後十九年頃同島に歿せり。

松平康正 金澤藩士なり。通稱大貳。金澤藩人持組松平久兵衛の第二子なり。同宗松平康職亦人持組にして祿四千石を食む。安政元年康職歿して子なし。康正其後を承けて家を嗣ぐ。同三年小松城番となり、五年算用場會計局奉行に轉じ、能登幕領地の事を兼掌す。萬延元年世子慶寧の側用人となり文久二年三月扈從して江戸に役す。三年二月老職に轉し、六月加判に列す。十月慶寧及び嫡孫多慶の側用人を兼ねぬ。元治元年正月藩主に從て京師に居り、三月二十六日閣老水野和泉守の營に詣り、藩主の建言書を致す。既にして慶寧、父に代りて入京す。是より先き長門藩主毛利父子朝譴を得て國に居り、其臣福原越後等伏見嗟峨に來り其冤を訴ふ。慶寧夙に罪なきを知り、幕府に辯疏す。康正、同職山崎範正と使命を奉じて、二條關白、一橋中納言、會津中將、老中稻葉美濃守等の館に詣り面陳する所あり。一橋中納言等其言を聽かず、朝議長藩の訴願を納れず。七月十九日慶寧乃ち老臣與村伊豫守を留めて、遽かに京師を去る。藩論其行動を非とし、藩主は老臣長大隅守をして世子に途に會ひ、引き返へさしむ。慶寧は海津に返り、使を遣りて退京の事情を陳疏せしむ。藩主は又老臣前田土佐守を遣して慶寧の謹慎を命じ、且つ國に歸らしむ。藩論は慶寧の行動は長藩に與するの嫌あり、國難を招

くものなりとし、罪を從行の老臣に歸し、責問頻りに至る。康正以爲く、事此に至りては辯疏すべからず、且身輔導の任にあつて此間に處する能はず、以て咎を世子に致し禍を國に及ぼす、罪此より大なるなし、一死以て責を引くべしと、密に之を土佐守及び横山隆淑に告げ、世子海津を發するを待て自ら決行せんとす。慶寧海津に滞在すること十餘日、八月十一日を以て歸路に就く。康正一驛を後れて之に從はんと請ふ。慶寧の駕、康正が旅舎正行院の前を過く。康正正服して院前に出で、拜す。慶寧其意を知り輿中より願望し、涙を揮ふて去る。康正内に入り家臣志賀喜兵衛、佐川良助等を召し、後事を託して屠腹す。年四十二、良助其首を斬り、喜兵衛趣を土佐守の旅宿に告ぐ。土佐守來つて其屍を檢し、世子に追及して具に其狀を聞す。慶寧涕泣して曰く吾當に畢生大貳の忌齋を修め、以て其忠に答ふべきなりと。康正死するとき喜兵衛良助殉死を請ふ。康正聽さず、嗣子を輔導せしむ。喜兵衛等其屍を收め、正行院にて荼毘し、金澤野田山先塋の地に歸葬す。藩主其忠烈を嘉し、祿七百石を加賜し、同族康又が長子康蕃をして其後を嗣がしむ。慶應元年四月幕府命じて慶寧の謹慎を解かしむ。慶寧即ち賻及び祭糝料を其家に與ふ。明治三十一年七月、朝廷其志勤王に存するを以て從四位を追贈せらる。灰墓は正行院に在り。海津村の有志相謀りて大正六年碑を同院に建て、其遺烈を不朽に傳ふ。

朽木雄六 名は溫壽よしひさ、朽木村大字市場の人、家系は朽木家より分れて、其家臣なり。父を溫綱よしつなと云

ふ。雄六は七男なり。安政元年を以て生る。幼より勇武を好み、濶達にして明敏なり。王政維新後藩兵を置きし時に雄六年僅に十五歳にして歩卒隊長を命せられたり。廢藩の後京都に出で邏卒となり、其後北國に赴きしが、身を止むるの地を得ずして郷里に歸り、兄權太夫が小學教師たりしを以て暫時彼を補助したり。明治七年政府は將校養成の爲め其候補者を募りしかば、雄六之に應じ、十二月兵學寮入學の辭令を受けて上京し、翌八年一月陸軍戸山學校に入學す。翌九年三月八日卒業、陸軍少尉試補に任せられ、四月名古屋鎮臺歩兵第六聯隊に赴任し、六月第三大隊第三中隊附となる。十年西南の役起り、二月出征し、三月肥後に着陣して、四月十五日重圍に陥りし熊本城と連絡を通ずるを得たり。三十日少尉に進み、第四旅團第一大隊第二中隊附となる。此時官軍は鹿兒島の虛に乗じ、河村參軍指揮の下に別動第一旅團第四旅團をして之を占有せしむ。雄六等は五月初旬に鹿兒島に入れり。其後官軍は鹿兒島北方吉野原附近の敵兵を掃討する目的にて二隊となり、一隊は鹿兒島よりし、一隊は海路よりして吉野原の北方重富に上陸せり。雄六はその海路の隊に屬して二十二日未明重富に上陸し、吉野街道に至る頃、敵兵頗る抗戦し、敵の銃丸胸に中る。雄六屈せず、部下を督し、自ら旗幟を埋めんとして瞑す。此時雄六聯隊旗手たりしなるべし。時に年二十四。鹿兒島祇園島臺場に埋葬し、遺髪を郷里柏村の先塋に葬る。

高島武修 通稱武右衛門、野田村の人、天保三年十月十八日を以て生る。高島氏は其系佐々木信綱

に出で、代々野田村に住し、豪農を以て聞え、郷代官を勤む。武脩は父武右衛門の第六子なり。庶兄別に一家を成したる爲め家を繼ぐ。幼より力を農事に竭したるが故に家道益豊なり。明治元年五月學校建設の必要を認めて領主鞠山侯に金五百圓を獻じ、以て藩地鞠山に學校維新館建設の費とす。四年野田村戸長を命せらる。七年八月水利に關し、湖邊河川の事情弊害を論し、其修築保護方法につき左院に建言す。九月高島郡第十區副區長となり、十年十月區長に進む。其間第九番中學區取締、醫務取締を兼ね。八年地租改正の際には高島郡の代表者となり、私かに縣下を巡回して各地の狀況を視察し、奔走盡力して本郡の協定地租に對して不公平の非難なからしめたり。八年五月學區取締となるや、學區内朽木村の如きは山間僻陬にして、幾多の小部落は廣袤八里の間に散在し、各部落に悉く小學校を建設せしむるは至難の事なりと雖も、教育の普及發達を計るに熱心なる武脩は各部落に就き勸説して期年ならずして安渡、大井、枋生、平川、雲洞、富谷、麻生、椋川、峽川、雲溪、凌雲、針畑の十二校の創設を見、又大溝高島方面の鴻溝、永田、音羽、杣山、興道、富坂、鹿瀬、黒谷、鳳嶺の九校も創設せられたり。武脩の各部落に出張する、敢て晝夜を問はず、風雨を厭はず、險路を跋涉し、時に深夜三更の頃、疲勞して山間に眠れること數次に及べることあり。其獻身的行動は當時の父兄をして感動せしめて遂に其目的を達したり。十一年十一月、初て縣會を開設せらるゝに當り、縣會議員選舉會委員となる。十二年六月郡役所設置につき郡書記に任せられ、創設事務繁劇なるも暋勉事に當りて

難色なし。十三年五月三日病で歿す。年四十八。一男六女あり。男信茂家を繼ぐ。信茂は水尾村長、村會議員、郡會議員、縣會議員等の公職に當り、力を公共事業に盡し、又高島銀行の重役たり。大正十三年八月歿す、年六十二。

岩佐貞一 太郎右衛門と稱す。濱分村領家の人なり。父は信一と云ふ。家は系佐々木氏に出で、永正年間此に土着し、佐久間氏領の時その家老職となり、元祿十一年堀田氏領となりてより郡方役を勤む。天保四年西郷氏領となりてより、貞一は用人席を命せられ、地方役として同氏領十三ヶ村石高五千石の租税民政を掌る。明治維新に際し、元年二月太政官より會計裁判所御用掛を命せらる。此時會計局基金として二百萬兩調達之事あり、返濟方法は地高を以てせらる。貞一其命を受けて即ち千五百兩を調達し、猶郡内の富豪を勧誘す。其額一萬七千兩に及ぶ。二年十一月大津縣權少屬となりしが、三年六月辭して郷里に歸る。某年湖邊字大袋おんぶくろの蘆原三町餘歩を埋立て水田として厚生利用の途を謀る八年の地租改正に際しては自ら測量製圖に當り、郷黨其澤を蒙る。十七年三月十七日歿す、年七十五。一男二女あり。男徳一家を繼ぐ。徳一亦大津縣に仕へ、後縣會議員に選ばる。

中田長啓 大溝藩士なり。孜々齋と號す。文政五年十月を以て生る。幼にして穎悟、神童と稱せらる。伊藤長詔の門に入りて古義學を修む。書は粟田流、和歌は桂園派、茶道は杉本晋齋流を好くす。年十六大溝藩の史官となり、次で藩校教授たること十二年、明治元年正月郡代官となり、二年十一月

藩政參謀に進み、三年十一月藩校一等教授に轉す。四年六月廢藩と共に廢校となる。五年四月高島郡第十一區長に擧げられ、六月辭職す。老後報恩謝徳の爲め分部神社の創立及維持法を講じ、又勤儉貯蓄を稱へ共同積立講を組織す。其法、貯蓄して國庫債券を購ひ、満期に至りて其債券を分配するにあり。二十二年十二月歿す。年六十六。三男あり、長子長茂家を繼ぐ。長茂聲望あり、大溝町長、縣會議員、衆議院議員に選任せらる。

二男長富別に家を興して、本庄村大字川島に住し、明治十八年南船木村外四ヶ村戸長に擧げられ、二十年四月田中村外三ヶ村戸長に轉す。町村制實施後本庄村長に擧げられしこと二回、以て村自治に力を致し、其後三度郡會議員に當選し、二度議長となる。村治郡政上の功績を賞して滋賀縣教育會より表彰せり。大正四年四月二十五日歿す、年六十二。

川島宇一郎 廣瀬村大字長尾の人なり。天保十二年十月五日に生る、長じて京都の儒者巖垣松苗の門に入りて漢學を修め、別に一刀流戸田榮之助に就きて劍道を學ぶ。明治八年七月區長となり、九年十月願に依りて免せらる。十二年縣會議員に選ばる。同年六月九日高島郡書記となり、同十九日願に依りて免せらる。十三年三月縣會議員補缺選舉に當選し、副議長に推さる。十四年二月又縣會議員に當選し、議長及び常置委員となり、十七年五月十九年一月並びに再選、又同役に就く。二十年四月四日栗太野洲郡長に任せられ、二十二年五月九日依願免本官。二十三年縣會議員に當選し、又議長とな

る。二十四年衆議院議員補缺選舉に當選、二十六年二月再選せらる。三十三年十月縣會議員に當選、三十四年農工銀行監査役に當選、三十七年一月同取締役に當選、又同月近江米同業組合長に推選せられ、別に株式會社高島銀行頭取に推さる。同年十二月十五日病を得て歿す。享年六十四。慶應年間より長尾村の自宅に私塾を開き漢學を講す。公職に就きし間は一時閉鎖したることありと雖も、晩年には又地方青年を集めて讀書算術を授けたり。

前田習齋 名は長遜、字は子謙、習齋と號す、通稱孫惣。大溝藩士なり。天保九年十一月六日を以て生る。弱冠にして出仕し、修身堂學頭、幼君の傳、侍讀、元締役、郡奉行、幼君側頭取等に歷任し、明治維新の際大溝藩權少參事となり、民政局兼刑法局大監察に任し、改制の後に藩大屬となる。廢藩の後は退いて仕へず、優游して生徒に教授し樂とす。明治三十八年一月五日歿す、年六十八。大溝圓光寺先塋の域に葬る。墓銘

池田白鷗 名は光重、文政十二年二月六日朽木村大字大野に生る。其先は池田輝政に出づと云ふ。代々朽木氏に仕ふ。白鷗、人と爲り溫厚にして書畫及び和歌を能くす。嘉永四年正月江戸勤番となりしが、後感する所ありて官を棄て諸國を遊歴し、安政五年六月青蓮院宮尊融法親王に奉仕す。既にしが、朽木氏、宮に請ひて白鷗を召し、用人掛に補す、時に文久三年六月なり。維新の後郷里に隱栖したるが、明治十二年出て、京都府に勤む。室及び嫡子を失ふに及んで官を辭し爾來風月を友とし、筆

を携へて諸國を漂遊し、名を諸名流の間に知らる。四十一年二月十八日郷里に歿す、年八十。著はず所長防戰爭記、雜說集等あり。

淺見俊雄 通稱安左衛門、柳南と號す。新儀村太田の人、俊勝の長子なり。少壯三府に遊び、醫及び漢學を修め、歸郷して明治十七年以後吏員となり、保坂村外九ヶ村聯合官選戸長となる。二十一年京都市報社創設の時會社に入りて庶務課長並に編輯係たり。二十三年國會開設の際、自由黨が山縣總理大臣に致せし辭職勸告書を登載して條例違犯となり、輕禁錮及罰金刑を受く。出獄後は母の志に隨ひ郷里に歸り、郡村の事業に斡旋す。其間村會議員、村長、郡會議員となり、小學校併合問題に力を盡せり。三十年九月藤樹先生二百五十年祭、四十一年六月の同贈位奉告祭、常省先生二百年祭等には常設委員となりて祭典儒式の次第を調査す。三十五年四月太田神社菅公一千年祭には東風會を組織し、募集金二千五百圓を得、盛大なる祭典を行ひ、猶殘金五百圓は太田神社維持金に寄附す。日露戰役我軍樺太を占領するや近藤重藏が舊功を回想し、其傳記を調査す。東京圖書刊行會にて刊行せり。太田郵便局再設を希望し有志と共に四十年六月京都局に請願せしが、八月大字北畑にても出願したるを以て、私費にて東上し、遞信省に陳請し、四十二年四月大字新庄に開局するに至れり。又綱齋先生事蹟顯彰を謀り、鳥邊山の墓所を修理すること二回、四十四年の贈位奉告祭には委員となりて大に盡力せり。又其著書忠士筆記を印刷頒布せり。常に史跡の調査に努め、繼體天皇袍衣塚、鴨村古墳彦主人王

陸墓等大に力を致せり。明治四十四年十二月十一日歿。年五十五。

石井田與三松 榕園又貝濱と號す。海津の人、安政二年四月十日を以て生る。其系は石田三成に出づと云ふ。幼にして慧敏なり。近村の老僧に就いて句讀を受け、後自ら切磋して漢數博物の學を究む家は雜貨商なり、幼より家業を助く。年長じて海津郵便局長、高島銀行取締役となり、又海津村長、郡會議員、郡教育會副會長の公職につき、郡村自治の爲に盡瘁したる功少なからず。品性高潔にして圓滿なる常識を備へ、人生を達觀して處世の眞諦を體得せり。人の稱して藤樹先生の遺風を享けたりとなすものあるは自ら慎み自ら守ること愈堅實にして、實踐窮行を主義となすを以てなり。郡會議員の再選及び縣會議員の候補を辭したるが如きも性權謀を好まず、且は彼等の間に青樓等にて公事を謀議するを厭ひしに因る。又奢侈を戒め、酒色に近かず、勤儉自ら守るも、しかも世の義理人情を解せざるものにあらず。義俠心ありて其徳を受けしもの少からず。彼は和歌を好み嘗て袖の題にて詠して曰く

神々にふりはなたれて我せばき袖にもすがる人のある世や

彼が家を志保屋甚六と云ふを以て海津の甚六と稱すれば徳行家として近郷の者は誰しらぬものなし。與三松は宗教上に於ても皆一己の見あり、盤根錯節に遭遇すれば天の己を試むるなりとせり。又折にふれての詠に曰く、

うき事のなほあらばあれあらずとてやすかりぬべき我世我身か

又政治の中心を去る遠き湖北の一隅に起臥しつゝも尙時世の推移に着目し、政治上に於ても温健の思想を有せり。大正三年八月二十八日忽に病んで歿す、年六十。三男あり、長男甚造早く歿し、二男勘

二家を繼ぐ。與三松嘗て處世の要訣を著す。又漢詩を好みて詩集一卷あり。晩年和歌を好み又歌集一卷あり。

福井彌平 饗庭村旭の人なり、嘉永三年

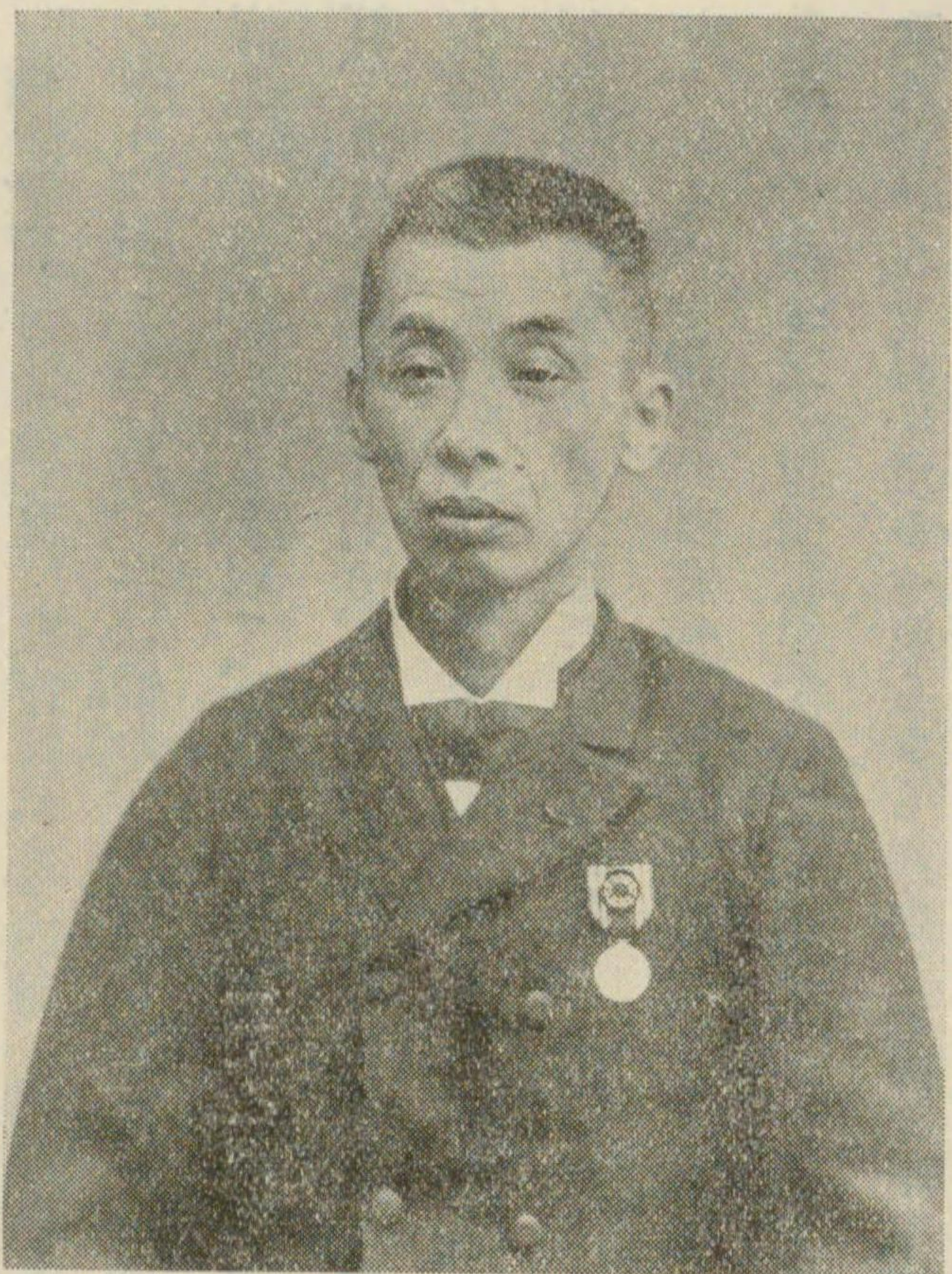
正月十一日を以て生る。父を横江彦左衛門

と云ふ。彌平十八歳の時大溝福井氏の養嗣

となる。福井氏は代々酒造家にして家富

む。明治維新の頃に藩の貢米を引受け、其

額を金納し、其米を以て醸造の料に充つ。



松三與田井石

明治七年九月戸長となり、十年之を辭す。十二年縣會議員に當選し、其後鴻溝學校學務委員、縣勸業

諮問會員、破産管財人、赤十字社滋賀縣支部協賛員等となり、最も教育事業に盡瘁したること多きを

以て、四十四年縣より其の功勞を賞せり。三十四年貴族院多額納税者議員選舉に際し互選有資格者た

り。四十年一月株式會社滋賀縣農工銀行取締役となり、四十四年二月同行頭取に選任せらる。大正五年一月滿期退職の後も猶取締役たり。十年三月十六日病で歿す。年七十二、四男四女あり。長男滿壽吉家を繼ぐ。

儒學教育

中江藤樹 名は原、字は惟命これなか、通稱與右衛門、青柳村大字上小川の人なり。藤樹の下に産れ、後藤樹の下に學を講ずるを以て、門人藤樹先生と稱す。又夢中に人ありて光嘿軒の號を授くと見たりしかば、光字を謙遜して省き、嘿軒と號す。又顧軒とも云ふ、一に顧軒に作れるものあり、今神主の上箱によりて顧軒とす。僻地に生れたりとも兒として野鄙の習ひに染まず。九歳の時、祖父吉長嗣とせんが爲め伯耆に伴ふ。吉長は伯耆加藤侯が高島城主たりしとき之に仕事す。自ら手筆に拙きを悔い、勉めて此兒に學ばしめしに、其書驚くばかりなり。十歳の時加藤侯、伊豫大洲に轉封されしかば、祖父に従つて移る。十一歳師に就いて大學を讀み、自天子以至於庶人、一是皆以修身爲本に至り、嘆じて曰く幸なる哉、此經の存するや、聖人豈學んで焉に至るべからざらんやと。因て涙下つて其衣を沾すに至る。十三歳の時祖父が郡宰たる風早郡凶作にして郡民逃遁を圖る、吉長堅く之を禁ず。奸人須卜と云へるものありて密に郡民を煽動す。吉長即ち之を殺す。其子吉長を仇とし報復を圖る。藤樹命を受けて邸内を巡察す。深更賊黨吉長邸を襲ふ。吉長彼を退く。此時藤樹幼と雖も神色自若たり。人其膽勇を稱す。十五歳の時祖父を失

ふ。寛永元年即ち十七歳の夏、京より禪僧來りて論語を講ず。大洲の士風武を専らにし、文學の業を弱しとし、敢て聽くものなし。藤樹獨り往きて學ぶ。論語上篇を終りて僧京に歸りし後は、又師とすべき人なければ、四書大全を購ひて熟讀す。然ども他の誹謗を恐れて晝は終日諸士と應接し、毎夜深更に及び、二十枚を見るを業とす。已後も師なくして困學して年を経聖學を以て己が任とす。寛永二年父歿す、藤樹猶大洲にあり、其間母を故郷に省すること二回、九年春之を伴ひ歸らんとすれども母はきかざりしが故に、獨り大洲に還る。時に大洲侯、弟を分封して新谷侯とし、藤樹をして之に仕へしむ。此冬詩あり、友に示す。其詩に曰く、

産業隨時必勿擇、伊耕莘野呂漁翁、君看不有般周遇、依舊釣磯畝畝中、
その致仕して歸り武士を止めて野に下りたりとも、恥つるところなき意を述べたるなり。翌春元日韓詩外傳の阜魚が傳を讀み、樹欲靜而風不止、子欲養而親不待に至りて母を思ひて已ます。乃ち詩を賦して曰く、

羈旅逢春遠耐哀、縉纒黃鳥止斯梅、樹欲靜兮風不止、來者可追歸去來、
兼て致仕を請へども許されざるを以て、更に書を家老佃氏に送りて衷情を披きて懇請し、故郷に母一人あり年老いたれども孝養するものなく、さりとして其地を離れて當地に來るを欲せざるが故に、母一人子一人の事なれば、是非とも歸郷せねばならず、又職を辭して歸郷すとも仕を他侯に求むるに非ず、

母なきのちに二度召し抱へらるゝならば奉公すべき旨を誓へり。(其書今に伊豫大洲藩士中村四郎大夫に存す) しかも猶許されざるを以て十月終に逃げ去る。其時今年の祿米は悉く倉に積み置き、前に友人に借りし米穀ありしかば、器物を賣りて是を償ふ。近江に歸りし時銀纒に三百錢ありしを、祖父の時よりの召使の依る所なからんを憐みて、貳百錢を與ふ。其者賜ふところの過半なるを以つて敢て請くる志なく、只従ひて艱難を共にせんと云へるも、強いて與へて歸せり。残りの銀百錢にて酒を買ひ、自ら之を農家に賣りて、其利にて母を養ふ。後又佩刀を賣りて銀十枚を得、是にて米を買ひ農家に貸す。息をとること世人より甚だ少なければ、返濟を促さずとも皆是を返す。藤樹子弟の爲めに講書する時は店頭を守るものなし、酒を買ふもの自ら之を量り、其價を置きて去る。敢て之を掠むるものなかりしと云ふ。年三十にして高橋氏を娶る、格法に依るなり。其女容貌甚だ醜くかりしかば、母憂ひて出さんと欲せしかど、藤樹固く辭す。彼女容貌醜しと雖も性甚聰明にして心を用ふること正し。常に諸門人を會して夜半或は五更に及べども終に藤樹に先達つて寝ねず。常に小事と雖も命をうけざれば行はず。三十四歳伊勢大神宮に參拜し、詩あり曰く、

光華孝德續無窮、正與犧皇業亦同、默禱聖人神道教、照臨六合太神宮、

藤樹は兼て鬼神を遠ざけ神に詣せず。此に至りて其非を悟り曰く、大神宮は我國開闢の祖神なり、我國に生けるもの詣せざるべからずと。是歲熊澤蕃山來りて強て門弟となる。藤樹從來朱子學を尊信し、

門人に示すに小學の法を以てす。故に門人格式に拘泥して、氣象迫りて圭角を持するに至る。藤樹年三十三にして王龍溪語録を得て始て陽明の説に接し、漸く拘泥の非を知り、のち諸生に示して曰く、吾嘗て朱子學を尊信し、汝輩に命じて専ら小學を以て準則となさしむ、今始て其拘泥の甚しきを知る蓋し格法を守ると名利を求むるとは日を同くして論すべからずと雖も、其眞性活潑の體を害するは一なり、汝輩聖賢の書を読む、宜しく其意を師とし、其跡に泥むこと勿れと。其後陽明全書を購ひ得て頗る發明する所あり、遂に一家の學を起すに至れり。此に於てか我が國の陽明學派は起れり。井上巽軒は其王學を唱道してより僅に八年にして歿したるを惜み、其學問識見已に深遠なるものあれば、若し命數をして壽ならしめば、其造詣する所必ず測り知るべからざるものありしならんと云へり。此後藤樹は其先きに著す所の大學啓蒙、孝經啓蒙、藤樹規、學舍座右銘、原人、持敬圖說等の説の未だ全からざるを悟り、改作せんと欲したるも多病にて果さず。論語も郷黨の篇より先進二三章に及びて完備に至らず。又其著翁問答を書賈傳へて印行せるを聞き、其書も一家の説に慚はざれば破らしめたるに、書賈その費を歎くにより、償の爲めに、女誠のために著はしたるものを鑑草と題して授けたり。藤樹は又醫書を購じ醫學を教へて其著あり。醫筌は大野了佐の爲めに著す所なり。了佐は大洲の人なるが、愚魯にして士たるに足らざれば、父賤業を營ましめんとするを憂へ、來つて醫とならんことを請ふ。藤樹其志を哀み、大成論を讀ましむるに纔に二三句を教ふること二百遍計り、食頃忽ち忘却す。

又來り讀むこと百遍餘にして始めて記得す。斯くの如くして久しきを経て後終に醫を以て數口を養ふに至れり。教へて倦ざるの實を見るべし。先生人に語つて曰く、吾了佐に於て殆ど根氣を盡せり。然れども彼努めずば能はざるなり。彼愚昧といへども勵勉の力は絶奇なり、況や了佐ならざるものは其勉強の驗を知るべしと。小醫南針、神方奇術等は山田森村兩醫生のために著す所なり。慶安元年八月二十五日病で歿す。年四十一。病革るに及んで几に倚りて端坐し、盡く婦女を遠け、門人を召して曰く、吾去らん、誰か能く斯文に任ずる者ぞ、と言ひ畢つて溘然として逝く。或は云ふ、藤樹常に喘息を患ふ。疾起る毎に數枕を累ねて臥し、癒ゆるに従ひて之を去る。病已に革まる時、母今如何と問ふ。藤樹母の憂ふるを懼れ強ひて手から一枕を去りて曰く、少しく癒ゆと。母曰く然らば不日必ず起たんと、悦んで室を出づれば藤樹已に逝けりと。藤樹身體肥滿せるが如し。大木月峰が行狀にも四體豊肥とあり。二十五歳の時喘息を患ひてより、身體強壯ならざりしなり。然も常に光陰を惜んで力を學問思辨に用ひ、孜々として怠らず、毎夜諸生と會講して夜半を過ぎ、或は五更(午前四時)に及ぶことあり。圍棋の如きも曾て之を習ひしが、學問に従事するに及んで、全く之を廢せりと云ふ。藤樹の學は孔子の聖を學ぶにありと雖も、亦博く儒教以外にも及べり。其母深く佛教を信するを以て、母の爲めに屢佛書を講せり孟蘭盆會の時の如き、母と共に佛壇を祭ること甚だ懇懃なり。其意蓋し母の意思に逆はざらんを欲してなり。爲人朴直誠實人を帥ゆるに躬を以てし、賢愚となく皆其德に服し、感化

する所尋常ならず、一二の例を擧ぐれば、閑散餘録に「アル時竹橋ニ乗リテ江州ヨリ京ニ到ル、其道中ニテ竹橋ニ乗リナガラ轎夫ニ向ヒテ性善、良知、良能ノ事ヲ説話セラレケレバ、心ナキ轎夫モ落涙シテ悦ビシトナン實德ノ物ヲ感動セシムル、此ノ如キニ至ル賞嘆ニ堪ヘタリ」窓のすさみ追加に「近江大溝にて罪人有て入牢せしが、さのみ大罪にもあらざりしかば、所のものども藤樹の許に往て、何ぞ免さるゝやうに御言葉をかけられ給へか」と一同に歡喜ければ、其の旨通じさすべしとて、夜さり有司の宅に往、宵過ぐる迄四方山の物語し、其事は言出さずして歸られける、翌日有司彼罪人を免しければ、諸吏云やう、何とて今日速に免され候ぞと問しかば、藤樹の扱有うへは仔細に及べきやうなしと云、夜前の御物語、其沙汰は無りしがと云ければ、その言はなかりしが、先生夜陰に來臨しまめやかに語られしに、何となく其ことならんと心にうつりて覺しと答けり、至誠人を動するの義にや、と見えたるが如し。門人西川季格、藤樹を評して曰く、其日用行住坐臥の體を見るに誠に平人の及ぶべきものにあらず、其德容尊んで親まずと云ふ者なし、是れ實に扶桑古今一君子なり」と。世に尊稱して近江聖人と云ふ、備前侯池田光政崇敬すること深し、其神主を城中に設けて之を祭る。侯卒去の後八木山鏡石神社の側に小祠を設けて國祖神社の從祀とし、之を藤樹社と稱せり。明治四十年十月廿三日正四位を追贈せらる。藤樹に三子あり、長は宜伯、仲は仲樹、季は常省。嘗て備前侯池田光政幣を厚うして藤樹を聘す。藤樹大洲を去る時二君に仕へざるを誓ひしを以て之を辭し、其子及門弟を

して仕へしむ。宜伯、通稱太右衛門、慶安三年備前侯に客分として召抱へらる、時に九歳なり。寛文四年五月十二日備前に歿し、岡山城東平井山麓に葬る、年二十三。墓誌銘は熊澤蕃山の撰書と傳ふ。仲樹通稱藤之亟、又備前侯に仕へ近習を勤め、新知百五十石を賜はる。病て京に入り療養中寛文五年正月二十三日歿す、年二十、東山黒谷に葬る。常省の傳別に在り。藤樹の居を藤樹書院と云ふ、書院の事又別に記す。(第二編第五章第五項)

著書

大學補拙 一卷、二十一歳の時の著なり

孝經啓蒙 一卷、漢字ヲ以テ書ス

先生淵氏ニ告テ曰、此經ノ精義啓蒙ニ於テ未盡トイヘトモ學者句讀ニヨリテ大意ヲ見ルニ便リスト云々

大學解 一卷、倭字ヲ以テ書ス

古本ヲ宗トス其辨考ニ委シ、經一章ヨリ正心ノ工傳ニ至テヤム、但シ誠意ノ傳其末ヲ缺ク

中庸解 一卷、倭字ヲ以テ書ス

僅カニ首書ニシテヤム其後加世氏先生講義ヲ聞テ私ニ記ス處廿餘章、先生ノ解ニ附會スル本アリ詞甚々鄙俚也、後世誤テ先生ノ解ニ混スベカラズ

大學考 一卷、倭字ヲ以テ書ス

晩年ノ作ニ出ツ、故ニ親民ノ說解ト稱異也

論語解 一卷、倭字ヲ以テ書ス

都テ九章、學而時習章、絶四章、君子於天下章、逸民章、回也其庶乎章、君子坦蕩々章、參乎吾道章、君子不動章、顏淵問仁章也

鄉黨篇註解 三卷、漢字ヲ以テ書ス

全篇是ヲ註ス驚頭アリ、共ニ先生ノ作也先生四書ノ註解ヲ作ランコトヲ思フ、其年幾クナラズシテ没ス學庸ノ解スラ終篇ナラズ、知ル人はヲオシム、寛保二壬戌年秋九月洛下石川惟元刊行ス

翁問答 上中卷六册

先生自ラ改定センコトヲ欲ス其旨趣中川氏ノ跋ニ見ユル、僅カニ改定セシ辭、問テ曰、答テ曰トアリ、其體充ト詫シ、師之曰クト書スルコト心ニカナハザルヲ以テ改ムルト云リ、是先生ノ自ラ淵氏ニ告ル所也

春風 一卷

鑑草 八卷、或人ノ曰妹ニ書興ヘ玉フト云リ

文錄 五卷

書翰 一卷、別集一卷、餘章一卷

捷徑醫筌 六卷

大野了佐與州ヨリ來テ醫ヲ學ブ、此人ノ爲ニ發明シ給フ醫書也

日用要方

第一編 第六章 人物

神方奇術 一卷

森村氏山田氏興州ヨリ來リテ醫ヲ學ブ是人々ノ爲ニ發明アリ

小醫南針 右同斷

上棟 中棟

持敬圖說並原人 上下二冊

宇佐美軍書 先生ノ註釋多シ

孝經講義 一卷

中村所左衛門先生ノ講辯ヲ聞録スル書ナリ

百人一首ノ歌ノ詩トテ百詩アリ

詠 草 一卷

以呂波歌

女夫人ノ爲戒ノ爲ノ任附歌也

以上は行狀聞傳に據る。門人岡田仲實の子季誠は中江常省に學ぶ。藤樹の著書を收録して全書を編次す。其稿江戸の大火に灰燼となりしかば、再び草稿を集めて之を編す。未だ刊行せず。志村巳之助齋藤耕三共編する所の藤樹全書は明治二十六年の印行にかゝる。藤樹の書に非ざるものを收録せり。藤樹氣象正大思想高尚なるが故に、詩文も亦誦すべきものあり。門人熊澤蕃山が歲晚備前に還るを送れる詩

昔年無_レ歳日、何意上_ニ藤亭、遂_ニ汝雲霄器、差_ニ吾犬馬跡、梅花梅邊白、楊柳眼中青、倘假滄江上、西風吹_ニ客塵、

勿_レ縱_ニ染指之欲、 降るま見ば積らぬ氷きにはらへたゞ風ある松に雪折ればなし
偶成 たのしみを外にもとむる世の中の人ばましろの月を捉るかな

門人の中殊に顯はれたるものを熊澤伯繼(蕃山)とす。其說師説に背く事多かりしかば藤樹の門人清水季格、集義和書顯非二卷を著して其説を駁せり。其他門人の備前侯に召されしものに中川謙叔、泉仲愛、中村叔貫、加世季弘、谷川寅等あり。淵宗誠(岡山)は京にて王學を講せり。

藤樹の大洲に在る十五ヶ年なり。藩主加藤泰溫ヤスハルは藤樹の學統を繼げる三輪執齋の門弟川田雄琴を聘して明倫堂を建設し、藩の子弟の爲めに藤樹の遺緒を紹述して實踐躬行の學を講せしめたり。堂は廢藩置縣の際に廢せり。又明治三十五年九月廿五日、二百五十年忌に當れるを以て有志胥謀りて其宅址大洲小學校にて祭典を執行し、其後城山天主閣址にその銅像を建設し同四十三年十月十一日除幕式を舉行せり。臺座の贊に曰く

内外登徹 八面玲瓏 千古聖德 萬衆知崇

と(井上巽軒撰文、舊藩主加藤子爵揮毫)縣立大洲中學校も又其舊宅址なるを以て、藤樹先生邸址の碑を建て子弟が追懷の資とせり。猶藤樹の學説及其著書については陽明學派の哲學參照すべし

藤樹先生贊

淡海吹起、陸王儒風、豈翅善身、誨人有忠、爲母顯祿、旋郷色愉、于嗟篤孝、性手學乎 藤井 懶齋
何要後進贊、和光而同塵、早已有天爵、日近江聖人 杉浦 重剛

系圖 (姓藤原、其先湖東ヨリ出ヅ)

吉長 小字徳松、稱徳左衛門、任大溝城主加藤遠江守、從移米子又移大洲、食祿百五十石、元和八年九月二十二日歿、年七十五、妻下小川村小島左近吉頼女、元和七年八月七日、歿年六十三

吉次 小字徳之丞、稱徳右衛門、家居不仕、寛永二年正月四日歿、年五十二、妻名市、小川村宗左衛門女、寛文五年五月廿二日歿、年八十八、諡榮松

吉久 中江三郎右衛門、住小川村、子孫代々稱傳次郎又仁兵衛

元立 中江文六、號崇保軒、住京、業醫、治之 中江右門、號信古又好古、住堂上方、住京(一ニ元立、治之同人トス)

女 名房、嫁廣野貞圓、壯年間奉公堂上、能書、爲女子指南

立重 中江與市、後稱敷馬、某 中江惣八、實穂積氏男、後繼伊勢龜山本田主膳臣高橋氏、秩百七十石、勤勘定方、依同役罪秩半減、後致仕上京、寓穂積氏

女 名珠、嫁久我大納言臣穂積頼母

原 初吉久後改原通稱與右衛門、任大洲侯秩百五十石、慶安元年八月廿五日歿、年四十一、妻本多主膳臣高橋氏女、先歿、繼室大溝藩士別所彌次兵衛友武女、名布理、先生歿後歸家、後嫁京西村某

女 名葉、嫁下小川村小島七郎右衛門(改甚之丞)義武改素満、老後稱清心、有一女、嫁上小川村中川權左衛門謙叔生一子、稱來助、後權大夫、與父母共移岡山

宜伯 小字虎之助、稱大右衛門、任備前侯、寛文四年五月十二日於備前歿、年二十三、葬岡山城東南平井山麓、未娶、無嗣

仲樹 小字鑑之助、稱藤之丞、任備前侯、食祿百五十石、寛文五年正月廿三日於京歿、年二十

季重 小字龜之助、稱彌三郎、母別所氏、自根縣爲養東萬木岡田仲實家、萬治元年任備前、繼兄仲樹家、娶同藩長谷川九良太夫女名染、後仕對州侯、後歸小川村、寛永六年六月廿三日歿、年六十二

女 名伊知、於備前早世

女 名染於備前生、嫁大溝藩士藏田與治右衛門

藤助 小字龜之助稱貞平、生小川村、仕對州侯、食祿二百石馬廻格、後大目附、給四百石、娶同藩士總田助作女子孫仕對州侯

彌九郎 與母同寄寓備前家臣長谷川九郎大夫、早世

中江常省 名は季重、通稱彌三郎、藤樹の三男なり。母は大溝藩士、別所友武女、正保四年七月四日を以て藤樹の下に生る。父の歿後母は家に歸りしが故に、襤褸の中より孤となりて、東萬木村岡田傳右衛門にて養はる。萬治元年十一歳にして備前光政侯に召されて近侍となる。之より先き二兄宜伯仲樹皆幼にして備前に召聘されしが、宜伯不幸にして早世し、仲樹も亦寛文五年正月逝く。此に於て常省は家督相續を仰付らる。仲樹嘗て光政より畫幅を賜はりしが、其遺物を常省に渡さるゝに、仲樹の死を惜まれし歌一首を書き添へられたり、

なき人の跡したへこは書きりきよその筆たに形見なるらん

常省壯年に及び學校奉行となり、泉八右衛門仲愛と相役たり。光政致仕して綱政封を襲ぐに及び、哮喘の宿疾ありて役儀勤め難き故を以て致仕して小川に歸り、學を藤樹書院に講ず。近里の子弟等其教に浴せり。宗對州侯禮を厚うして常省を聘す。延寶八年對馬に下り、居ること八年、侯深く其博學大

才に感服し、貞享四年將に朝鮮に派遣せんとす。此に於て思ふ所ありとて暇を請ひて小川村に歸る。其後京都に上り帷を下して家學を講ず。其時姓名を變して江西文内と改め、自ら常省と稱す。父の著學庸力解の完からざるを患へて註解を加へ、狗尾と名づく。狗尾續貂の義に取るなり。同志對馬侯の京屋敷留主居木原壽軒書寫して侯に上る。此に由て再度對馬侯に招聘せられ、客分の待遇を受け、諸色は侯よりの供給にて、子息藤介へ新知二百石を給與せられ、眷遇倍厚し。常省侯に従つて江戸に居る。元祿十一年江戸大火、侯の屋敷も類焼して文庫も焼失し、先考の圖書及自著狗尾等を失ふ。常省悲むこと甚し。後小川村に歸り人に語りて曰く、余不幸にして火災に遇ひ先師の著書多く焼失す、悲み極りなしと雖も、余幸に生存して先考の祭祀を行ふを得るは、不幸中の幸なりと。致仕の後京都四條御旅町の邊に閑居したりしが、病みて郷里小川村に歸る。時に寶永六年五月廿三日なり。郷にある僅に一ヶ月、六月廿三日歿す、享年六十二。近郷の同志相謀り、文公家禮を以て玉林寺先塋の側に葬り、岡田季誠、同志と謀つて石碑を建て、常省先生墓と記す。子藤介對馬に在り、大目附となり、四白石を食む。子孫世々對州侯に仕ふ。常省の著書は常省先生會約一卷藤樹書院に存し、其他は傳はらず。

谷川寅 諱は惟直、儀左衛門又は玄朴と稱す。青柳村大字小川村の人なり。父次郎右衛門は備前侯分知松平石見守の家臣にして勘定役を勤む。大阪陣の後石見守は其家絶え知行は本家に併合されたる

を以て、寅も備前侯に抱へらる。寅、中江藤樹の門に學ぶ、其備前に赴くに際し藤樹、文を作りて之を送る。壯年江戸三年詰の時、愛宕坂の邊に長野佐祐軒と云神道學の達人あり、彼に就いて神道の學を受く、後京に上りて關白一條家政所女佐の臣となり、又所司代板倉内膳正にも召されて講釋せり。佐祐軒は甥右衛を養ひて嗣とし、幾もなくして歿す。遺言して神道の學は谷川子に傳授し置たり、此仁に學ぶべしとありしかば、右衛は京へ尋ね來りて就學すること三ヶ年なり。某年死す、東山黒谷に葬る。中江仲樹の墓と相併べり。

淺見綱齋 名は安正、通稱重次郎、綱齋は其號、中庸の衣錦尙綱要其文之著也の語にとれるなり。新儀村大字太田に生る。其先は淺井郡尾上城將對馬守俊孝と云ふ、京極氏に仕ふ。玄孫俊政、大阪城に在りて眞田大助に屬し、大阪落城後京に入り、元和六年祖先の所縁を尋ねて太田村に來れりと云ふ。綱齋が父道齋は其子なり。道齋本富豪なり、五子あり。世に三子と傳ふれども淺見家にては五子なりと傳ふ。伯を道徹と云ひ、次は綱齋なり。二人共に京に徒りて醫を業とす。此時綱齋は高島順良と稱せり。父二人をして一世に名あらしめんと欲し、財を惜まずして當時の名門大家に見えしめしかば、大に家産を傾けたりと云ふ。其頃綱齋伊藤仁齋に謁したるに、仁齋其尋常の器にあらざるを見て、後ち門人に語りて、他日我説を駁する者は必ず彼兒ならんと云へり。綱齋宏度あり。山崎闇齋に謁してより之に心服し、遂に醫を改めて儒となる。程朱學を治めて砥行植節して同門其右に出づる者

なし。闇齋常に左右を顧み、我門に二人あり、淺見、佐藤(直方)是なりと云へり。綱齋が闇齋の門に入りしは同門の醫永田養庵のすゝめによれり。其年代も或は幼時なりとし、或は二十八歳の時なりと

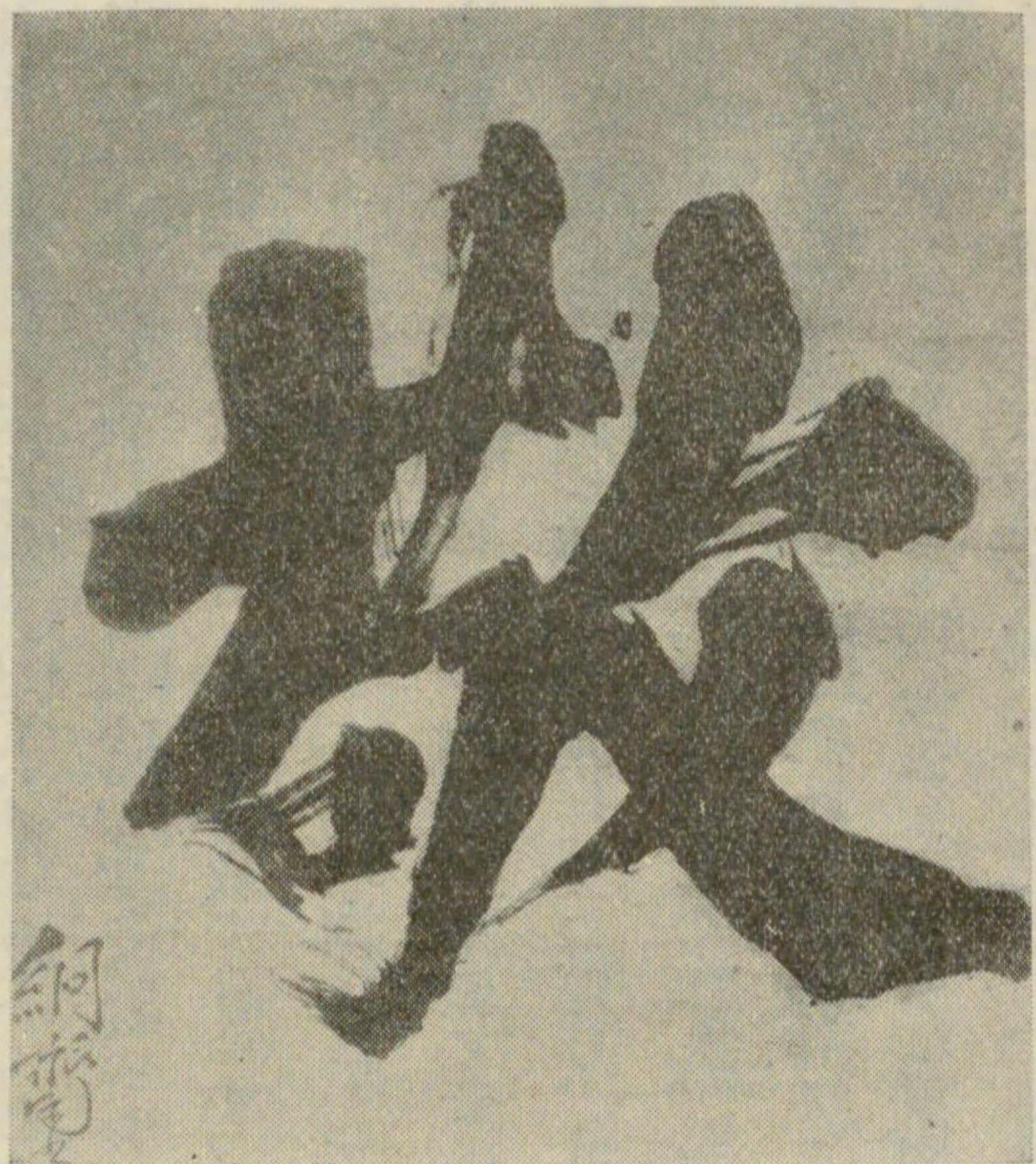


淺見綱齋肖像

し、又三十歳前後なりと稱し、定かならざるが、延寶五六年の頃即ち綱齋二十六七歳の時なるべし。其時綱齋略血を患ひて連日癒えず。しかも闇齋督責して少も假借せず。楨元與之が爲めに闇齋に諷して曰く彼が病狀已に此の如し、姑く業を廢して保養せしめんと。闇齋聽かず。綱齋疾を力めて強て業に就くこと常の如し。未だ幾くならずして疾癒えたり。闇齋曰く死生は命なり、奈何ぞ之をして其志を折かしめんやと闇齋の門下に師説を固守するものと取舍を要すとなすものとの二派あり。綱齋及び佐藤直方は後派に屬して其首唱たり。

り。闇齋が神道説に服せざるのみならず、敬義内外の説に對して亦反對の説を持せり。闇齋一日諸生の爲めに近思録を講じ、敬以直内、義以方外の段に至り、身を内とし、家國天下を外となすの説を

は之れ朱子の義に非ずとし、門人の彼に和するものありて、爲めに劇論を見るに至れり。後に綱齋はなす。綱齋直方敬義内外説、直方は敬義内外考論を著して其義を盡せり。是より師弟の間相協はず。此



淺見綱齋筆蹟

を悔ひ、香を焚いて罪を謝せりと云ふ。綱齋人と爲り嚴毅威あり、聞達を求めず貧窶に安んじ、慷慨自ら喜び、他の儒者の如く諸侯に仕ふるを屑とせず。其貧益々甚だしきも、處士を以て自ら甘んず一日直方に謂ひて曰く、予の斯學に於ける特り先師の遺徳を拾ふのみ耕穫の功あるに非ず。然れども

出處の一事に至りては古人と雖も自ら愧ぢざるなりと。直方曰く古人出處を論ずる、出るには則ち出で處るには則ち處る。子は未だ嘗て出でず、何ぞ自負することをなさんと。綱齋色を正して曰く、仕ふべくして仕へ、仕ふべからずして仕へざると孰か出處にあらざると。門人三宅觀瀾出で、水戸侯に仕ふ。綱齋即ち其志道を行ふにあらずとして、書を贈つて之れと絶つ。晩年に至つて亦直方と絶てり是れ直方が親の喪に居りながら、出て、仕へたるを以て、之を詰して絶ちたるなり。直方後に舊交を思ふて通問せんと欲したるも、綱齋敢て肯せず。三宅尙齋は彼を評して氣質の一癖學問之大疵惜むべしと云へり。其狷介孤峭にして細節に拘々として人と相容れざりし状、想見すべきなり。闇齋歿後、帷を錦小路通(高倉西入)に下し、錦陌講堂と云ふ、其名天下に著はる。講筵の嚴肅なりしことは近世叢語に「晩年錦小路に教授す、生徒大に進む、其書を説くや低聲に説き出し、音調朗唳、一坐肅然氣を屏けて辣聽し、敢て嚏咳欠伸するものなし、一截一章説き畢はる毎に呼んで曰く、理會し去るや否やと、生徒皆稽首して曰く唯と、儀矩森嚴なること官府の如く然り」とあり。又門人が他の師に見ゆることは嚴に之を禁じたり。彼云ふ、孟子は陳相の師死して遂に之に背きけるをすら譏斥せり。然るを今他師に見ゆるは師未だ死せずして既に二心を懷けるなり。かくの如き不純の心にては教を施すべからずと。彼の教育法の嚴なるが爲めに門人も中途にして退くもの多く、業を卒へしものは少なかりしかば、貧窶身に迫りて衣食にすら窮したることあり。門人若林強齋餅を求め來りて進め、母より得たる衣を贈りて漸く嚴冬を凌がしめたりと云ふ。彼が講堂に於ける課程の如きは今知るを得ざれども其講書は全卷を講ずることはせずして重要の二三章について反覆陳論して道心を開發し、士氣を作興することに務めしもの、如く、全篇に互りて講説したりしものは、大極圖説、西銘、玉山講義の如き短篇に過ぎざりしなり。平生好みて用ひしものは闇齋が抄録又は考註に係る白鹿洞學規集註、拘幽操、性論明備録、仁說問答、中和集説、敬齋箴、孝經刊誤附考、及び自家の論述なる靖獻遺言、拘幽操附録、聖學圖、明心説、敬義内外説、仁義禮智説、禪讓放伐辨、中國辨、父母存不許死者、四箴附考、精一集義、物説、氏族辨證等にして、晩年には神代卷を取りて講述せり。寶永六年大津に退き別所村原田佐七の持家に居りしが、再び京に入りて堺町通二條下る東側に移り、庭前に樟樹を植えて望楠軒と號せり。其意我國忠臣の模範は楠公父子にありとし、其忠誠を敬仰したるに由る。又嘗て歌て曰く菊水の旗天誅之れ揚り、櫻井の書世綱以て光ると。夙に皇室の式微を慨し、幕府の專横を憤ること一日にあらず、終身足關東の地を踏まず、食を求めて諸侯に事へすと誓へり。處士にして勤王を唱導したる此に初まれり。又武事を好み、馬に騎り、其帶する所の長劍の鐔には觀瀾が篆せる赤心報國の四字を刻せり。其志す所を知るに足るべし。鐔は方形にして鐵地の表には金銀象箴の上下龍、裏には銀にて此四字を鏤めり。今に愛鏢家に傳へて珍重す。綱齋嘗て近思録を講じ、爲萬世開太平の章に至りて曰く、我今日諸生の爲めに此書を講ずるも亦萬世の爲に太平を開くなりと。又吟じて云ふ、男兒能く